近代日本における筆記具の変遷史

――習字・書写書道教育の基礎研究として――

杉山勇人

研究の目的と意義

近世までの日本において、文字は毛筆で書かれるものであった。近代化の過程における西洋文化の移入によって、鉛筆・ペン・万年筆などの硬筆筆記具が用いられるようになったのである。現在では、日常生活で毛筆を用いる機会はたいへん少なくなっている。毛筆の使用は、学校教育、のし袋・賞状などの一部の実用書式、あるいは芸術としての書道の場に限られているといってよいのではないだろうか。近代以降、筆記の実用性は硬筆筆記具が担うことになった。これによって、毛筆は筆記具としての性格の位置づけに変化を迫られたのである。つまり、硬筆筆記具の普及は、近代日本の書道史、習字・書写書道教育史の枠組みに大きな影響をあたえたことの一つといえる。

本研究は、近代以降の筆記具の変遷過程を明らかにしようとするものである。これまで、筆記具の変遷過程については、いくつかの個別研究を除いて概略的に語られるのみであった。そこで本研究では、先行研究をふまえ、明治～昭和戦前期における毛筆・鉛筆・ペン・万年筆・シャープペンシルの生産量・輸出入量の統計を調査し、当時の筆記具全体の流通量の実態を明らかにしていく。

もちろん、筆記具の生産量・輸出入量は流通量の指標であり、それはそのまま筆記具の普及率を表すものではない。特に輸出量は、国内消費と直接関係がないともいえる。そのため、統計の作成・分析とともに、文献資料にみられる筆記具の普及状況を照合する必要がある。硬筆筆記具の普及状況は、それぞれの

筆記具の製造・販売に関わる文献や、習字・書キ方教育に関わる文献のなかで断片的に語られている。こうした記述を整理し、統計とともに検討することで、筆記具の実際の普及状況に近づけるのではないかと考えている。

近代以降、文字を書くことの教育の制度的、思想的変遷の背景には、つねに一般社会における硬筆筆記具の普及状況が影響していた。そのため、習字・書写書道教育史の基礎研究として、近代における筆記具の変遷史を明確にしておく必要があろう。また、硬筆筆記具の普及は「毛筆で文字を書くこと」の社会的意義を変えていくことになった。このことは、学校教育のみならず近代の書の概念にも影響を及ぼしたと考えられる。本研究は、近代以降の書道史研究及び、習字・書写書道教育研究をさらに深めていくための基盤となるであろう。

第一章　近代日本における筆記具の生産量・輸出入量の統計

第一節　筆記具別生産量・輸出入量の統計の作成について

明治〜昭和戦前期における筆記具の変遷過程を明らかにするために、まずは筆記具別の生産量・輸出入量の統計一覧を作成していきたい。

本研究では、毛筆・鉛筆・鋼ペン先（筆嘴）・万年筆・シャープペンシルの国内生産量、輸出量、輸入量について、その数量と金額を統計資料から抽出し、一覧を作成した。毛筆と鉛筆については、すでに先行研究において統計一覧が作成され、考察されているものもある。ここでは、それらの先行研究をふまえつつ、統計一次資料と照合し、【表1】〜【表9】を作成した。

筆記具の数量を表す単位は、毛筆の場合「本」、あるいは「対」（一対＝二本）、硬筆筆記具の場合「ダース」（一ダース＝一二本）、あるいは「グロス」（一グロス＝一二ダース＝一四四本）がある。各【表】では、比較考察を容易にするために、グロス以外の単位の場合はすべてグロスに換算した数値（小数点以下は切り捨

て）をあわせて示した。以下の本文中の比較考察では、すべてこのグロスに換算した数値を用い、一〇〇〇グロス以下は切り捨てて表記した。金額の単位はすべて「円」とし、一〇〇〇円以下は切り捨てて表記した。

以下、各【表】の出典である統計一次資料の概要と、各【表】の詳細について述べる。なお、各筆記具の成立史や製造方法などは、先行研究にすでに詳しく明らかになっている。ここでは、それらは本研究に関連する範囲の記述にとどめ、参考として【筆記具に関する文献一覧】を末尾に付した。

第二節　統計一次資料について

（1）『工場（工業）統計表』について

各【表】の作成に際して、出典となった筆記具の生産量、輸出入量に関する統計一次資料の概要を述べておきたい。

「工業統計」は、現在も続いている近代日本の工業についての統計分析の基礎資料である。[1] 一九〇九（明治四二）年に「工場統計」として開始された。はじめは五年ごとの調査を予定しており、一九〇九年、一九一四（大正三）年、一九一九（大正八）年の調査がおこなわれたが、翌一九二〇（大正九）年から毎年の調査に変更となった。当初は職工五人以上を雇用している工場のみが対象であったが、一九二九（昭和四）年から五人以上の職工を雇用可能な工場において、職工が四人以下である場合も調査対象となった。一九三九（昭和一四）年からは、すべての規模の工場が調査対象となり、名称は「工業統計」に変更された。調査結果は、毎年度『工場（工業）統計表』（以下、『工業統計表』の表記を用いる）として刊行された。なお一九四三（昭和一八）～四四（昭和一九）年は調査がおこなわれず、報告書も作成されていない。

『工業統計表』は、最も長期的で総合的な統計であるが、明治～昭和戦前期は比較的大規模な工場しか調査対象にならなかったとみられる。そのため筆記具製造業のような小規模な工場や個人事業は調査対象とならなかった場合がある。『工業統計表』の数値はそのことに留意する必要があり、他の統計資料の生産量より少ないことが多い。

また、『工業統計表』を出典とする各【表】には「数量に含まれていない金額」という項目がある。これは生産量が報告されず、生産額のみが報告された場合の金額を示している。

(2)『教育文化用品工業便覧』について

『教育文化用品工業便覧』は、通商産業省の分類区分である「教育文化用品」(文房具及び事務用品、運動具、楽器、レコード、鞄嚢袋物、傘)について、昭和戦前期を中心にそれぞれの製造業の実態をまとめた報告書である。教育文化用品は、一九四〇(昭和一五)年以降、公定価格に統制されていった。これが解除される一九四九(昭和二四)年までの業界の実態について、通商産業省通商雑貨局日用品課が中心となって聞き取り調査をおこなったものである。

『教育文化用品工業便覧』はこのような性格の報告書であるため、各製造業界が報告する概算的な生産量・輸出入量が断片的に示されている。全体的には『工業統計表』よりも生産量・輸出入量の数値が大きく、各業界の実態に近いと思われる。

(3)『日本帝国統計年鑑』『日本外国貿易年表』について

硬筆筆記具の輸出入量について、最も長期的に記録しているのが『日本帝国統計年鑑』[2]である。一八八二(明治一五)年に『統計年鑑』として創刊され、一八八六(明治一九)年に『日本帝国統計年鑑』、一九三七(昭和一二)年に『大日本帝国統計年鑑』と改称され、一九四一(昭和一六)年まで刊行された。戦時中の中断を挟み、一九四九年に『日本統計年鑑』として再開、現在も刊行されている。(以下、統一して『日本帝国統計年鑑』の表記を用いる)

また輸出入量の統計として、大蔵省関税局の編集による『日本外国貿易年表』がある。一八八二〜一九二八(昭和三)年は『大日本貿易外国年表』、一九二九〜六〇(昭和三五)年は『日本外国貿易年表』と呼ばれた。一九六一(昭和三六)年以降は『日本貿易年表』と改称し、現在も続いている。(以下、統一して『日本外国貿易年表』の表記を用いる)

本研究では、主にこれらの統計一次資料を用いて筆記具の生産量・輸出入量を調査した。これ以外の断片的な統計資料は、その都度紹介していく。続いて各筆記具について、【表】の詳細を述べていきたい。

第三節　筆記具別生産量・輸出入量の統計一覧

（1）毛筆（【表1】）

周知の通り、広島県安芸郡熊野町は全国一の毛筆生産地である。熊野町史編集委員会編『熊野の歴史：研究ノート』[3]、熊野町編『熊野町史：生活誌・資料・年表編』[4]は、熊野町を中心に毛筆製造業の歴史について詳細な研究がなされている。『熊野の歴史：研究ノート』及び『熊野町史：生活誌・資料・年表編』には、『工業統計表』による全国の毛筆生産量の統計一覧が作成されている。これらの研究の中心となった佐中忠司は、近年に『伝統産業筆づくり』[5]を著し、昭和戦前期までの毛筆生産量について、奈良県・愛知県・広島県それぞれの統計を調査している。この際の一次資料は『奈良県統計書』、『愛知県統計書』、『広島県勧業年報』、『広島県統計書勧業編』などを用いている。

昭和戦前期までの全国的な毛筆生産量の統計記録は『工業統計表』の他にはみられない。このため毛筆の生産量はこれらの先行研究をふまえ、『工業統計表』を確認し、【表1　毛筆の生産量】を作成した。生産額は一九〇九、一九一四、一九一九～四七（昭和二二）年を掲載した。生産量は一九二九～四七年を掲載した。

佐中も指摘しているように、工業機械を必要としない小規模な製造業態であった毛筆製造業は『工業統計表』の調査対象とならない場合も多い。そのため『工業統計表』の数値は、全国の毛筆製造業の実態を把握できていないと考えられる。

このため毛筆の生産量については、佐中による「広島県における筆づくりの状況（戦前）」[6]に依拠して、「広島県内の毛筆生産量」の統計を掲載した。こちらは広島県一県ではあるが、一八八五（明治一八）～一九三五（昭和一〇）年の生産量が掲載されており、長期的な生産量の変遷をみることができる。ところが、この数値と『工業統計表』の数値とを比べると、明らかに広島県のみの生産量の方が多くなっている。やはり毛筆製造業の実態は、『工業統計表』に反映されていない部分が大きいと考えられる。

『教育文化用品工業便覧』は、毛筆の生産量を掲載していないが、「昭和一六年頃生産一億本を上下した

【表 1】毛筆の生産量

年		生産量（『工業統計表』）				生産量（広島県内）		
		数量（ダース）	数量（グロス換算）	金額（円）	数量に含まれていない金額（円）	数量（本）	数量（グロス換算）	金額（円）
西暦	元号							
1885	明治 18					約 300,000	約 208	約 2,000
1886	明治 19					350,440	2,434	2,204
1887	明治 20					375,100	2,605	2,600
1888	明治 21					5,165,000	35,868	15,825
1889	明治 22					4,216,000	29,278	9,584
1890	明治 23					3,010,000	20,903	5,150
1891	明治 24					3,332,000	23,139	5,935
1892	明治 25					5,763,000	40,021	40,555
1893	明治 26					5,815,500	40,385	25,685
1894	明治 27					4,968,500	34,503	22,937
1895	明治 28					41,314,167	286,904	42,440
1896	明治 29					4,905,210	34,064	149,370
1897	明治 30					12,895,189	89,550	143,478
1898	明治 31					16,043,488	111,413	58,849
1899	明治 32					3,108,200	21,585	53,510
1900	明治 33					25,420,400	176,531	53,176
1901	明治 34					5,090,700	35,352	76,355
1902	明治 35					5,342,900	37,103	78,420
1903	明治 36					※ 37,410,800	259,797	378,058
1904	明治 37					※ 26,628,600	184,921	283,236
1905	明治 38					※ 83,896,260	582,613	533,874
1906	明治 39					※ 59,886,200	415,876	408,140
1907	明治 40					※ 57,921,740	402,234	742,973
1908	明治 41					※ 60,041,600	416,956	788,757
1909	明治 42			95,471		※ 59,853,000	415,646	1,483,623
1910	明治 43					※ 26,239,476	182,219	383,994
1911	明治 44					※ 51,445,760	357,262	452,684
1912	明治 45					※ 51,099,000	354,854	452,857
1913	大正 2					※ 71,009,100	493,119	432,536
1914	大正 3			135,982		※ 50,453,168	350,369	443,394
1915	大正 4					※ 61,324,740	425,866	447,123
1916	大正 5					※ 62,906,636	436,852	552,698
1917	大正 6					※ 68,581,360	476,259	738,966
1918	大正 7					※ 80,326,320	557,822	959,273
1919	大正 8			156,895		※ 89,780,520	623,476	2,298,568
1920	大正 9			63,036		※ 91,134,220	632,877	2,250,217
1921	大正 10			91,460		※ 48,995,600	340,247	1,431,770
1922	大正 11			115,464		6,524,250	45,307	1,346,725
1923	大正 12			208,996		19,956,430	138,586	1,311,490
1924	大正 13			111,595		19,868,050	137,973	1,241,964
1925	大正 14			177,537		20,764,771	144,200	1,342,895
1926	大正 15			66,320		18,548,070	128,806	1,228,328
1927	昭和 2			9,514		20,542,380	142,655	1,396,035
1928	昭和 3			119,826		20,456,100	142,056	1,384,835
1929	昭和 4	16,750	1,396	13,650		※ 34,959,600	242,775	1,204,900
1930	昭和 5	40,233	3,353	19,300		※ 35,582,800	247,103	1,118,585
1931	昭和 6	48,567	4,047	22,146		※ 33,933,600	235,650	1,087,263
1932	昭和 7	48,566	4,047	23,312	30,180	※ 35,783,860	248,499	1,108,172
1933	昭和 8	162,687	13,557	36,450		※ 30,733,760	213,429	879,344
1934	昭和 9	340,100	28,342	63,396		※ 42,626,444	296,017	1,281,942
1935	昭和 10	35,908	2,992	13,898		※ 45,132,400	313,419	1,403,607
1936	昭和 11	945,566	78,797	144,057	20,000			
1937	昭和 12	381,404	31,784	189,018	48,845			
1938	昭和 13	607,032	50,586	471,037	132,375			
1939	昭和 14	826,398	68,867	797,988	10,700			
1940	昭和 15	1,386,020	115,502	1,214,094	32,020			
1941	昭和 16	3,224,770	268,731	1,620,034				
1942	昭和 17	1,759,243	146,604	1,483,810	63,795			
1943	昭和 18	—	—	—	—			
1944	昭和 19	—	—	—	—			
1945	昭和 20	829,463	69,122	3,267,925				
1946	昭和 21	532,089	44,341	11,800,744	61,400			
1947	昭和 22	860,065	71,672	32,348,431				
備考		『熊野の歴史：研究ノート』（p94-101）をもとに、『工業統計表』の各年度を確認して作成。数量の単位はダースであるため、グロスに換算した数値も示した。				『熊野の歴史:研究ノート』（p78-89）所収の表に基づく。統計 1 次資料は『広島県勧業統計』による。数量の単位に「対」（1対＝2本）が用いられている年がある。ここではその年に※を付し、「本」に換算して示し、あわせてグロスに換算した数値も示した。		

のがレコードであつて、戦前は七〇〇〇万本程度」とある。また、一九三六（昭和一一）年の熊野町の生産量が、七〇〇〇万本であったという記録がある。[7] これらの例から、昭和一〇年代の実際の毛筆生産量は、最大で七〇〇〇万～一億本（五〇～七〇万グロス）程度であったと考えられる。

（2）鉛筆（【表2】～【表4】）

佐藤秀夫『ノートや鉛筆が学校を変えた』（平凡社、一九八八（昭和六三）年。）は近代における筆記具の変遷史の代表的な先行研究である。和紙、洋紙、鉛筆の輸入、製造量から教育文化の変遷を考察しており、この分野の研究のパイオニアといえる。佐藤は、『日本帝国統計年鑑』によって、鉛筆の輸入量（一八八五～一九二〇年）と輸出量（一九一四～三八（昭和一三）年）の統計一覧を作成している。また『教育文化用品工業便覧』によって、輸出量（一九一四～四九年）と生産量（一九三三（昭和八）～四九年）の一覧も作成している。

また、鉛筆製造業界の組合史である日本鉛筆工業協同組合編『鉛筆組合「一〇〇年の歩み」資料disc』には、「鉛筆の生産・販売・輸出・輸入統計」の一覧が収録されている。こちらは佐藤の研究に依拠しつつ、戦後も範囲とし、二〇一一（平成二三）年までの統計を網羅的に掲載している。鉛筆に関する統計一覧としては最もまとまったものである。

鉛筆の統計については、これらの先行研究をふまえて作表した。【表2 鉛筆の輸出量・輸入量】は、『ノートや鉛筆が学校を変えた』をふまえて、輸出量・輸入量を示した。佐藤は、『日本帝国統計年鑑』と『教育文化用品工業便覧』のそれぞれの輸出量を掲載しているが、【表2】では、輸出量について、全体的に数値が大きく範囲の広い『教育文化用品工業便覧』の数値（一九一四～四九年）を掲載した。（一九二七（昭和二）～三二（昭和七）年の値はなし）輸入量については『日本帝国統計年鑑』（一八八五～一九二〇年）と、『日本外国貿易年表』（一九二八～三九年）を掲載した。『日本外国貿易年表』によれば、一九四〇～四三年の間は鉛筆の輸入はなかったとみられる。

鉛筆の生産量として、『教育文化用品工業便覧』の数値を中心とした【表3 鉛筆の生産量（『教育文化用品工業便覧』ほか）】を作成した。なお、一次資料の確認によって、『ノートや鉛筆が学校を変えた』及び

【表 2】鉛筆の輸出量・輸入量

年		輸出量		輸入量		
		数量（グロス）	金額（円）	数量（グロス）	数量（ダース）	金額（円）
西暦	元号					
1885	明治 18			25,750		23,810
1886	明治 19			62,314		55,887
1887	明治 20			39,790		36,057
1888	明治 21			40,269		44,319
1889	明治 22			96,039		94,801
1890	明治 23			70,376		66,102
1891	明治 24			26,116		27,812
1892	明治 25			47,137		49,872
1893	明治 26			46,906		48,429
1894	明治 27			24,094		33,226
1895	明治 28			58,568		89,013
1896	明治 29			69,415		86,568
1897	明治 30			50,803		77,922
1898	明治 31			83,754		132,056
1899	明治 32			75,665		99,344
1900	明治 33			144,037		242,275
1901	明治 34			78,860		131,771
1902	明治 35			162,332		253,837
1903	明治 36			165,220		268,850
1904	明治 37			143,552		224,053
1905	明治 38			239,794		382,712
1906	明治 39			341,613		497,006
1907	明治 40			269,004		473,236
1908	明治 41			316,340		591,594
1909	明治 42			284,869		510,819
1910	明治 43			337,669		561,958
1911	明治 44			457,422		776,903
1912	明治 45			271,621		476,404
1913	大正 2			197,216		365,344
1914	大正 3	56,922	48,029	110,045		207,287
1915	大正 4	215,691	189,103	7,925		14,172
1916	大正 5	1,173,567	1,248,354	8,817		30,870
1917	大正 6	1,817,413	2,104,096	15,132		89,491
1918	大正 7	1,292,903	2,045,758	16,971		110,686
1919	大正 8	623,037	1,143,030	20,985		148,837
1920	大正 9	192,724	527,779	36,342		287,910
1921	大正 10	114,890	255,940	–		–
1922	大正 11	327,176	553,392	–		–
1923	大正 12	207,491	401,730	–		–
1924	大正 13	338,434	722,213	–		–
1925	大正 14	449,699	961,666	–		–
1926	大正 15	338,310	744,682	–		–
1927	昭和 2			–		–
1928	昭和 3			56,000	672,000	382,000
1929	昭和 4			73,833	886,000	536,000
1930	昭和 5			40,167	482,000	280,000
1931	昭和 6			25,417	305,000	180,000
1932	昭和 7			17,750	213,000	139,000
1933	昭和 8	2,519,822	2,475,239	7,917	95,000	100,000
1934	昭和 9	2,526,467	2,736,873	8,550	102,602	143,578
1935	昭和 10	2,332,590	2,821,477	12,711	152,529	153,573
1936	昭和 11	2,400,000	2,800,000	11,476	137,713	166,451
1937	昭和 12	2,608,476	3,375,536	13,540	162,477	177,445
1938	昭和 13	1,726,823	2,454,636	1,123	13,475	9,374
1939	昭和 14	2,219,147	3,568,602	4	53	102
1940	昭和 15	1,519,121	3,948,713			
1941	昭和 16	1,449,748	4,481,856			
1942	昭和 17	1,096,247	4,311,003			
1943	昭和 18	805,129	4,944,242			
1944	昭和 19	361,500	2,530,500			
1945	昭和 20	0	0			
1946	昭和 21	0	0			
1947	昭和 22	147,500	40,564,730			
1948	昭和 23	143,395	71,742,147			
1949	昭和 24	375,647	179,539,744			
備考		統計の出典：『教育文化用品工業便覧』。 本表は、『ノートや鉛筆が学校を変えた』、『鉛筆組合 100 年の歩み：資料 disc』に収録されている。 なお、『鉛筆組合 100 年の歩み：資料 disc』には、出典を『教育文化用品工業便覧』として 1920（大正 9）–1932（昭和 7）年の数値が掲載されているが、何らかの誤りと思われる。		統計の出典： 1885（明治 18）-1920（大正 9）年：『日本帝国統計年鑑』。 1921（大正 10）-1928（昭和 3）年：『日本外国貿易年表』。1928 年から、数量の単位がダースになるため、本表ではグロスに換算した数値も掲載した。 1929（昭和 4）-1943（昭和 18）年：『日本外国貿易年表』。1940（昭和 15）年以降は掲載がない。 本表は、『日本帝国統計年鑑』による 1885-1920 年が『ノートや鉛筆が学校を変えた』に収録されている。全体が『鉛筆組合 100 年の歩み：資料 disc』に収録されている。		

【表 3】鉛筆の生産量（『教育文化用品工業便覧』ほか）

年		数量（グロス）	金額（円）
西暦	元号		
1914	大正 3	1,200,000	1,440,000
1915	大正 4	1,570,000	1,884,000
1916	大正 5	2,700,000	3,500,000
1917	大正 6	3,400,000	4,760,000
1918	大正 7	2,256,000	3,541,920
1919	大正 8	1,512,000	2,842,800
1920	大正 9		
1921	大正 10	主要工業概覧：第 4 部雑工業	主要工業概覧：第 4 部雑工業
1922	大正 11		
1923	大正 12		
1924	大正 13		
1925	大正 14		教育文化用品工業便覧
1926	大正 15		
1927	昭和 2	約 2,800,000	約 5,000,000
1928	昭和 3		
1929	昭和 4		
1930	昭和 5		4,000,000
1931	昭和 6	国産要覧：昭和 9 年	3,200,000
1932	昭和 7		3,500,000
1933	昭和 8	5,435,022	
1934	昭和 9	5,573,267	
1935	昭和 10	5,085,590	
1936	昭和 11	5,245,300	
1937	昭和 12	5,787,276	
1938	昭和 13	5,724,423	
1939	昭和 14	6,067,942	
1940	昭和 15	6,289,500	13,278,400
1941	昭和 16	5,506,721	21,934,077
1942	昭和 17	5,588,399	27,882,876
1943	昭和 18	4,741,978	33,978,032
1944	昭和 19	2,634,394	18,967,636
1945	昭和 20	891,147	6,416,258
1946	昭和 21	1,762,369	96,139,802
1947	昭和 22	2,117,000	331,121,757
1948	昭和 23	2,417,978	677,440,000
1949	昭和 24	3,151,292	1,393,131,712
備考		統計の出典： 1914（大正 3）-1919（大正 8）年：農商務省工務局編『主要工業概覧：第 4 部雑工業』1922（大正 11）年。（「実地調査竝ニ同業組合ノ統計ニ依ル推定」とある。） 1927（昭和 2）・1933(昭和 8)-1949（昭和 24）年：『教育文化用品工業便覧』。『ノートや鉛筆が学校を変えた』に収録されている。『ノートや鉛筆が学校を変えた』の 1947（昭和 22）年の金額 231,121,751 円は誤まりで、正しくは 331,121,757 円である。 1930（昭和 5）-1932（昭和 7）年：日本商工会議所編『国産要覧：昭和 9 年度』。『鉛筆組合 100 年の歩み：資料 disc』では、こちらの数値が数量として掲載されているが、金額の誤りである。	

『鉛筆組合「一〇〇年の歩み」資料 disc』に、いくつか数値の誤記と思われる箇所があったため、【表２・３】において訂正している。『教育文化用品工業便覧』以外にも、先行研究に指摘される資料の記録を総合し、生産量について、一九一四〜一九年、一九二七年、一九三三〜四九年の数値を得た。

また、鉛筆の生産量統計ではこれまで『工業統計表』の数値が用いられていなかった。そこで【表４　鉛筆の生産量（『工業統計表』）】を作成した。『工業統計表』によって、生産額総計は一九〇九、一九一四、一九一九〜四七年を掲載した。一九二九〜四七年は「鉛筆（木鞘入）」と「鉛筆（其ノ他）」に分けて、生産量と生産額が掲載されている。いわゆるスタンダードな鉛筆が「鉛筆（木鞘入）」であり、「鉛筆（其ノ他）」は、「は

【表 4】鉛筆の生産量（『工業統計表』）

年		鉛筆（木鞘入）				鉛筆（其ノ他）				生産金額総計（円）
		数量（ダース）	数量（グロス換算）	金額（円）	数量に含まれていない金額(円)	数量（ダース）	数量（グロス換算）	金額（円）	数量に含まれていない金額(円)	
西暦	元号									
1909	明治 42									392,633
1910	明治 43									
1911	明治 44									
1912	明治 45									
1913	大正 2									
1914	大正 3									588,807
1915	大正 4									
1916	大正 5									
1917	大正 6									
1918	大正 7									
1919	大正 8									2,367,806
1920	大正 9									2,250,248
1921	大正 10									1,635,208
1922	大正 11									2,278,132
1923	大正 12									4,312,767
1924	大正 13									2,547,035
1925	大正 14									431,628
1926	大正 15									1,775,225
1927	昭和 2									2,110,998
1928	昭和 3									2,363,373
1929	昭和 4	20,784,634	1,732,053	1,326,367		3,510,916	292,576	446,810	122,632	1,895,809
1930	昭和 5	15,777,311	1,314,776	1,360,504	20,000	5,461,363	455,114	324,097	145,784	1,850,385
1931	昭和 6	18,691,510	1,557,626	1,801,497	16,715	205,834	17,153	83,424	20,000	1,926,636
1932	昭和 7	34,792,753	2,899,396	2,236,510		7,880,303	656,692	723,025	1,950	2,961,485
1933	昭和 8	55,166,860	4,597,238	2,624,092		2,575,405	214,617	556,863	100,100	3,281,055
1934	昭和 9	53,889,708	4,490,809	3,764,616		1,629,350	135,779	589,184	193,600	4,547,400
1935	昭和 10	52,264,816	4,355,401	3,708,936	41,619	4,198,654	349,888	902,551	213,381	4,866,487
1936	昭和 11	36,946,316	3,078,860	3,236,088	265,039	4,298,449	358,204	1,000,985	129,280	4,631,392
1937	昭和 12	42,543,374	3,545,281	3,567,598	766,450	2,287,134	190,595	895,850	200,918	5,430,816
1938	昭和 13	40,407,288	3,367,274	4,245,936	132,720	10,053,799	837,817	1,110,033	125,000	5,613,689
1939	昭和 14	41,797,386	3,483,116	6,096,109	683,700	963,656	80,305	810,354	41,653	7,701,116
1940	昭和 15	40,058,248	3,338,187	5,993,560	26,166	886,618	73,885	1,969,840	35,377	8,024,943
1941	昭和 16	42,173,794	3,514,483	10,636,297	126,415	1,632,417	136,035	1,861,513	37,180	12,661,405
1942	昭和 17	39,818,010	3,318,168	11,342,967	912,697	4,722,689	393,557	2,667,206	248,221	15,171,091
1943	昭和 18	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1944	昭和 19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1945	昭和 20	8,368,126	697,344	11,148,052	484,070	2,581,240	215,103	4,596,053	1,989,704	18,219,879
1946	昭和 21	11,452,468	954,372	46,256,719	7,198,818			17,178,955		70,634,492
1947	昭和 22	19,334,027	1,611,169	322,767,149	29,316,821			10,128,903		362,212,873
備考		統計の出典：『工業統計表』の各年による。数量の単位はダースであるため、グロスに換算した数値も示した。								

さみ鉛筆」や、芯のみの製造などが含まれていると考えられる。毛筆製造業と同じく、鉛筆製造業も小規模な工場での製造が多かった。そのため、全体として『工業統計表』の数値は、【表2】と比べて小さくなっている。

(3) 鋼ペン先（筆嘴）・万年筆・シャープペンシル（【表5】～【表9】）

毛筆・鉛筆の生産量・輸出入量については、先行研究で語られることも多かった。しかしペン、万年筆、シャープペンシルなど、その他の硬筆筆記具の生産量や普及状況については、これまであまり目を向けられてこなかったように思われる。ここでは統計一次資料をもとに、鋼ペン先（筆嘴）、万年筆、シャープペンシルの生産量・輸出入量を調査した。

まず鋼ペン先から検討したい。鋼ペン先は「つけペン」として、軸に取り付けられて用いられた。日本では鋼ペン先に先行する「羽ペン」はほとんど用いられなかったようであり、当初から金属製のペン先が輸入されていた。鋼ペン先は明治初期に「筆嘴（ひつし）」と訳されていた。一般的には「ペン先」と呼ばれるようになったが、輸入に関する統計一次資料では「筆嘴」の語が用いられ続けていた。

『日本帝国統計年鑑』には「筆嘴（金製ヲ除ク）」の輸入量について、一八九七（明治三〇）～一九二六（大正一五）年が掲載されている。その後は『日本外国貿易年表』に、一九二七～三九年が掲載されている。また「筆嘴（金製）」は、『日本外国貿易年表』に一九二八～三九年が掲載されている。これらの数値によって、【表5 筆嘴の輸入量】を作成した。「筆嘴」は主に「つけペン」のペン先として用いられたが、特に「筆嘴（金製）」については、国内で加工されて万年筆として用いられる場合もあった。

次に『工業統計表』における鋼ペン先の生産量を【表6 鋼ペン先の生産量（『工業統計表』）】にまとめた。『工業統計表』において、鋼ペン先は「金製（万年筆用ヲ含ム）」、「鋼製（鍍金シタルモノヲ含ム）」、「其ノ他」に分かれており、表には一九二九～四七年の生産量を掲載した。鋼ペン先全体の生産額は、一九一九～四七年を掲載した。鋼ペン先製造業は金属加工業であり、毛筆や鉛筆に比べ工場の規模が大きいと考えられる。そのため、毛筆・鉛筆に比して『工業統計表』の数値が実際の生産量に近いのではないかと思われる。

【表 5】筆嘴の輸入量

		筆嘴（金製）			筆嘴（金製ヲ除ク）	
年		数量（ダース）	数量（グロス換算）	金額（円）	数量（グロス）	金額（円）
西暦	元号					
1897	明治 30				34,443	17,529
1898	明治 31				50,522	27,900
1899	明治 32				48,604	25,016
1900	明治 33				99,718	52,358
1901	明治 34				46,268	25,668
1902	明治 35				98,255	48,971
1903	明治 36				133,597	61,227
1904	明治 37				83,901	43,208
1905	明治 38				196,339	84,586
1906	明治 39				258,865	93,247
1907	明治 40				246,176	125,497
1908	明治 41				208,074	113,480
1909	明治 42				184,388	84,812
1910	明治 43				275,952	125,506
1911	明治 44				258,926	117,364
1912	明治 45				100,977	182,978
1913	大正 2				424,831	196,301
1914	大正 3				303,624	150,432
1915	大正 4				299,807	144,293
1916	大正 5				227,715	118,083
1917	大正 6				125,836	80,859
1918	大正 7				205,514	182,359
1919	大正 8				281,963	331,922
1920	大正 9				475,050	556,597
1921	大正 10				277,281	319,970
1922	大正 11				440,234	485,480
1923	大正 12				556,633	520,947
1924	大正 13				682,995	671,252
1925	大正 14				491,858	508,435
1926	大正 15				761,569	736,900
1927	昭和 2				621,190	576,000
1928	昭和 3	2,543	212	44,000	768,967	750,000
1929	昭和 4	2,817	235	50,000	667,604	595,000
1930	昭和 5	1,424	119	23,000	602,825	528,000
1931	昭和 6	1,236	103	23,000	491,254	412,000
1932	昭和 7	845	70	17,000	349,869	358,000
1933	昭和 8	68	6	2,000	318,915	435,000
1934	昭和 9	184	15	6,538	332,316	470,096
1935	昭和 10	282	24	9,379	417,136	616,693
1936	昭和 11	450	38	16,159	429,082	604,080
1937	昭和 12	489	41	17,711	493,593	731,318
1938	昭和 13	59	5	2,072	59,417	93,508
1939	昭和 14	0	0	6	760	1,111
備考		統計の出典： 1897（明治 30）年 -1926（大正 15）年：『日本帝国統計年鑑』。 1927（昭和 2）-1939（昭和 14）年：『日本外国貿易年表』。 「筆嘴（金製）」の数量単位はダースであるため、グロスに換算した数値も掲載した。				

【表 6】鋼ペン先の生産量（『工業統計表』）

年		金製（万年筆用ヲ含ム）			鋼製（鍍金シタルモノヲ含ム）			其ノ他			合計金額（円）
		数量（グロス）	金額（円）	数量に含まれていない金額(円)	数量（グロス）	金額（円）	数量に含まれていない金額（円）	数量（グロス）	金額（円）	数量に含まれていない金額(円)	
西暦	元号										
1909	明治 42										—
1910	明治 43										
1911	明治 44										
1912	明治 45										
1913	大正 2										
1914	大正 3										—
1915	大正 4										
1916	大正 5										
1917	大正 6										
1918	大正 7										
1919	大正 8										83,161
1920	大正 9										110,773
1921	大正 10										755,484
1922	大正 11										524,205
1923	大正 12										819,104
1924	大正 13										1,402,829
1925	大正 14										1,806,500
1926	大正 15										1,361,407
1927	昭和 2										1,628,820
1928	昭和 3										1,273,144
1929	昭和 4	22,372	1,394,088		71,000	51,500			1,010,500		2,456,088
1930	昭和 5	23,150	916,752	476,584	335,000	225,710			30,150		1,649,196
1931	昭和 6	24,880	1,393,741	7,600	117,802	74,170	60,000		44,861		1,580,372
1932	昭和 7	24,708	1,518,458	28,373	292,583	182,521	1,200		25,350		1,755,902
1933	昭和 8	37,944	1,685,763	12,000	299,467	220,512	99,500		153,583		2,171,358
1934	昭和 9	22,287	1,937,799		609,202	371,812			35,719		2,345,330
1935	昭和 10	51,731	2,371,646		622,300	459,564	2,450		91,010		2,924,670
1936	昭和 11	43,580	2,638,590	2,500	983,358	716,858			123,987		3,481,926
1937	昭和 12	50,048	2,862,833	67,000	1,353,936	980,317			192,136		4,102,286
1938	昭和 13	19,299	1,636,466	591,752	1,893,446	1,418,109	124,300		248,789		4,019,416
1939	昭和 14	7,329	402,672	482,907	2,006,146	2,670,955	250,892	18,080	235,450	69,886	4,112,762
1940	昭和 15	1,157	103,935		2,549,454	3,579,599	484,083	196,531	1,260,203	35,000	5,462,820
1941	昭和 16	218	24,890		3,015,764	3,812,964	748,819	89,808	875,825	68,034	5,530,532
1942	昭和 17	—	18,200		4,557,046	7,127,345	907,433	471,195	981,779	90,086	9,124,843
1943	昭和 18	—									
1944	昭和 19	—									
1945	昭和 20	33	4,800		515,388	1,141,513		26,859	259,285		1,405,598
1946	昭和 21	269,982	4,408,653	59,840	3,108,483				12,662,027	937,200	18,067,720
1947	昭和 22	9,889	8,759,298	619,248	131,780				13,934,477	27,249,077	50,562,100

【表 7】鋼ペン先の生産量・輸出量・輸入量（『教育文化用品工業便覧』）

		生産量	輸出量	輸入量	
年		数量（グロス）	数量（グロス）	数量（グロス）	金額（円）
西暦	元号				
1929	昭和 4	350,000	100,000	668,000	594,000
1930	昭和 5	300,000	100,000	602,000	530,000
1931	昭和 6	300,000	100,000	501,000	420,000
1932	昭和 7	470,000	170,000	350,000	358,000
1933	昭和 8	550,000	200,000	318,000	432,000
1934	昭和 9	800,000	380,000	332,000	471,000
1935	昭和 10	900,000	430,000	417,000	617,000
1936	昭和 11	1,000,000	380,000	429,000	604,000
1937	昭和 12	1,200,000	500,000	493,000	729,000
1938	昭和 13	1,800,000	600,000	59,000	92,000
1939	昭和 14	1,450,000	850,000		
1940	昭和 15	2,800,000	950,000		
1941	昭和 16	3,200,000	120,000		
1942	昭和 17	3,600,000	150,000		
1943	昭和 18	2,900,000	90,000		
1944	昭和 19	1,500,000	40,000		
1945	昭和 20	800,000	0		
1946	昭和 21	900,000	0		
1947	昭和 22	1,140,000	0		
1948	昭和 23	1,100,000	5,000		
1949	昭和 24	1,200,000	6,000		

【表 8】万年筆の生産量・輸出量

年		生産量（『工業統計表』）				生産量（『教育文化用品工業便覧』）			輸出量（『教育文化用品工業便覧』）		
		数量（ダース）	数量（グロス換算）	金額（円）	数量に含まれていない金額（円）	数量（ダース）	数量（グロス換算）	金額（円）	数量（ダース）	数量（グロス換算）	金額（円）
西暦	元号										
1909	明治 42			—							
1910	明治 43										
1911	明治 44										
1912	明治 45										
1913	大正 2										
1914	大正 3			—							
1915	大正 4										
1916	大正 5										
1917	大正 6										
1918	大正 7										
1919	大正 8			1,650,933							
1920	大正 9			5,527,021							
1921	大正 10			1,322,192							
1922	大正 11			2,838,551							
1923	大正 12			279,565							
1924	大正 13			1,530,901							
1925	大正 14			262,250							
1926	大正 15			1,628,461							
1927	昭和 2			1,651,883							
1928	昭和 3			2,121,069							
1929	昭和 4	234,609	19,551	1,748,663	48,000						
1930	昭和 5	155,891	12,991	1,625,141							
1931	昭和 6	146,262	12,189	1,525,506	5,000						
1932	昭和 7	105,959	8,830	1,415,186	71,848						
1933	昭和 8	97,914	8,160	1,454,118	160,260						
1934	昭和 9	129,834	10,820	2,003,658	323,616						
1935	昭和 10	156,575	13,048	1,917,538	219,555						
1936	昭和 11	250,787	20,899	2,955,744	125,205						
1937	昭和 12	248,054	20,671	2,864,618	61,487				45,472	3,789	789,500
1938	昭和 13	282,700	23,558	3,764,000	426,590	627,000	52250	10,300,000	83,600	6,967	1,273,300
1939	昭和 14	361,951	30,163	2,715,519	242,869	788,300	65692	12,990,000	124,883	10,407	1,829,200
1940	昭和 15	462,045	38,504	4,007,736	337,977	1,033,000	86083	16,770,000	271,125	22,594	3,786,100
1941	昭和 16	517,186	43,099	4,923,239	119,400	985,000	82083	16,360,000	106,592	8,883	1,544,000
1942	昭和 17	881,944	73,495	10,881,548	540,740	948,300	79025	15,990,000	78,375	6,531	1,259,900
1943	昭和 18	—	—	—	—						
1944	昭和 19	—	—	—	—						
1945	昭和 20	29,869	2,489	1,927,164	617,688						
1946	昭和 21	115,969	9,664	23,899,947	1,680	182,600	15217	27,500,000	—	—	—
1947	昭和 22	184,365	15,364	67,858,460	5,630,558	451,200	37600	189,000,000	—	—	—
備考		統計の出典:『工業統計表』の各年による。数量の単位はダースであるため、グロスに換算した数値も示した。				統計の出典：『教育文化用品工業便覧』による。数量の単位はダースであるため、グロスに換算した数値も示した。					

【表 9】シャープペンシルの生産量・輸出量（『教育文化用品工業便覧』）

		生産量		輸出量	
年		数量（グロス）	金額（円）	数量（グロス）	金額（円）
西暦	元号				
1930	昭和 5	218,000	1,485,686	74,120	407,660
1931	昭和 6	239,800	1,634,255	79,134	474,804
1932	昭和 7	247,000	1,797,680	81,510	529,815
1933	昭和 8	250,259	1,857,107	82,002	571,223
1934	昭和 9	440,741	3,279,929	151,711	917,729
1935	昭和 10	509,262	3,670,104	169,754	1,048,601
1936	昭和 11	712,967	4,404,120	203,705	1,258,320
1937	昭和 12	804,616	5,869,300	201,154	1,467,325
1938	昭和 13	643,690	6,500,000	68,516	779,234
1939	昭和 14	541,000	8,150,000	51,934	854,516
1940	昭和 15	101,613	2,566,047	33,264	848,625
1941	昭和 16	92,101	2,505,000	13,790	664,530
1942	昭和 17	86,060	4,731,430	17,474	1,433,276
1943	昭和 18	—	—	6,219	397,380
1944	昭和 19				
1945	昭和 20				
1946	昭和 21				
1947	昭和 22	18,750	81,000,000	200	288,000,000
1948	昭和 23	16,386	90,140,000	300	948,000,000
1949	昭和 24	7,000	20,966,000	558	2,776,814,000

また、『教育文化用品工業便覧』所収の鋼ペン先の生産量・輸出量・輸入量を【表7 鋼ペン先の生産量・輸出量・輸入量（『教育文化用品工業便覧』）】にまとめた。『教育文化用品工業便覧』では、生産量・輸出量は一九二九～四九年が、輸入量は一九二九～三八年が掲載されている。

次に万年筆について、【表8 万年筆の生産量・輸出量】を作成した。『工業統計表』による一九一九～四七年までの生産額、一九二九～四七年の生産量を掲載した。また『教育文化用品工業便覧』における一九三八～四七年の生産量、一九三七～四二（昭和一七）年の輸出量も掲載した。

最後にシャープペンシルについて、『教育文化用品工業便覧』に一九三〇（昭和五）～四九年の生産量、輸出量の記録があり、これによって【表9 シャープペンシルの生産量・輸出量（『教育文化用品工業便覧』）】を作成した。

第二章　筆記具別生産量・輸出入量の統計についての分析・考察

続いて、これらの筆記具別生産量・輸出入量の統計一覧に基づいて、分析・考察を進めていきたい。比較考察を容易にするため、各筆記具の生産量（単位・グロス）について、【グラフ1】～【グラフ7】を作成した。本章では、これらの【グラフ】と第一章の【表】を用いて、生産量の変遷を比較・分析し、文献にみられる社会背景などと照合しつつ考察したい。

第一節　毛筆についての分析・考察（【グラフ1】）

【グラフ1 毛筆の生産量】では、先述の通り、広島県の生産量が『工業統計表』による全国の生産量を上回るという転倒が起きてしまっている。個人事業、あるいは小規模工場が主体の毛筆製造業は、『工業統計表』の調査に反映されなかったことが理由と思われる。また『工業統計表』の生産量は、一九二九（昭和四）年以降しか記録されていない。そのため、明治・大正期の生産量の変遷については、一八八五（明治一八）～一九三五（昭和一〇）年を掲載している広島県内生産量を一つの目安として考察していきたい。

【グラフ 1】毛筆の生産量

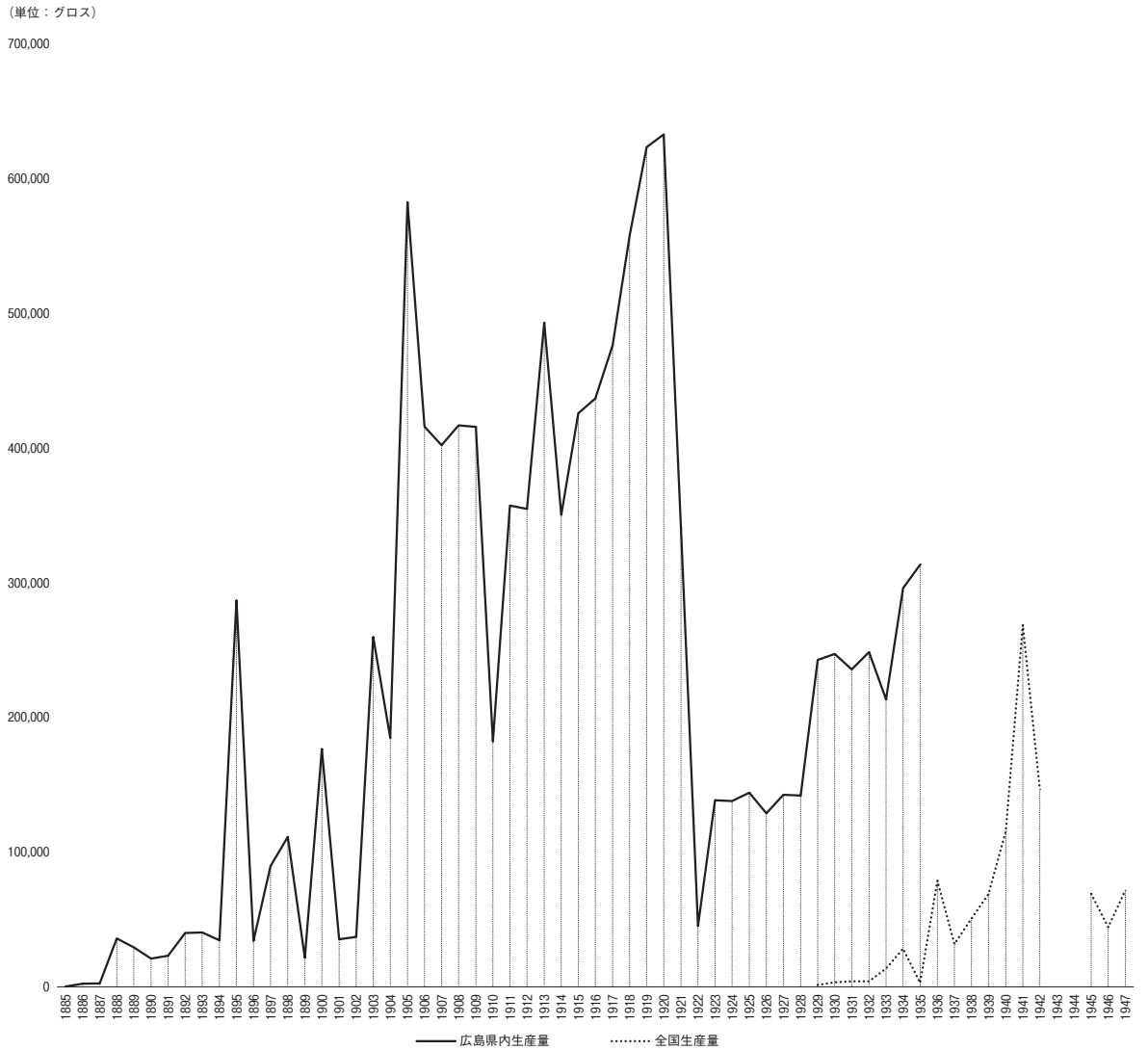

【グラフ1】をみると、広島県内の生産量は一九〇五（明治三八）年に大きく増えている。一九〇二（明治三五）年には三万グロス程度であったが、翌一九〇三年には二五万グロスとなり、一九〇五年には、五八万グロスまで伸びている。[8] この生産量の増加は、近代化における教育の普及によって需要が増加したものと考えられる。文部省編『学制百年史』[9] によれば、小学校の就学率は一八九〇（明治二三）年には五割程度であったが、一九〇五年に九割を超えた。この毛筆生産量の増加は、全国の小学校における毛筆の需要を反映しているのではないだろうか。明治期にはすでに、小学校において毛筆は指定された製品を購入することになっていた。「国定教科書用年級別用筆」、「帝国一定小学書方年級別用筆」などの児童用の製品が販売され、学校ごとに一括購入されていたということである。[10]

広島県の生産量のピークは一九二〇年の六三万グロスである。しかし、翌二一（大正一〇）年には、三四万グロスと約半減し、さらに翌年には四万グロスまで落ち込んでいる。その後若干回復するも、大正〜昭和初期は一〇万〜二〇万グロス前後となっている。この急激な落ち込みは何を意味するのだろうか。一つの理由として、一九一九（大正八）年の文部大臣・中橋徳五郎による毛筆廃止論の影響が想起される。中橋文部大臣の発言は小

さな新聞記事であったが、その後の教育界、書道界にあたえた影響は大きかった[11]。特に広島県では、毛筆製造業者による中橋文部大臣に対する陳情など、強い反発があった[12]。統計上の落ち込みをみると、その影響はたいへん大きかったことがうかがえる。また、一九二〇年代には、鉛筆の生産量、筆嘴の輸入量が増加している。社会生活における毛筆の需要が低下するのもこのころであると考えられる。

次に、『工場統計表』の数値を確認したい。『工業統計表』において、毛筆の生産量は一九二九年から記録されている。一九二九年は一〇〇〇グロス程度であったが、一九四一（昭和一六）年には二六万グロスとなり、生産量のピークを迎える。『工業統計表』を戦後まで通観しても、毛筆の生産量のピークはこのころである。『工業統計表』は、一九三九（昭和一四）年から工場規模による調査対象の限定がなくなることから、これは増加ではなく調査対象の広がりによるものかもしれないが、数値としては昭和一〇年代を毛筆生産量のピークとみることができる。昭和戦前期は、書道団体の結成や書道雑誌、書道展覧会の普及などによって、書道の芸術的側面が強調されつつあり、書道文化に親しむ人口が増えていた。その結実が、毛筆書字が独立教科化する一九四一年の国民学校「芸能科習字」、一九四三（昭和一八）年の中学校・高等女学校「芸能科書道」の成立であった。芸能科習字・芸能科書道期は、生産量からも毛筆書道文化のピークであったといえるであろう。時代は太平洋戦争への道を進んでいたが、そのなかで書道（毛筆）文化熱は高まっていたのである。

明治維新以降の硬筆筆記具の普及は、毛筆文化の衰退を生んだように思われがちである。しかし、実際は学校教育の普及と、芸術としての書道文化の成熟によって、昭和戦前期に向かって統計上の毛筆生産量は増加したのである。学校教育における毛筆の需要は、生産量を増加させ、毛筆文化のすそ野を広げて文化の発展を促したのである。ただし当時、すでに鉛筆、ペンの生産量は毛筆をはるかに上回っており、実用としての筆記具は硬筆に移行していた。このピークは、芸術としての書道文化のピークであると考えられる。

【グラフ 2】鉛筆の輸入量・生産量

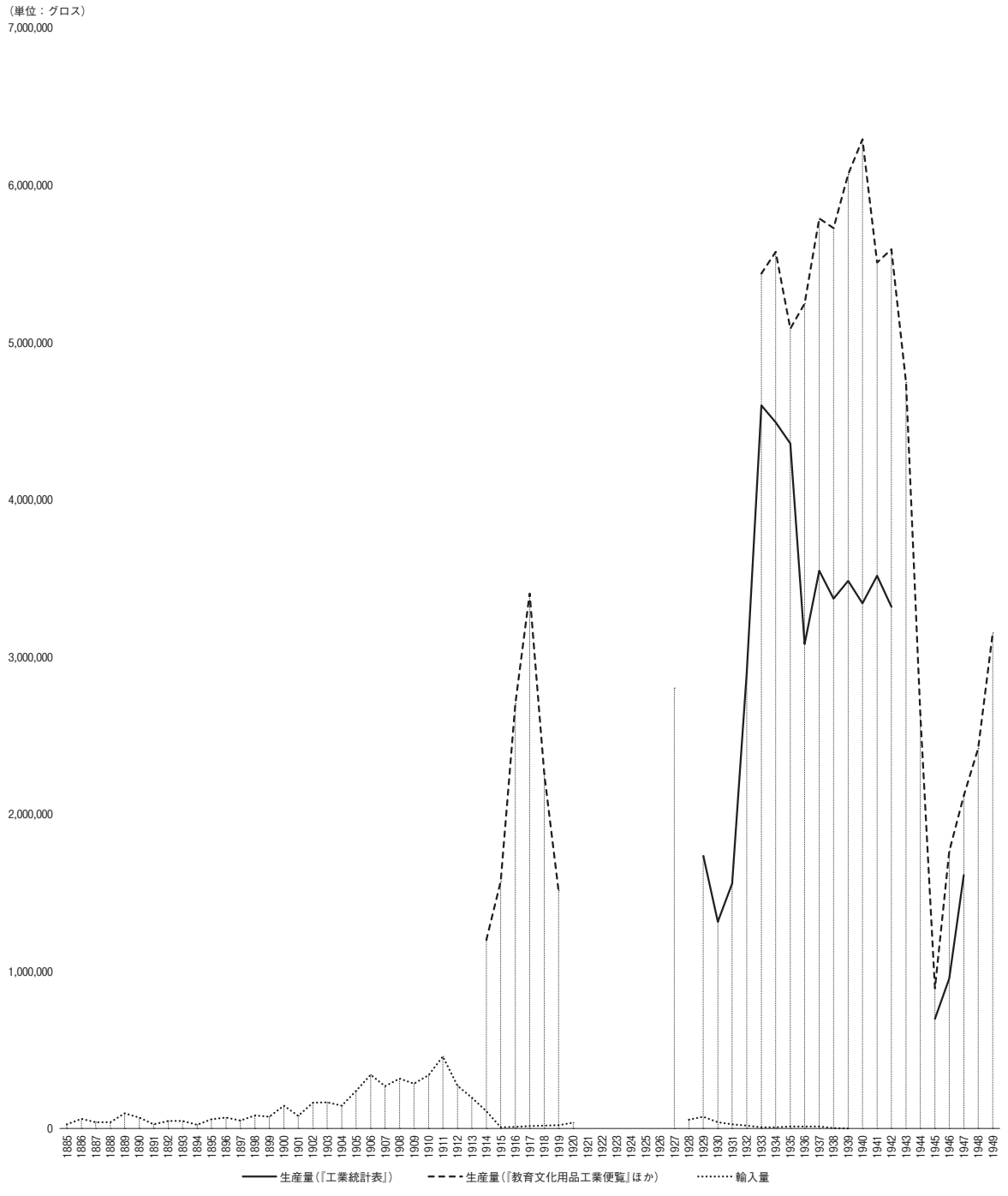

第二節　鉛筆についての分析・考察（【グラフ2】）

一八八五年に、小学校上級に英語の授業が設置されると、急速に鉛筆の需要が高まったとされている。[13] 実際に鉛筆の輸入量が記録されはじめるのが一八八五年であり、鉛筆の普及はこの時期が起点とみられる。

明治期の鉛筆は輸入品が主流であった。輸入量のピークは、一九一一（明治四四）年の四五万グロスである。大正初期までは、国内需要量の四〇％はアメリカ、ドイツより輸入されていた。[14] 本格的な国産鉛筆の製造は、真崎仁六（現在の三菱鉛筆の創業者）によって、一八八七（明治二〇）年にはじめられた。世界の主要生産国であったドイツ、アメリカ、イギリスなどが第一次世界大戦に参戦すると、鉛筆は国際的な供給不足に陥った。日本はこれを転機として、生産・輸出を拡大することになった。その鉛筆は低品質であったといわれるが、廉価であったので学童用にも販路を拡大したのである。【表3】における『主要工業概覧：第四部雑工業』の鉛筆の生産量によれば、大正期のピークは一九一七（大正六）年の三四〇万グロスである。その後一九二〇～三二（昭和七）年まで記録のない期間が続くが、一九三三（昭和八）年以降は五〇〇万グロス以上を記録する。大正後期～昭和初期は、三〇〇～五〇〇万グロス程度を維持していたと思われる。

『教育文化用品工業便覧』において、一九三三年以降、鉛筆の生産量は五〇〇万グロス以上の生産量を記録する。その後も拡大を続け、一九三九～四〇（昭和一五）年には六〇〇万グロスを超える生産量となる。鉛筆は教育現場に流通する十分な生産量を持ち、日常的な筆記具となっていたと考えられる。

鉛筆は、書き直しができる点で、学校教育用品として優れた特質を持つ筆記具であった。しかし、その特質は一般社会における筆記にとって欠点でもある。一般社会における硬筆筆記の主流は、次に挙げるペン・万年筆であった。

第三節　筆嘴・鋼ペン先についての分析・考察（【グラフ3】）

鋼ペン先が日本に輸入されるようになったのは、一八七一（明治四）年とされる。【表5】に示すよう

【グラフ 3】筆嘴の輸入量・鋼ペン先の生産量

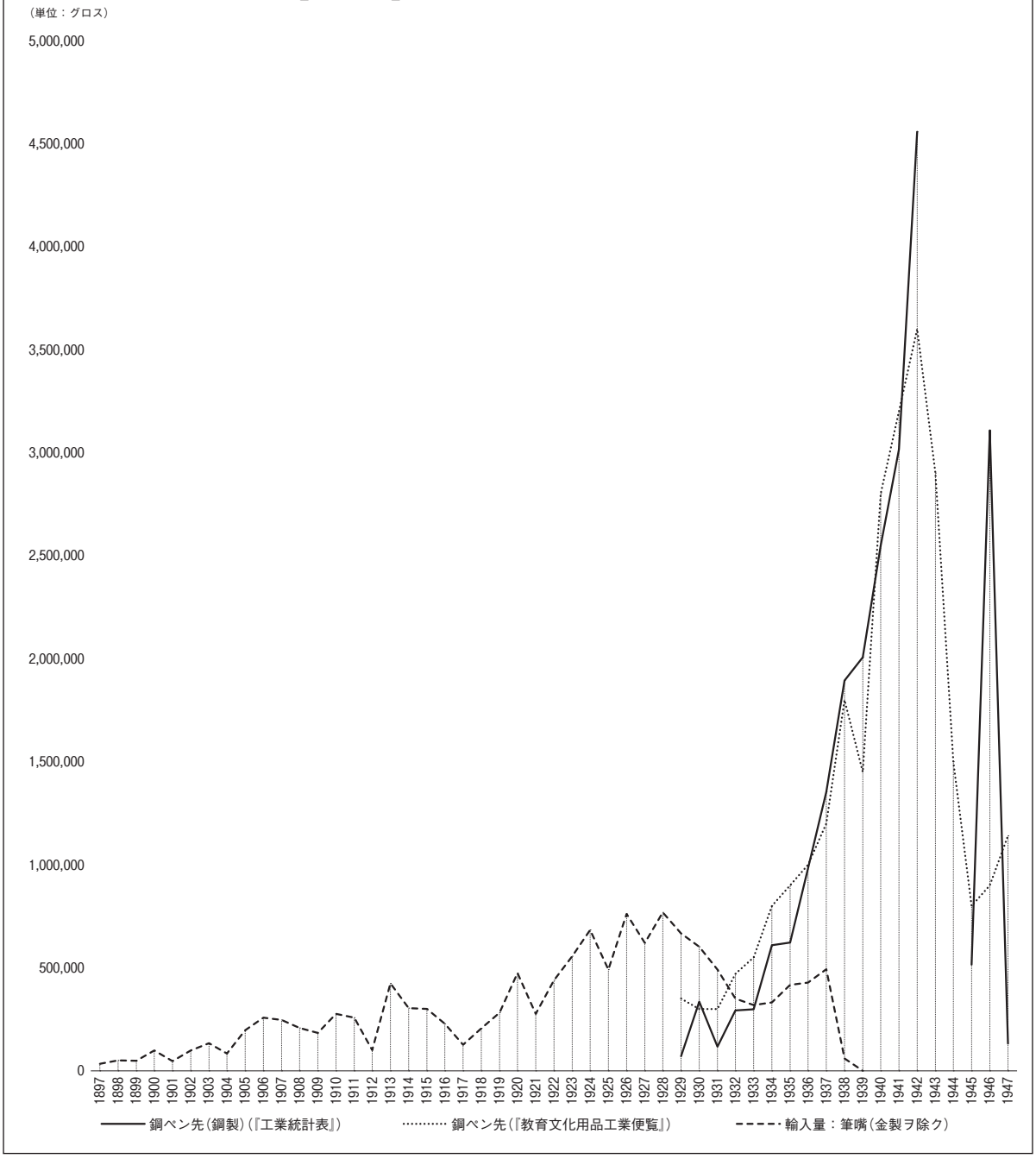

に、筆嘴（鋼ペン先）の輸入は、一八九七（明治三〇）年から記録がある。「筆嘴（金製ヲ除ク）」の輸入のピークは一九二八（昭和三）年の七六万グロスである。鉛筆の輸入のピークは一九一一年の四五万グロスであり、筆嘴の輸入量の方が多いといえる。一九三九年に輸入が途絶えるが、この時点ではすでに国産の鋼ペン先の生産量が急増していた。

鋼ペン先の国産化は、一八九七年に石川徳松（石川ペン先製作所＝現ゼブラの創業者）によってはじまる。【表7】によれば、一九三一（昭和六）年には、国内生産三〇万グロス、輸入品が五〇万グロスだったが、翌三二年には生産量が輸入量を上回った。一九三六（昭和一一）年以降は一〇〇万グロス以上の生産量となり、一九四二（昭和一七）年には三六〇万グロスとなっており、急速に市場を拡大していたとみられる。【表6】の『工業統計表』では、鋼ペン先（鋼製）は一九四二年のピーク時に四五〇万グロスまで伸ばしている。鋼ペン先は金属加工業であり、比較的規模の大きい工場で生産されたと考えられるため、『工業統計表』の数値が流通量に近いと思われる。昭和一〇年代の鉛筆の生産量は三〇〇万グロス前後であり、鋼ペン先は鉛筆を超える生産量であった。

これまで、先行研究では毛筆と鉛筆を中心に筆記具の変遷が語られてきたが、硬筆筆記具全体を見渡した場合、筆嘴の輸入量、鋼ペン先の生産量の増加を見逃すことはできない。ペンは明治〜昭和戦前期における硬筆筆記文化の中心的存在であったといえるであろう。

第四節　万年筆・シャープペンシルについての分析・考察（【グラフ4・5】）

万年筆は、はじめは高級な輸入筆記具として、明治末年ころから普及していった。この点については第三章で述べたい。国産万年筆の製造がはじまったのは、一九一二（明治四五）年ころで、一九一六（大正五）年ころより急速に発展したといわれる[15]。

【表8】をみると、万年筆は昭和一〇年代に急速に生産量を増やしている。『教育文化用品工業便覧』によれば、一九三七（昭和一二）年以降は輸出もおこなわれていた。生産量のピークは一九四二年の七万グロスである。生産量ではその他の筆記具に比べて少なくみえる。しかし、万年筆は一本あたりの単価が高

【グラフ 4】万年筆の生産量

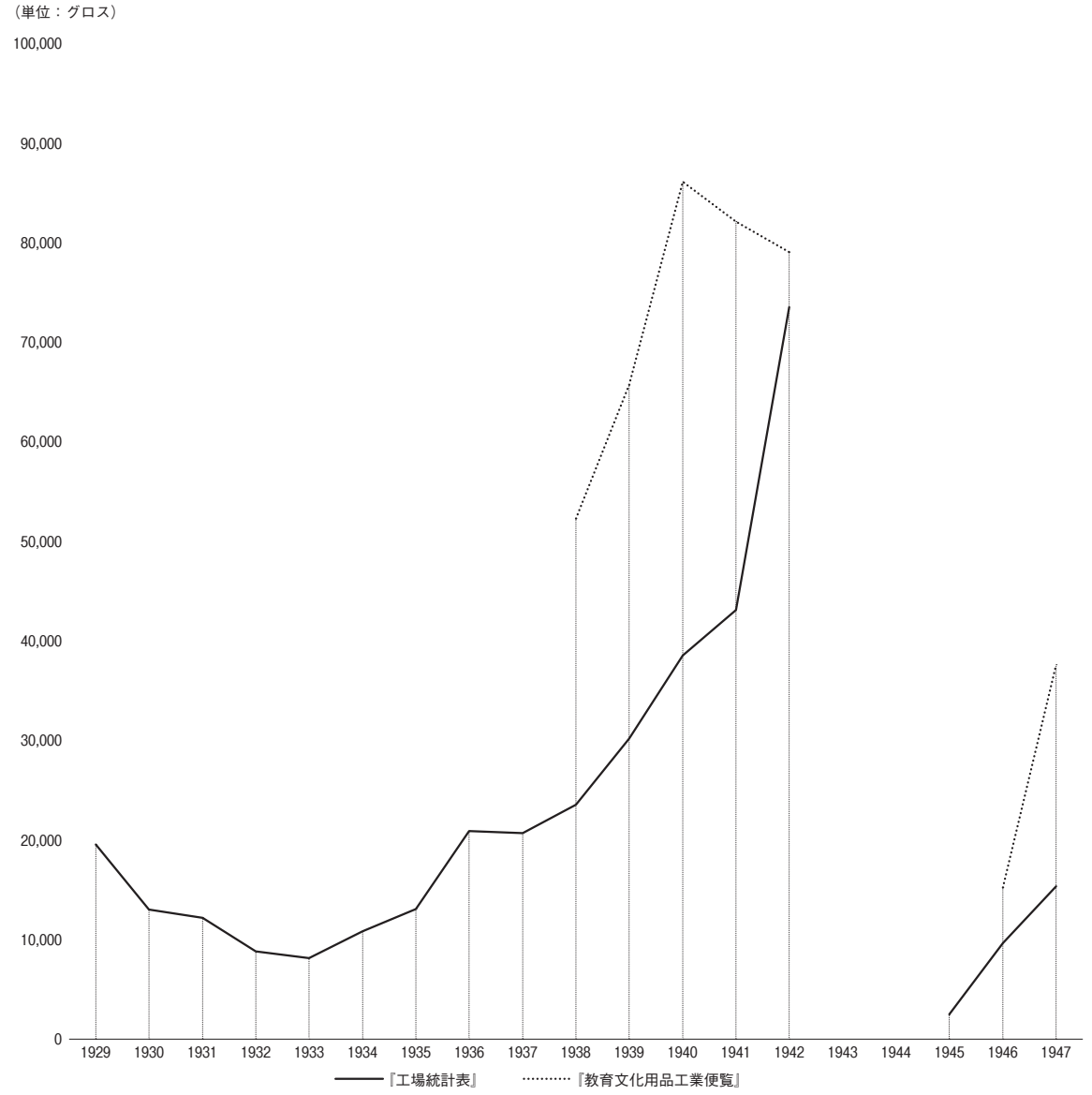

いため、生産金額を比較してみると鉛筆、鋼ペン先とほぼ変わらない市場規模であったことがわかる。明治期には高価な輸入品として扱われていた万年筆であるが、昭和一〇年代には広く国産製品が普及していたのである。

続いてシャープペンシルについて触れたい。これまで、戦前のシャープペンシルの生産実態は、語られることが少なかったように思われる。現在のシャープペンシルの主流はノック式であるが、これが一般化するのは〇・五ｍｍ芯が実用化される一九六〇年代からである。戦前のシャープペンシルは、主として後端にあるノブを回すことによって芯を出し入れする繰出し（回転）式であり、芯は一～一・五ｍｍほどであった。日本では「機構鉛筆」、「繰出鉛筆」とも呼ばれていた。一八七七（明治一〇）年ころより、アメリカやドイツから輸入されており、一九二三（大正一二）～二四（大正一三）年ころから国産化がはじまった。

【表9】によれば、一九三七年のピークには、八〇万グロスの生産量があった。これは鉛筆や鋼ペン先に比べれば少ないが、毛筆や万年筆よりははるかに多く、筆記具の一端を担う存在であったといえる。しかし、一九三九年以降、主要資材で

【グラフ5】シャープペンシルの生産量（『教育文化用品工業便覧』）

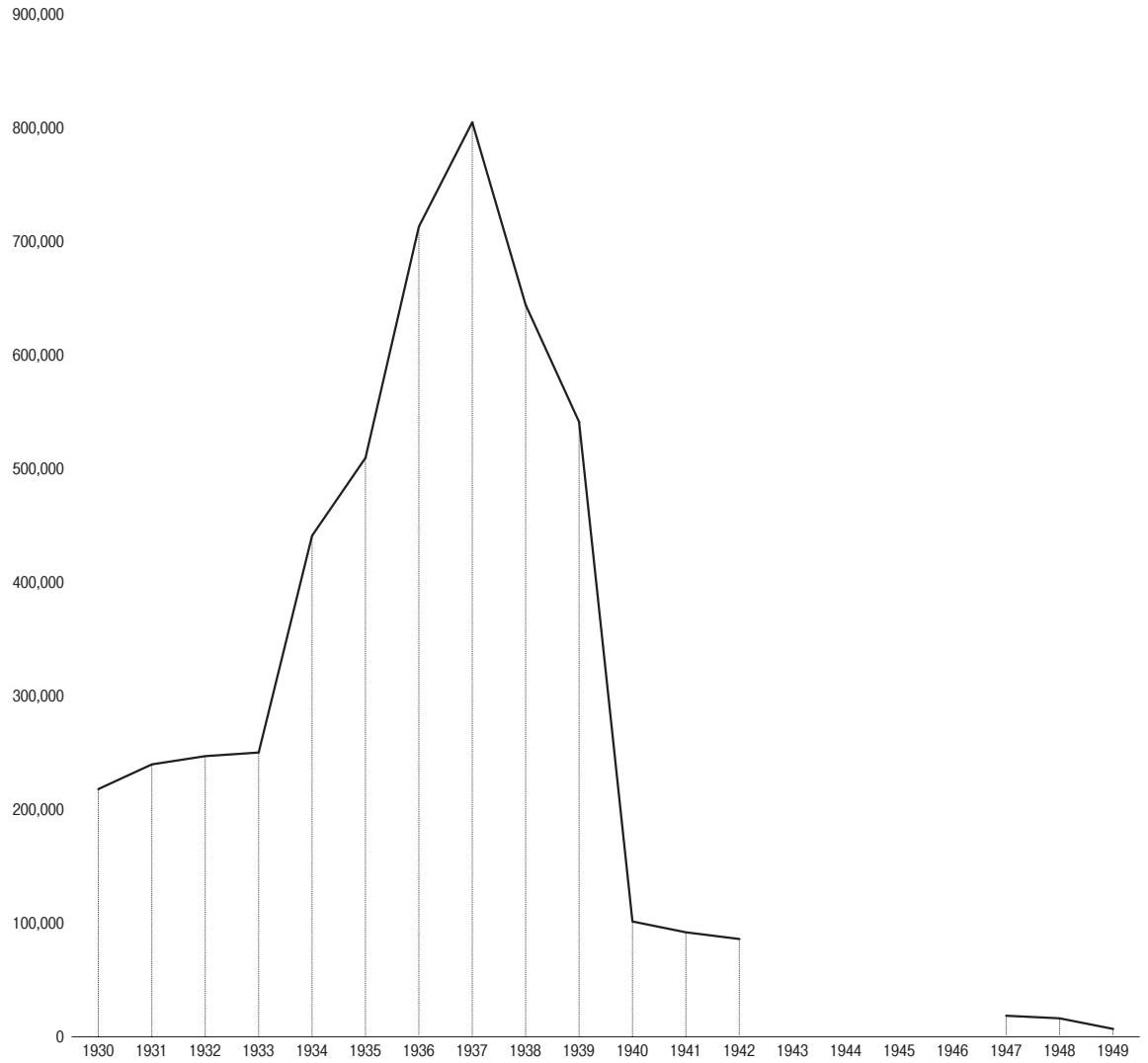

あった真鍮が資材統制によって使用禁止となり、多くの業者が転廃業を余儀なくされ、生産量は極端に低下することになったのである。[16]

第五節　『工業統計表』『教育文化用品工業便覧』における筆記具別生産量の比較（【グラフ6・7】）

ここでは、『工業統計表』、『教育文化用品工業便覧』に掲載されるそれぞれの筆記具の生産量について、同じ一次資料の比較から考察していきたい。

【グラフ6『工業統計表』における筆記具別生産量の比較】では、『工場統計表』における筆記具別（毛筆、鉛筆（木鞘入）、鋼ペン先（鋼製）、万年筆）の生産量をグラフ化している。やはり、毛筆、万年筆に比べて、鉛筆と鋼ペン先の生産量がたいへん多いことが目につく。鉛筆は一九三三年に四五〇万グロスを記録した以降、昭和一〇年代は三〇〇万グロス程度で横ばいになる。一方、鋼ペン先は、一九四二年に向けて急激に生産量を伸ばしている。鉛筆と鋼ペン先は消耗品であり、毛筆、万年筆に比べて数量を消費するものであるが、急速に需要が高まっていたといえるであろう。毛筆も一九四一年に向かって生産量が増えるが、鉛筆・ペン先の比ではない。筆記具の主流は鉛筆、鋼ペン先であった。また万年筆は生産量

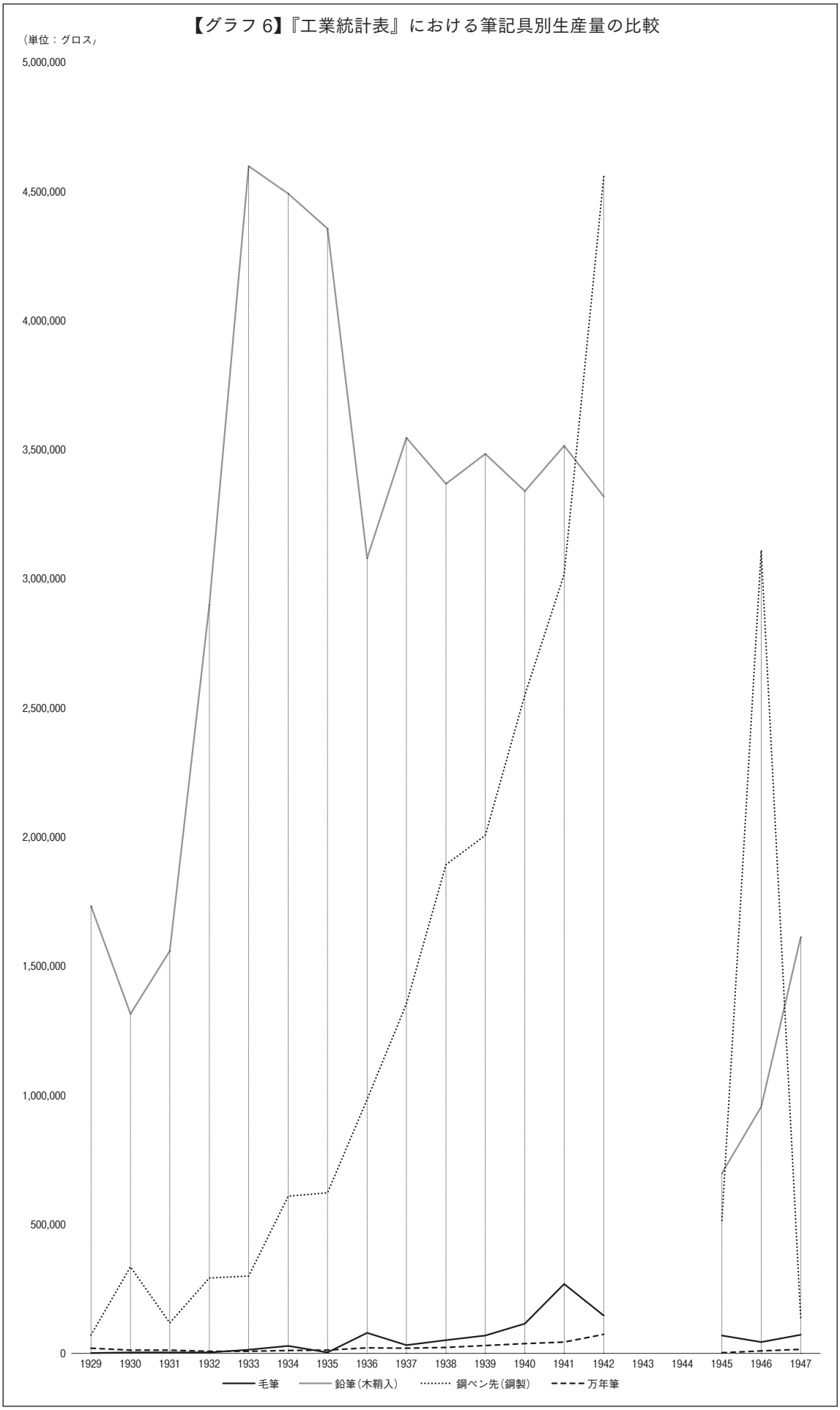
【グラフ 6】『工業統計表』における筆記具別生産量の比較
（単位：グロス）
5,000,000
4,500,000
4,000,000
3,500,000
3,000,000
2,500,000
2,000,000
1,500,000
1,000,000
500,000
0
1929
1930
1931
1932
1933
1934
1935
1936
1937
1938
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
毛筆
鉛筆（木鞘入）
鋼ペン先（鋼製）
万年筆

【グラフ 7】『教育文化用品工業便覧』における筆記具別生産量の比較

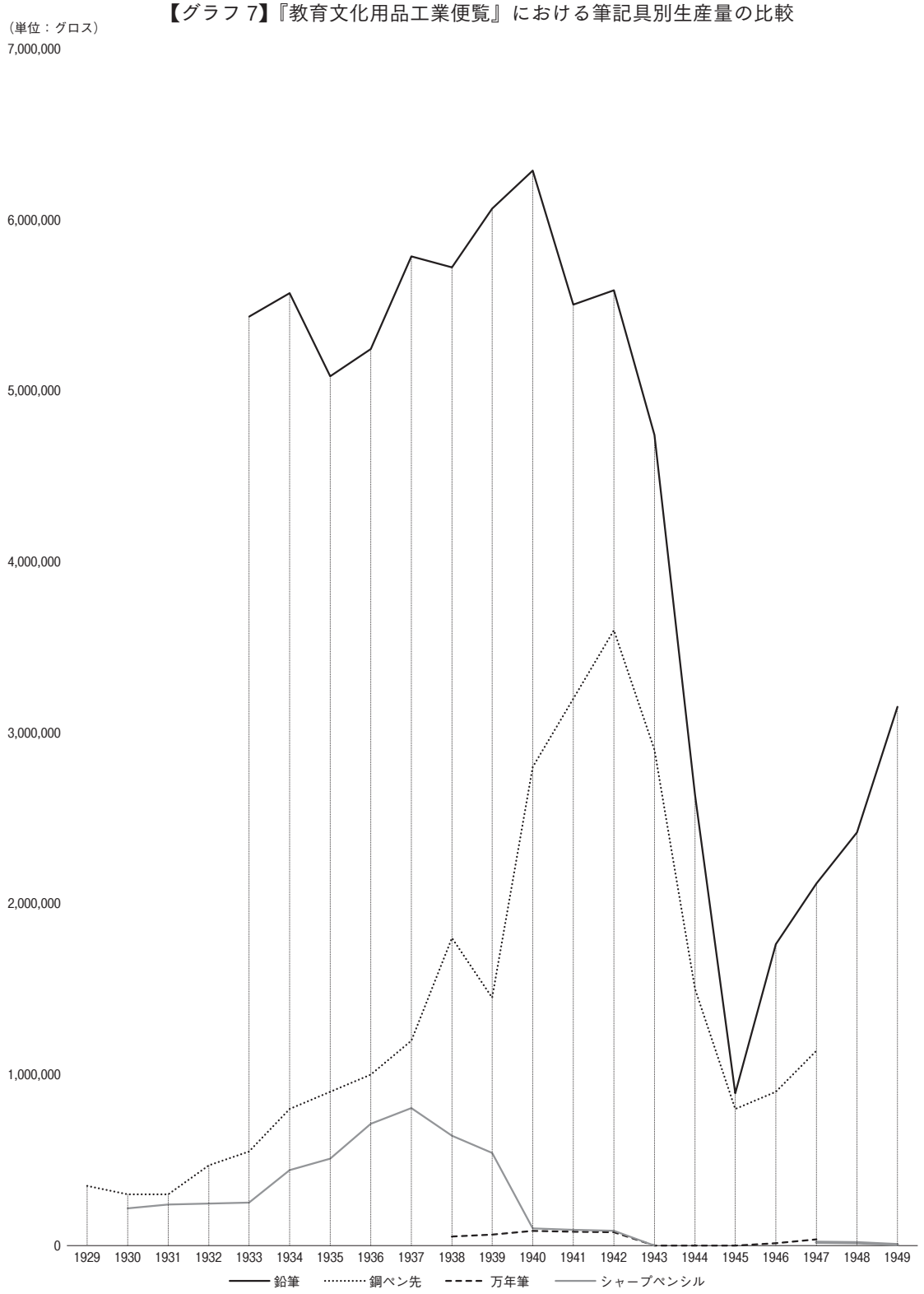

の比較ではたいへん少なく見えてしまうが、一九四一年を例に生産額を比較すると、毛筆・二六万円、鉛筆・一〇六三万円、鋼ペン先・三八一万円、万年筆・四九二万円であり、市場規模では鋼ペン先を上回っている。

【グラフ7『教育文化用品工業便覧』における筆記具別生産量の比較】では、『教育文化用品工業便覧』における硬筆（鉛筆、鋼ペン先、万年筆、シャープペンシル）生産量の比較を示した。万年筆はここでも生産量は少なくみえてしまうが、一九三八（昭和一三）～四二年の間は一〇〇〇万～一五〇〇万円の市場規模を持っていた。ここでも、鉛筆の生産量の高さと、鋼ペン先の生産量の急増が注目されるであろう。昭和戦前期には、一人一本持つことがステータスであった万年筆と、消費される筆記具としての鉛筆とつけペン（ペン先）が広く普及していたのである。

現在では、筆記具としてのつけペンはほとんど失われた文化である。少々余談になるが、筆者はつけペンという文化を実体験したことのない世代である。聞き伝えられるところによれば、一九六〇年代ころまでは、つけペンとインク壺が郵便局、銀行などに置かれていたという。インクをつけて、そのインクがなくなるまで書いていくつけペンは、毛筆と万年筆との間をつなぐ筆記具としての機能を持っている。全く失ってしまうのは惜しい文化ではないだろうか。

第三章　文献資料からみた筆記具の変遷

第一節　社会背景からみた筆記具の変遷

ここまで、統計資料をもとに近代日本における筆記具の変遷をたどってきた。ここからはさらに、文献資料によって筆記具の変遷に関する記述をみていきたい。これらの記述と統計資料の数値とを重ねていくことで、当時の筆記具の変遷過程をより明確に把握できると考えている。

（1）公文書における「洋製ノ墨汁」使用の解禁（一九〇八（明治四一）年）

幕末から維新期にかけての西洋文化の移入によって、硬筆筆記具が使用されるようになっていった。し

かし、明治政府は一八七六（明治九）年に、次のような通達を出している。

自今公文ニ洋製ノ墨汁（インキ）ヲ用ヒ候儀不相成条此旨相達候事

但洋文ヲ洋紙ニ書スルハ此限ニアラス

（「太政官達」第二十九号、一八七六年三月一五日）

このように、明治政府は公文書へ「洋製ノ墨汁」を使うことを禁じた。公文書には旧来の墨汁を用いること、それはつまり毛筆による筆記に限定することを意味した。ただし、「洋文ヲ洋紙ニ書スル」場合はよいとしているが、これは西洋人に対する配慮であったと考えられる。一般的には、毛筆で和紙に書いた書類しか認めないという態度であった。このためペン・インキで書いた願書・届書は、すべて受理されなかったという。[17]

この禁令は、三〇年あまり継続した。廃止されたのは一九〇八年一二月七日[18]である。これによって、公文書において「洋製ノ墨汁」が使用できるようになった。それは硬筆（ペン・万年筆）による筆記が公的に認められたことを意味している。当時の新聞記事では、「墨を磨るのに煩無く且つ一々インキを用うるの要も無き万年筆の類が活社会に跋扈するは当然のことにて、今に於て太政官達を廃止するは寧ろ後れたりと云はざるべからず候」[19]と述べており、時代の要望に遅れをとった解除とみなされていた。このことは、硬筆の普及に拍車をかけることになった。実際に一九〇八年以降、ペン・万年筆の使用は急速に広がっていくことになる。

（2）万年筆――筆記具の近代化のシンボルとして――

万年筆は、硬筆筆記具のなかでも近代化のシンボルとして登場したものである。明治三〇年代後半から輸入が盛んになり、統計上では一九一〇年代に国内の生産量も増えていった。

万年筆の普及に最も貢献したのは、総合商社・丸善であるといわれている。石井研堂『明治事物起原』[20]によれば、一八八五（明治一八）年ころより丸善で万年筆が販売されていたという。

当初は先端部に仕掛けがあり、紙に押しつけるとインクが流れ出す「スタイログラフィック・ペン」（Stylo Graphic Pen）であった。ペン先を持つ fountain pen（これが「万年筆」と訳される）は、一八九四（明治二七）～九五（明治二八）年ころ、欧米から輸入されはじめた。万年筆の輸入量に関する統計は残されてい

ないが、筆嘴として輸入されたもののなかには万年筆として用いられたものも多いと考えられる。丸善の広告誌『学鐙』[21]によれば、一九一三（大正二）年において、当時のブランド製品であったオノト、オリオン万年筆の売り上げは五〇万本あり、一九一四（大正三）年には六〇万～七〇万本に達するであろうと記されている。

【図1】オリオン万年筆（『読売新聞』一九一一（明治四四）年五月二一日朝刊四ページ）

【図2】試みよ、オノトを（『万年筆の印象と図解カタログ』所収の広告）

小説家であり、丸善の社員であった内田魯庵は、『学鐙』の編集に携わり、その広告で万年筆の販促活動を積極的におこなった。一九一二（明治四五）年に刊行された『万年筆の印象と図解カタログ』[22]はその集大成であり、夏目漱石による「余と万年筆」、北原白秋の詩「ONOTO」など当時の著名人が寄稿して、万年筆を宣伝している。

万年筆は新時代の筆記具であり、その販促活動においては旧式の筆記具である毛筆を駆逐しようというスタンスがとられた。丸善（内田魯庵）による万年筆の広告の一例を紹介しよう。[23]

オリオン万年筆

毛筆は時代おくれし田舎染みたり丁髷臭し現代人の日記、帳合、手形、小切手、取引上のサイン、手帋、画葉書、原稿等一切の文筆は万年筆の事、オリオン万年筆はペン先き柔かなれば、筆勢自在にして日本字を書くに宜し、インキ流出せざれば和服の袂またバッグに入るるに適す（【図1】）

試みよ、オノトを、オリオンを、ウォーターマンを

金ペンの尖端より走るインキの新らしき匂ひを味ふて新らしき気分を養へよ

新らしき手紙、新らしき文章、新らしき画、新らしき詩は万年筆の金ペンより迸しる（【図2】）

もちろんこれらには広告としての誇張表現があり、その分を差し引いて読まなければならないが、これらの広告によって、「毛筆＝旧式の筆記具」「硬筆＝新時代の象徴」というイメージが定着していったと考えられる。これらの広告が掲載された明治末年ころ

【図3】ペンの勝利（学鐙編集室編『学鐙』第一三巻第八号、丸善出版、一九一九（大正八）年八月）

には、輸入万年筆による硬筆筆記が一般社会に広まっていたと考えられる。[24]

『学鐙』には、万年筆の新しさを強調し、古い毛筆を否定する記事が毎号のように書かれていた。前述した一九一九（大正八）年の中橋徳五郎の「毛筆廃止論」に対しては、【図3】の記事を掲載している。「ペンの勝利」と題したこの記事は、毛筆に対する万年筆の勝利宣言である。しかし、このような表現の背景には、旧来の毛筆が依然として使われていた実態があるということも推測できる。

『万年筆の印象と図解カタログ』からは、当時の硬筆筆記具の普及の様相がうかがえる。

今日では大福帳なる語が昔しの節用にのみ存する廃語となつてる。市中の小売商人でも新らしい若い主人の店では大抵洋紙の帳簿を使用してゐる。随つて帳簿の記入にも亦ペンを用ひてゐる。一にも二にも旧慣と追ふ慣例の難ましい公文書にさへ此頃はペンを用ゆるのを許されてゐる。区役所や税務署の通知書にペンで書いたものを屢々見受ける。ペンで書いた届書、ペンで書いた履歴書は少しも珍らしく無い。夫どころか、酒屋や米屋の請取さへ洋紙のペン書きが此頃は珍らしくなくなつた。学者、著述家がペンを使用したのは云ふまでもなく最も久しい以前からであるが、今日では著述の原稿は殆んど惣て――古典学者の和漢文に関する原稿ですら大抵ペン書きの洋紙となつて了つた。ドンナ場末の紙屋にでも洋紙の原稿紙を売つてゐる。

（中略）道行く人を注意して見よ。洋服の衣兜に万年筆の一本乃至二本を見ざるは殆んど無かろう。手提げのバッグ、折鞄、乃至帯の間、袂の中或は婦人のオペラ・バッグの中に必ず万年筆が見出さるるだらう。（中略）万年筆は最早今日では上流縉紳の専有する贅沢物でなくて、凡そ世の中に働く何人の為めにも必要なる実用品として何人にも重宝がられてをる。

（砂邱子（内田魯庵）「万年筆の過去、現在、及び未来」『万年筆の印象と図解カタログ』所収）

広告的誇張を差し引いたとしても、一九一二年の時点で一般社会における筆記は、ほとんど毛筆から硬

筆へ移っていたことがうかがえる。一九〇八年の公文書へのインキ解禁以降、万年筆が普及する明治末年には、一般社会における硬筆筆記がすでに日常化していたとみてよいであろう。

(3) 内田魯庵「万年筆と短冊」について

内田魯庵は、『万年筆の印象と図解カタログ』のなかで、「万年筆と短冊」という文章を書いている。ここで内田は、「六、七年前」には西洋紙にペンで書いたものは筆跡として珍重されなかったが、最近では「万年筆で宜いから短冊に書いて呉れと要求する。時勢といふものは斯うしたもんだ。」と述べている。短冊や色紙は、毛筆が譲ることのできない文字の美が表現される「聖域」であった。ところが、近年ではそうした場においても硬筆書字が導入されつつあるというのである。

> 小生は風雅も亦時勢に従つて推易する事を固く信じてをる。普通の散文或は新体詩は勿論、歌や俳句にまで羅馬字入り片仮名交りが日に段々殖える実際の形勢を見て、風流の様式も亦当然変化し来るのを明かに予言し得る。所謂風流人は此言を聞いて小生の俗腸を笑ふかも知れぬ、或は澆季を泣くかも知れぬ。が、爾う斯う言つてる間に万年筆の短冊や色紙が段々殖えて来るだろう。
>
> (内田魯庵「万年筆と短冊」『万年筆の印象と図解カタログ』所収)

「風雅」は時代によって変化するものであり、いつまでも毛筆の書だけが尊重される時代ではない。万年筆による筆記は実用的であるばかりでなく、新しい時代の「風雅」を表現することができるというのである。つまり、内田は毛筆から硬筆へと筆記具が転換されても、文字の美しさが失われるものではないと考えている。内田は万年筆による筆記を、単なる実用が目的とは割り切っておらず、新しい書字文化として推奨しているのである。しかしながらここでは、硬筆筆記によって文字の美しさが失われるという一般社会の抵抗もまた強かったとことが示されていると思われる。

第二節　学校教育からみた筆記具の変遷

近代学校教育における鉛筆について、佐藤秀夫は「芸術的な表現をも可能とするフレキシブルでナイーブな毛筆しかなかったために制限されていた、幼児や低年齢の子どもへの書写の世界が、鉛筆の出現によっ

て広く解き放たれることになる。」[25]と述べている。硬筆の普及は、教育の普及を後押ししたのである。続いて、学校教育からみた筆記具の変遷について検討していきたい。

（1）硬筆書字教育からみた筆記具の変遷

ここでは、硬筆書字教育に関する文献から、硬筆筆記具の普及状況をみていきたい[26]。

毛筆を廃止してペンを用いるという主張の最も早いものは、一九〇四（明治三七）年の女子高等師範学校教授・篠田利英による「ペンとインキ」[27]である。当時はまだ毛筆の使用が当然であったが、ここではすでに毛筆の廃止が唱えられている。

大正期には、硬筆を用いた書字教育の主張が盛んになる。なかでもその理論的主導者となったのが東京高等師範学校附属小学校訓導であった、水戸部寅松である[28]。大正期の硬筆書字教育論は彼を中心に展開していた。

彼のはじめての書方教育に関する著書である『小学校教授用書法及書方教授法』（本田小一との共著、目黒書店、一九一三（大正二）年）は、毛筆書方教育についての記述が中心であり、「将来の書方教授法」のなかで硬筆に触れているだけであった。ここでは「世の中では比較的速く書写の出来る道具が段々と用ひられる様になつたので、先づ鉛筆が多く使はれ、次いでペンが多く用ひられる様になつて来た。殊に近頃はペンの使用は日を追うて盛んになる状況である」と記している。一九一三年の時点で水戸部は、一般社会の硬筆の普及にあわせて、将来的には書方教育にも硬筆の導入が必要になるという考えであった。

しかし、水戸部はその九年後に、『硬筆書法及教授之実際』（目黒書店、一九二二（大正一一）年）を著す。タイトルの通り、この著は硬筆書方教育が中心となっている。ここで水戸部は、学生は筆記具としてほとんどペン、万年ペンを使用しており、社会における日常の筆記もペンの使用が盛んになっている状況を記し、硬筆書方教育の導入を唱えた[29]。水戸部の眼には、一九一三〜二二年の間に、社会における硬筆書字が一般化し、書方教育にも硬筆を導入する機が熟したと映ったと考えられる。

もう一点、社会における硬筆の普及状況を示す記事をみておきたい。一九二二年三月、雑誌『国語教育』は硬筆書方特集号を出した。そこでは次のような指摘がある。

今日の時勢は毛筆の使用と全然反対の方向に進みつつあるものである。今日のごとき忙しい社会において毛筆を使用することは、仕事の能率を低下することが実に甚しいので、現に銀行・会社等における事務はすでに毛筆と縁を絶つてゐる。最近日本郵船会社では社内における筆墨硯をすべて廃止してしまつた。

（中略）銀行・会社のごとき社用上の帳簿や文書はみな硬筆によつて居るし、学生の筆記にも毛筆の用ゐられることはほとんどない。しからば硬筆の使用範囲はおほいに拡張したのであるから、これに対する教法の研究が起つて来てもよい筈で、むしろその遅きを感ずる次第である。

（『国語教育』第七巻第三号、一九二二年三月一日）

硬筆書方教育を主張する記事であるため、多少差し引いて検討すべきであるが、当時の社会状況として、一般社会からほぼ毛筆が失われていたことが確認できる。これらの記事から、一九一〇年代から遅くとも一九二〇年代には、日常生活において筆記具としての筆・墨・硯が置かれる環境は姿を消していたといえるであろう。それは毛筆が実用的な筆記具ではなくなったということを指す。これに呼応するように、硬筆書方教育が叫ばれていったのである。

（2）学校における筆記具の使用状況

では実際の学校現場では、どのような筆記具が用いられていたのであろうか。これについての確証的な資料は少ないが、いくつか具体例を示してみたい。

『ノートや鉛筆が学校を変えた』が指摘しているように、一八八六（明治一九）年の師範学校令に基づいて、尋常師範学校男生徒への学資支給制度が定められた。一八八八（明治二一）年に詳細な「尋常師範学校設備準則」を定められ、師範学校生徒に毛筆・鉛筆・ペンの学資支給があったことが知られている。この制度は、先に述べた小学校における英語教育の実施と時を同じくしており、こちらも鉛筆の普及を担っていたと考えられる。ただし、この時点では日常的な筆記具は毛筆であり、ペン・鉛筆は、外国語、画学、製図などに用いるものであった。

毛筆による筆記を定めていた一例として、『群馬県女子師範学校一覧：自明治四十年四月至明治四十三年

三月』[30]の「教室内規」に、次のような規定がある。

一　教室ニ於ケル筆記ハ半紙縦折大ノ帳簿ヲ用フヘシ

一　教室ニ於テ筆記シタル事項ハ毛筆ヲ以テ帳簿ニ浄写スヘシ但其ノ字行字数ハ別ニ定ムル所ニ拠ルモノトス

一　教室ニ於ケル筆記ハ凡テ毛筆トス但数学理科図画裁縫ニ於テ数字図形等ニ関スルモノハ此限ニアラス

これをみる限り、一九一〇（明治四三）年まで、この師範学校では毛筆による筆記が中心であった。ただし、「数字図形等」を扱う場合は硬筆を用いており、硬筆筆記具も並行して用いられていたことがうかがえる。

ところが、一九一五（大正四）年の『東京高等師範学校附属小学校一覧』[31]では、「教授実際要項」で次のように規定している。

筆記帳及筆記ニ関スルコト

教科書以外筆記帳ヲ用ヒルハ読ミ方、綴リ方、算術、地理、歴史トス。郷土科、理科、唱歌、手工、裁縫ハ教科書ヲ用ヒズ、筆記帳ニ教授要項ヲ筆記セシム。

筆記ハ洋罫紙ノ筆記帳ニ鉛筆又ハペン（尋常第五学年以上）ヲ用ヒテコレヲナサシム。

このように、教室内の筆記は鉛筆を用い、尋常第五学年以上でペンを用いるということになっている。先ほどの群馬県女子師範学校は師範学校であり、こちらは小学校であるため一概に比較対象とはならないが、硬筆筆記が学校によって規定される例が登場したことになる。東京高等師範学校附属小学校は、全国のモデルケースとしての教育実験校であり、先進的な教育をおこなっていたことで知られる。そのため、かなり早い段階での実践例ともいえるが、一九一五年の時点で毛筆の使用が、書キ方の時間のみに限定される小学校があらわれることになったのである。

まとめ

以上、明治〜昭和戦前期における筆記具の変遷について、統計資料と文献資料から検討してきた。ここから明らかになったことについて、最後に要点を整理しておきたい。

①日常生活における筆記具が、毛筆から硬筆へと転換するのは明治末期〜大正初期である。一九〇八（明治四一）年の公文書へのインキ解禁の時点ではすでに、輸入製品によって、鉛筆・ペン・万年筆が実用的な筆記具として一般化していたと考えられる。

②大正期には、国産の廉価な硬筆筆記具の普及がはじまる。これによって学校教育においても通常の筆記は硬筆に移行していった。毛筆の使用は書キ方・習字の授業に限定される学校もあらわれるようになった。

③昭和戦前期に至るまでの硬筆筆記具の生産量の中心は、鉛筆と鋼ペン先（つけペン）であった。特に鋼ペン先は生産量で鉛筆を上回ることもあり、昭和戦前期までの硬筆筆記具の中心的存在であった。

④明治維新以降の近代化による教育の普及は、毛筆の生産量を増やすことにつながった。このため、明治期以降には、近世とは異なる大衆化した毛筆文化があらわれることになった。

⑤日常生活における筆記具としての毛筆は、一九二〇（大正九）年ころまでにほとんど姿を消した。一方で毛筆生産量は、一九四一（昭和一六）年に向けて増加していく。昭和戦前期における書道界の成立と芸能科習字・書道の成立は、毛筆文化の絶頂期であったと考えられる。

最後に、簡単に戦後の筆記具の変遷について触れておきたい。

一九四五（昭和二〇）年、アメリカ進駐軍の将兵が使用していたのがボールペンであったといわれている。ボールペンは一九四八（昭和二三）年に国内メーカーが製造に乗り出し、瞬く間に筆記具の主流となった。これによって鋼ペン先・万年筆は急速にその需要を失っていった。また、鉛筆の生産量は一九六六（昭和四一）年をピークとして、次第に下降していく。昭和五〇年代にシャープペンシルが低価格化し、鉛筆の

需要は減少することになったのである。そうしたなかで毛筆は、伝統工芸品としての位置づけに転換していくことになった。

そしていうまでもないことだが、現在では、文字は「手で書く」ものから「手で打つ」ものへと変化している。情報機器の普及にともない、毛筆・硬筆を問わず筆記具産業は徐々に縮小しているのが現状である。

近代における筆記具の変遷を眺めたとき、実用としての筆記具が硬筆に転換していくなかでも、毛筆の生産量が増えていたことに注目しておきたい。毛筆は芸術としての書道という意義をもって、その存在を主張することができたのである。情報社会における書字文化は、このような目的・用途に合わせた筆記具の選択ができるように、その多様性を保つことによって支えられていくのではないだろうか。さらに現在では、手書き文字の意義さえも再構築する必要に迫られているといえるであろう。

また、内田魯庵が万年筆で書かれた文字に対して、新しい文化を期待したことにも注目したい。そこには筆記具の実用性を実用性として割り切るのではなく、時代の変化に合わせて、文字の美しさのかたちが変化するという考え方があった。手書き文字をめぐっては、伝統を保持しようという姿勢だけではなく、現在の書字をめぐる環境においても文字への興味・関心を抱き続ける姿勢が重要であると考えられる。

こうした視点を持ち、筆記具の変化にも、時代の変化にも対応できる習字・書写書道教育のあり方を、今後の課題として考えていきたい。

〈注〉

(1)「工業統計」については、通商産業省大臣官房調査統計部編・発行『工業統計50年史：資料篇第2』(一九六二(昭和三七)年)、同『工業統計50年史：解説編』(一九六三(昭和三八)年)を参照した。

(2)『日本帝国統計年鑑』は、『近代日本歴史統計資料』(東洋書林、一九九九(平成一一)年)として復刻されている。

(3) 熊野町史編集委員会編・発行『熊野の歴史：研究ノート』第五号、一九八七(昭和六二)年。

(4) 熊野町編・発行『熊野町史：生活誌・資料・年表編』一九八九(平成元)年。

(5) 佐中忠司『伝統産業筆づくり』文理閣、二〇一三(平成二五)年。

(6) 前掲、『熊野の歴史：研究ノート』第五号、所収。
(7) 西田安慶「わが国筆産地の生成と発展 ― マーケティングの視点から ―」『研究紀要』創刊号、東海学園大学、一九九六（平成八）年三月。
(8) ただし佐中によれば、一次資料となった『広島県勧業統計』には単位が「本」なのか「対」（二本）なのか判断しかねる場合があるという。実際に一九〇三（明治三六）年から「本」から「対」へと変更されており、単位の違いによって増加と見なされてしまった可能性もある。
(9) 文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会、一九七二（昭和四七）年。
(10) 東京文具商報社編・発行『東京文具発展史』一九二九（昭和四）年。
(11) この点については、拙稿「中橋徳五郎「毛筆廃止論」に対する書道界の抵抗」（『大学書道研究』第七号、全国大学書道学会、二〇一五（平成二六）年）を参照されたい。
(12) 中橋に対する広島県内の陳情の動向については、松本仁志が言及している。（前掲、佐中忠司『伝統産業筆づくり』所収）
(13) 東都鉛筆加工業協同組合編『日本鉛筆史』（一九九二（平成四）年）、東京文具共益会編・発行『百年史』（一九九四（平成六）年）による。この指摘は、正しくは一八六六（明治一九）年の小学校令における高等小学校英語科の設置を指していると思われる。しかし、明治一〇～明治二〇年代において、尋常小学校でも就学率は五割に満たなかった。高等小学校はなおさら就学率が低かったため、これによって急激に鉛筆の需要が増えたとは考えにくいと思われる。
(14) 通商産業省軽工業局日用品課編『雑貨ガイドブック：一九六〇年版』通商産業研究社、一九六〇（昭和三五）年。
(15) 東京市編・発行『問屋制工業調査：第一輯』一九三二（昭和七）年。
(16) 文具三田会編・発行『文具産業の知識』一九四九（昭和二四）年。
(17) 『読売新聞』一九〇八（明治四一）年一二月九日朝刊二ページ記事。
(18) 「明治九年太政官達第二十九号ハ之ヲ廃止ス」（『閣令』第四号、一九〇八（明治四一）年一二月七日）。
(19) 前掲、『読売新聞』一九〇八（明治四一）年一二月九日朝刊二ページ記事。
(20) 石井研堂『明治事物起原』橋南堂、一九〇八（明治四一）年。
(21) 学鐙編集室編『学鐙』第一六巻第一号、一九一四（大正三）年一月。
(22) 丸善株式会社編・発行『万年筆の印象と図解カタログ』一九一二（明治四五）年。
(23) 丸善の広告については佐藤健二「コラム：丸善の広告」（『万年筆の生活誌 ― 筆記の近代 ―』所収）も参照した。
(24) 小池淳一「明治末から大正初期の万年筆 ― 販売における位相とその意義 ―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一九七集、二〇一六（平成二八）年二月）によれば、丸善に続き、三越が外国製万年筆を販売・普及に努めたことが指摘されている。
(25) 佐藤秀夫『教育の文化史2：学校の文化』阿吽社、二〇〇五（平成一七）年。
(26) 硬筆書字教育に関する文献一覧は、柿元八重「明治・大正期刊行雑誌からみる硬筆書方教授の変遷」（『書写書道教育研究』第二一号、全国大学書写書道教育学会、二〇〇六（平成一八）年）を参照した。
(27) 篠田利英「ペンキとインキ」『日本之小学教師』第六巻第六四号、一九〇四（明治三七）年四月一五日。タイトルは「ペンキ

とインキ」となっているが、文脈から「ペンとインキ」の誤りであると思われる。

(28) 水戸部に関する近年の研究として、鈴木貴史「東京高等師範学校附属小訓導水戸部寅松の業績と書字教育論(1)理論編・(2)資料編」(人文科教育学会編・発行『人文科教育研究』第四二号、二〇一五(平成二七)年八月)がある。

(29)『硬筆書法及教授之実際』にみられる当時の硬筆の普及状況については、森田(樋口)咲子「大正期の硬筆「書キ方」教授に関する考察〈1〉――水戸部寅松の硬筆「書キ方」教授を中心に――」(『書写書道教育研究』第三号、全国大学書写書道教育学会、一九八九(平成元)年三月)に詳しい。

(30) 群馬県女子師範学校編・発行『群馬県女子師範学校一覧:自明治四十年四月至明治四十三年三月』(出版年不明)。

(31) 東京高等師範学校附属小学校編『東京高等師範学校附属小学校一覧』大日本図書、一九一五(大正四)年。なお、これ以前の『東京高等師範学校附属小学校一覧』にはこの規定はなく、一九一五年に規定されたものと考えられる。

【筆記具に関する文献一覧】

筆記具の歴史、及びその普及の状況について言及するものを一覧にした。

(1) 毛筆

・熊野町商工会編『筆の町 熊野誌』熊野町商工会、一九五四(昭和二九)年。
・熊野町史編集委員会編『熊野の歴史:研究ノート』第五号、一九八七(昭和六二)年二月。
・熊野町編『安芸熊野町史:通史編』一九八七(昭和六二)年。
・熊野町編『安芸熊野町史:生活誌・資料・年表編』一九八九(平成元)年。
・熊野町郷土史研究会『芸州筆の歴史:ふるさと熊野筆道資料の探訪』熊野町郷土史研究会、一九九五(平成七)年。
・佐中忠司『伝統産業 筆づくり』文理閣、二〇一三(平成二五)年。
・成田聖子「安芸熊野における製筆業」『新地理』第二〇巻、日本地理教育学会、一九七三(昭和四八)年。
・西田安慶「わが国筆産地の生成と発展:マーケティングの視点から」『研究紀要』創刊号、東海学園大学、一九九六(平成八)年三月。
・佐中忠司「伝統的工芸品産業の事例調査――毛筆製造業に関する全国的概況――」『比治山大学現代文化学部紀要』第一四巻、比治山大学現代文化学部、二〇〇八(平成二〇)年三月。

(2) 鉛筆

・水野太郎『鉛筆クレオンパステル白墨製造法』太陽堂書店、一九二八(昭和三)年。
・三菱鉛筆『鉛筆とともに八十年』一九六六(昭和四一)年。
・三菱鉛筆社史編纂室編『時代を書きすすむ 三菱鉛筆一〇〇年』三菱鉛筆、一九八六(昭和六一)年。
・東都鉛筆加工業協同組合編『日本鉛筆史』一九九二(平成四)年。
・日本鉛筆工業協同組合編『鉛筆組合「一〇〇年の歩み」』日本鉛筆工業協同組合、二〇一二(平成二四)年。
・日本鉛筆工業協同組合編『鉛筆組合「一〇〇年の歩み」資料 disc』日本鉛筆工業協同組合、二〇一二(平成二四)年。

・トンボ鉛筆一〇〇周年記念事業委員会編『トンボ鉛筆一〇〇年史』トンボ鉛筆、二〇一三（平成二五）年。
（3）万年筆・ペン・シャープペンシル
・丸善株式会社編・発行『万年筆の印象と図解カタログ』一九一二（明治四五）年。（復刻版は、丸善株式会社、一九八九（平成元）年）
・布施富美雄『ペンの科学』科学ニュース社、一九三八（昭和一三）年。
・東京都経済局総務部調査課編『万年筆・ボールペン・シャープペンシル製造業の実態分析』一九五八（昭和三三）年。
・セーラー万年筆宣伝課編『セーラー五〇年抄史：一九一一―一九六一』セーラー万年筆株式会社、一九六一（昭和三六）年。
・梅田晴夫『万年筆』青土社、一九七九（昭和五四）年。
・神永正治郎・山本英夫編『ペン先のあゆみ』日本鋼ペン先工業組合、一九九六（平成八）年。
・すなみまさみち・古山浩一『万年筆クロニクル』枻出版社、二〇〇七（平成一九）年。
・桐山勝『万年筆国産化一〇〇年』三五館、二〇一一（平成二三）年。
・国立歴史民俗博物館編『万年筆の生活誌――筆記の近代――』国立歴史民俗博物館、二〇一六（平成二八）年。
・廣田義人「日本におけるシャープペンシルの製造と発明・考案（一九六〇年代前半まで）」『大阪大学経済学』大阪大学経済学研究科、二〇一四（平成二六）年九月。
・小池淳一「明治末から大正初期の万年筆――販売における位相とその意義――」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一九七集、二〇一六（平成二八）年二月。
（4）文房具全体に関わるもの
〔主に統計に関するもの〕
・農商務省商務局編『重要輸入品要覧：下編』一九〇九（明治四二）年。
・農商務省工務局編『主要工業概覧：第四部雑工業』一九二二（大正一一）年。
・日本商工会議所編『国産要覧』一九三四（昭和九）年。
・日本商工会議所編『国産要覧』一九三六（昭和一一）年。
〔主に歴史に関するもの〕
・東京文具商報社編『東京文具発展史』一九二九（昭和四）年。
・大阪文具新聞社編『文具紙工年鑑：別添・文具紙工日記』一九三一（昭和六）年。
・伊藤勝太郎編『文具に就いて』伊東屋、一九三三（昭和八）年。
・野口茂樹『通俗文具発達史』紙工界社、一九三四（昭和九）年。（復刻版は、『こと典百科叢書』第二巻、大空社、二〇一〇（平成二二）年）
・教育文化用品工業研究会編『教育文化用品工業便覧』教育文化用品工業研究会、一九五〇（昭和二五）年。
・通商産業省軽工業局日用品課編『雑貨ガイドブック：一九六〇年版』通商産業研究社、一九六〇（昭和三五）年。
・福田文太郎『文具と共に六十年』白川書院、一九六四（昭和三九）年。

・田中経人『文具の歴史』リヒト産業、一九七二（昭和四七）年。
・野沢松男『文房具の歴史：文具発展概史』文研社、一九九四（平成六）年。
・中公文庫編集部編『文房具の研究：万年筆と鉛筆』中央公論社、一九九六（平成八）年。
・原子朗『筆跡の文化史』講談社学術文庫、講談社、一九九七（平成九）年。
・田中経人「洋式筆記具の多様化」『書の日本史：第八巻・明治／大正／昭和』平凡社、一九七五（昭和五〇）年。

（5）筆記具製造販売業・組合の歴史
・東京文具商報社編『東京文具発展史』東京文具商報社、一九二九（昭和四）年。
・文具三田会編・発行『文具産業の知識』一九四九（昭和二四）年。
・東京文具卸商業協同組合編『四十年史』一九五二（昭和二七）年。
・東京文具共益会編『東京文具共益会創立七十年誌』一九六四（昭和三九）年。
・東京文具卸商業協同組合編『六十年史』東京文具卸商業協同組合、一九七三（昭和四八）年。
・東京文具工業連盟編『三十五年史』東京文具工業連盟、一九七四（昭和四九）年。
・東京文具共和会編『三十年史』東京文具共和会、一九七五（昭和五〇）年。
・大阪文具共益会『七十年史』一九七九（昭和五四）年。
・丸善株式会社編『丸善百年史：日本近代化のあゆみと共に』丸善、一九八一（昭和五六）年。
・東京文具共益会編『九十年史』一九八四（昭和五九）年。
・東京文具事務器卸協同組合編『八十年史』一九九三（平成五）年。
・東京文具共益会編・発行『百年史』一九九四（平成六）年。

（6）学校教育における硬筆の普及に関わるもの
・水戸部寅松・本田小一『小学校教授用書法及書方教授法』目黒書店、一九一三（大正二）年。
・水戸部寅松『硬筆書法及教授之実際』目黒書店、一九二二（大正一一）年。
・黒柳勲『ペン習字の意義及練習法教授法』大阪屋号書店、一九二四（大正一三）年。
・岡本清徳『新しい書方学習法：硬毛併用』東洋図書、一九二四（大正一三）年。
・斎藤梅雄『新訂硬筆書方教授法』松邑三松堂、一九二六（大正一五）年。
・佐藤秀夫『ノートや鉛筆が学校を変えた』平凡社、一九八八（昭和六三）年。
・石附実編『近代日本の学校文化誌』思文閣出版、一九九二（平成四）年。
・佐藤秀夫『教育の文化史2：学校の文化』阿吽社、二〇〇五（平成一七）年。
・森田（樋口）咲子「大正期の硬筆「書キ方」教授に関する考察〈1〉――水戸部寅松の硬筆「書キ方」教授を中心に――」『書写書道教育研究』第三号、全国大学書写書道教育学会、一九八九（平成元）年三月。
・酒井直美「書字の姿勢・用具の持ち方に関する研究(2)」『書写書道教育研究』第八号、全国大学書写書道教育学会、一九九四（平成六）年。

・蓑毛政雄「大正・昭和初期の硬筆指導」『書写書道教育研究』第一三号、全国大学書写書道教育学会、一九九九（平成一一）年。
・馬場美幸「筆記具の変化から考える大正期「書キ方」教育」『横浜国大国語教育研究』第二〇号、二〇〇四（平成一六）年六月。
・柿元八重「明治・大正期刊行雑誌からみる硬筆書方教授の変遷」『書写書道教育研究』第二一号、全国大学書写書道教育学会、二〇〇六（平成一八）年。
・清水文博「学校で使用された筆記具の歴史――筆記具の学習の見地から――」『書写書道教育研究』第二九号、全国大学書写書道教育学会、二〇一五（平成二七）年。

芸能科「習字」における思想教育
――石橋啓十郎の教育書道論を中心として――

鈴木貴史

1．はじめに

芸能科「習字」は、一九四一（昭和十六）年の勅令第百四十八号「国民学校令」において、国語科「書キ方」から部分的に毛筆書字教育が切り離され、再び独立した科目として登場した[1]。さらに同年の文部省令第四号「国民学校令施行規則」第十五条において、芸能科「習字」の目標が掲げられ、「文字書写ノ技能ヲ修練セシメ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ国民的情操ヲ醇化スルモノトス」とされた。

加えて同規則では、「国民科国語トノ関連ニ留意シ生活ノ実際ニ適切ナルモノヲ選ブベシ」とされ、国語科と連絡をとることが示されていた。しかし、芸能科「習字」は、「実用的効用や国語書き方との関連を目標に掲げてはいたものの、その内実がなかった」と指摘されているように、国語との連絡は絶たれており、字形運筆を中核とした芸術教育が想定されていた[2]。

先行研究における芸能科「習字」については、「国民学校令による習字教育の跡を回顧するに、法令に示されたところは、実に立派なもので、高次の教育を樹立すべく間然する所がない[3]」とこれを評価する説がある一方で、批判的な説として、以下のような問題点が指摘されている。

芸能科「習字」が抱えていた問題点の一つめとして、「授業内容が、毛筆をいかにうまく扱うかの指導に重点が置かれすぎていたこと」を挙げ、二つめとして「授業方法が、旧態依然としたワンパターンの錬成主義であったこと」、「それが、当時を支配していた国粋主義の思想と密接に結びついていたこと」を指摘している[4]。さらに、「芸能科習字の教育で頂点を極めた教師主導の手本絶対主義、ワンパターンの錬成

主義、しつけ重視の寺子屋方式は厳に戒めなければならない」と述べている。しかし、ここではこうした錬成主義が、いかにして思想教育として国粋主義や軍国主義を後押ししたのかについては言及されておらず、問題点のすべてを析出できているとは言い難い状況である。

そこで本研究では、芸能科「習字」成立が思想教育として機能した背景とその課題について探るため、その理論的根拠となったとされる当時広島高等師範学校の石橋啓十郎（雅号：犀水、一八九六―一九九三）に注目し、おもに石橋自身が「教育書道」と称したその理論における言語教育との関係を探ることを試みた[5]。

研究の具体的な方法として、主著である『教育書道の理論と実際』（一九三八、昭和十三年）を中心に石橋の著作を概観し、さらに関連するその他の論者による言説についての考察も行った。本研究では、昭和戦前期において毛筆の再興を目指していた石橋の主張が、言語教育としての国語科「書キ方」からの離脱、および毛筆による芸術主義への一元化を目指していたことを指摘し、芸術教育とされながらも結果的に言語教育として軍国主義、国粋主義的な思想教育が実践される基盤が形成されたことを確認する。

2．書字教育の概略と石橋啓十郎の業績

2―1　昭和初期以前の書字教育の概略

近世の教育において中核を担っていたとされる毛筆書字教育は、単なる字形運筆だけの学習ではなく、知識、実用、道徳などを包含した総合的な言語教育として機能していた[6]。つまり、滑川道夫（一九〇六―一九九二）が近世の手習いにおける書字と読字の関係について、「往来物や手習・習字をとおして作文のしかたを学んで」おり、「単に字を書写するだけではなく、書写を学ぶことによって、同存的に、語や文の意義を読解し、かつ、作文できるように総合的に学んでいる」と論じているように、書字教育は、単なる言語表現だけではなく、読字行為を通した言語理解に基づく教育を担っていた[7]。

しかし、近代学校制度成立以降成立した「習字」は、字形運筆を中心とした内容で構成されており、教育課程において「書取」および「作文」などの他の言語教科と区別され、徐々にその地位を低下させた。こうして、明治十年代から明治二十年代にかけて、「習字」を字形運筆に偏重した技能教育と見なす傾向がみられた[8]。その後、明治二十年代後半からは、「習字」に対して、手本の語義を見直す動きが高まり、一九〇〇（明治三十三）年の文部省令第十四号「小学校令施行規則」において国語科の一領域である「書キ方」とされた[9]。「書キ方」は、「読ミ方」、「綴リ方」と教材を共有するなど、三領域の連絡が求められ、字形運筆だけでなく、言語教育の一環としての機能が求められたのである[10]。

国語科「書キ方」において着目すべきは、書字教育を単なる字形運筆だけの教育としなかっただけではなく、言語教育として言語表現だけにとどまらず、言語理解を含めた教育が想定されていたことである。この国語科「書キ方」の時期には、大正期の硬筆普及に伴い、一九一九（大正八）年の中橋徳五郎文相によるいわゆる「毛筆廃止論」によって毛筆の相対的地位が低下したとされている。しかしこの時期の代表的な書字教育論として、東京高等師範学校附属小学校訓導の水戸部寅松により、硬筆と毛筆の併用した実用主義的な教授法が展開された。

さらに、一九二六（大正十五）年には、佐藤隆一『書の科学と書の教授』により実用と芸術の二項対立を解消すべく、言語学と美学を対置させ、これを教育学によって統制することを提唱した二元的な書字教育論が提唱されていた[11]。とりわけ、佐藤は、従来のように書字教育における言語表現機能だけでなく、言語理解機能に注目し、手本の語句を読み、理解することによって精神的修養を行うことを主張している[12]。

昭和初期になると、大正期における硬筆の普及に対する反動として、書家による毛筆再興の動きがみられた[13]。当時の動向について、先行研究では、「毛筆尊重派」と「硬筆積極採用派」という二つの立場に分類し、「昭和六年以降国民学校令の前までは、毛筆「書き方」の充実と発展を主張する立場の著書・論文ばかり[14]」であり、「昭和八年前後において実用主義から芸術主義へ転換が始まった[15]」として、昭和初期に言語教科としての国語科「書キ方」から、芸術教育への転換を求める主張がなされたことが指摘されている[16]。

2―2　石橋啓十郎の経歴と業績

一九三一（昭和六）年以降になると、主に書家による毛筆芸術主義の主張が師範学校にも波及し、反硬筆の動きが押し寄せる。とりわけ、こうした毛筆芸術主義の動きとしては、東京高等師範学校の田代其次（雅号：秋鶴、一八八三―一九四六）と奈良師範で教鞭を執った辻本勝巳（雅号：史邑、以下「史邑」、一八九五―一九五七）、辻本兵一郎（雅号：九華、以下「九華」）らの影響力が強かったことが指摘されている。これに対して石橋は、こうした毛筆尊重派より早い段階の大正末より毛筆書字教育の再興に向け独自の理論を展開していたのである。

ここでは、まず石橋の経歴と業績について確認しておきたい。石橋は、一九二一（大正十）年に広島高等師範学校を卒業し、大正期の末から昭和初期にかけて小倉師範、広島高等師範で教員を務め、一九三五（昭和十）年には広島文理科大学を卒業している。さらに教員としては、広島高等師範の後、東京美術学校講師などを務めている。とりわけ、芸能科「習字」に関連した石橋の経歴で注目すべきは、前述の田代らとともに芸能科「習字」教科書の編纂委員を務めたことである。[17] 戦後は新潟大学などで教鞭を執り、日本書道教育学会（一九五〇）などを設立して毛筆書字教育の再興に尽力した。戦前における石橋の著作を示せば、次頁の表1のとおりである。

以上のような一連の石橋の教育書道論は、毛筆再興を目的とする毛筆芸術主義の動きの一つとして位置づけることができるが、石橋の特徴として師範学校の教員の立場からいち早く毛筆重視の主張を発表したことが挙げられる。石橋の最初の論文である一九二二（大正十一）年の「書道教授の革新案」（表1　No.1-2）は、硬筆が勢いを増してきた大正期に小倉師範学校で教鞭を執りはじめたときに発表されている。[18] ここでは、大正期の師範学校関係者による論考では珍しく、書字教育について「書道」の呼称を使用しており、その理由を以下のように述べている。

「茲に習字とか書き方とか云はずして、ことさらに書道と云ったのは、私の頭が古いとお叱りを受けるかも知れぬがどうも東洋では此の道と云ふ字に深い意味が含まれてゐるやうに思はれますし、私の

表１　石橋啓十郎の戦前における主な著作

No.	論題・書籍名	記事・書籍	出版年	出版社・掲載誌
1	書道教授の革新案	記事	1922，9	学校教育 111
2	書道教授の革新案（承前）	記事	1922，10	学校教育 112
3	書道教授の革新（一）	記事	1927，1	書勢 11 巻 1
4	書道教授の革新（二）	記事	1927，2	書勢 11 巻 2
5	書道教授の革新（三）	記事	1927，3	書勢 11 巻 3
6	書道教授の革新（四）	記事	1927，4	書勢 11 巻 4
7	教育書道の本質	記事	1935，6	学校教育 269
8	教育書道の本質（承前）	記事	1935，8	学校教育 271
9	教育書道の目的と其の方法的原理	記事	1937，7	学校教育 296
10	書方書道の実際	記事	1937，9	学校教育 298
11	教育書道の理論と実際	書籍	1938	東洋図書
12	書方教授学（現代教育学大系，各科編 第 26 巻）	書籍	1938	成美堂書店
13	芸能科習字の教育（国民学校研究叢書 第 10 巻　芸能科研究）	書籍	1940	玉川学園出版部
14	新手本の編纂方針と其の指導	記事	1941，4	書之友 7 巻 4
15	教育書道の理論と実際（増訂版）	書籍	1941	東洋図書
16	書道要鑑　支那編	書籍	1942	晩成処
17	書道要鑑　日本編	書籍	1942	晩成処
18	国民書道十講（国民学芸新書）	書籍	1943	学習社
19	新学制における芸能科書道の性格	記事	1943，5	帝国教育 775

云はんとする内容を端的に表現するには書き方と云っても習字と云ってもあまり貧弱でもの足りない感がします（以下略）」

このことから石橋が書字教育の意義について、それまでの「習字」、「書キ方」といった教科、領域の枠組みを乗り越えようとしていたことを確認することができる。具体的に第一節では、「書道の教育的価値」について、「国民文化の上より見たる書道」、「実用上より見たる書道」、「教授衛生より見たる書道」、「人格修養上より見たる書道」の四点に分けて論じている。まず、「国民文化の上より見たる書道」について、「実用と芸術との二元的見解に立って何れも其の一方に立て籠らうとして、二元の争論は続けられた」とし、「其れは同一実在の両面で元来美は実用に即してある」と述べて、書字教育における実用と芸術の対立を避けて、これを一元的に捉えるべきであると主張する。[19]

つぎに、「人格修養上より見たる書道」については、「小学校に於て無言の教育は書方をおいてない」と述べ、「書キ方」が児童を欲と功利から離れた無我の境地へと導く点を強調している。[20] また、「書キ方」における美と善との関係について、「美的価値の内容は常に善である」と述べて、倫理学、美学との密接な関係を主張している。[21]

石橋は、大正十一年の時点ですでに、水戸部寅松が主張した尋常一、二年における毛筆廃止については批判しており、「元来硬筆で練習された書能力は全部毛筆に流用は出来ませぬが、毛筆で養はれた書能力は、ペンの使用の時にも役立ちます」と述べて、硬筆には多くの時間を必要としないことを説いており、毛筆の硬筆に対する優

位性を主張していた。[22]

以上みてきたように、大正期の石橋は、水戸部をはじめとする当時の実用主義的な二元的書字教育論に対して、東洋文化としての書道の必要性を説き、他の毛筆尊重派に先駆けて「書キ方」の芸術教育への一元化を主張していたのである。

3・「書キ方」の言語教育からの離脱

3―1　書道の教育的価値の一元化

一九二七（昭和二）年になると、大正十一年の論文を発展させ、大同書会『書勢』に「書道教授の革新」（表1　No.3-6）を連載した。ここでも石橋は、当時の毛筆書道の状況について、「ひるが（え〔注：脱字〕）ってわが教育界を顧みるとき初等教育に於ても、中等教育に於ても書道の教科としての影は日にうすらぎ行く惨状を呈してゐる」、「初等教育に於ける書き方科はその独立の教科としての位置すら失って、僅かに国語科の一分科として其の命脈を保ってゐると云ふ有様である」と嘆いている。[23] ここに、石橋の教育書道論が毛筆書道に重点を置いていることが現れており、この論文から毛筆書字教育の国語科からの独立を求めている点が注目される。

しかし、初期の石橋は、毛筆尊重派の史邑や九華とは異なり、硬筆を教育課程に組み込むことについては、これを否定してはいない。たとえば、昭和二年の論文の第二節における系統的書能力の養成において、「系統的書能力養成段階の一法案」と題して教育課程を示し、「一年（石筆）」、「二年から四年（鉛筆）」、「五年から六年（ペン）硬筆」のように硬筆を加えたものを提案している。[24] また、「硬筆問題は然く習字教育の革命にあらずして寧ろ用筆の範囲の拡大習字教育の内的拡張と見て、真に書道に理解ある人々によって積極的に指導すべき」であると述べて、硬筆を含めた内容拡大に伴う教授時間数の増加を提言している。[25] つまり、石橋の硬筆に対する主張は、昭和六年以降に顕在化する反硬筆の動きに比して穏健な態度であった

といえる。

この「書道教授の革新」における書道の教育的価値は、前論文と異なり、「審美的価値」、「実用的価値」、「修養上の価値」の三点に整理されている。石橋は、「今日の道徳教育がやゝもすれば、机上の空理に終らんとする時、書の如く、実行に即して、美徳の涵養をなすことの出来るのは書道の教授の副産物としてはあまりに尊い程の感がする」としてその道徳的な効果について言及しており、書字教育の教育的価値を、芸術性、実用性、精神性の三点に見出している。[26] 信廣友江の指摘する石橋の芸能科「習字」に対する影響力を考えれば、この石橋の掲げた三点が冒頭に紹介した国民学校令施行規則における芸能科「習字」の目標に掲げられた「文字書写ノ技能（実用）」、「鑑賞スルノ能力（芸術）」、「国民的情操ヲ醇化（精神）」の原型となったと見なすことが可能である。[27] このうち、実用については、「従来の小学校の書方教授などは誤られた実用主義の目的観によつて、より多くの禍ひが残されてゐると思ふ」と述べて当時の国語科「書キ方」における実用主義的な書字教育に偏重することを否定している。[28]

以上のように、石橋の初期の教育書道論は、昭和二年の段階で、硬筆の意義を部分的には認めながらも、毛筆書字教育の国語科からの独立を目的としており、後の芸能科「習字」の教育理念の原型が主張されていた。

3―2　石橋の「書キ方」教材観

国語科「書キ方」における当時の教科書の状況として、おもに大正期に使用された国定第三期『尋常小学国語書キ方手本』（以下「三期手本」）は、いわゆる「ノメクタ」式教材と称されたように、手本の語句が字形運筆を優先して無味乾燥であると批判された。こうした三期手本の課題を解消すべく、一九三三（昭和八）年に国定第四期『小学書方手本』（以下「四期手本」）が刊行されている。[29] ここでは、石橋の教材観を確認しておきたい。

石橋は、「書道教授の革新案」において、教材を「A基本教材（1運筆教材、2結体教材）」、「B練習教材」、「C応用教材（1趣味的教材、2実用的教材）」に分類している。[30] その特徴として、「A基本教材」のよ

うに字形運筆に重点を置いた教材と、「読ミ方」と教材を共有して連絡を図った「B練習教材」、さらには座右の銘や手紙表現など語義の趣味性、実用性に重点を置いた「C応用教材」を挙げている。とりわけ重要なことは、「C応用教材」の「I趣味的教材」において、石橋が手本語句の字義・語義に注目して、言語理解を想定した児童の興味を引く語句を選択することの重要性を説いていることである。

こうした教材観にもとづき、石橋は、三期手本と比較した四期手本について、「国語書方手本〔注：三期手本〕が専ら論理主義実用主義に立脚し、その教材排列にあたつて用筆の難易、結体の類型等、書法的要求を重視せるに反して後者小学書方手本〔注：四期手本〕は心理主義芸術主義に立脚して雅趣に富める情操教材の蒐集に苦心し教材の数を著しく減少して大字精習を主眼とせる」と説明している[31]。石橋の教材論における論理主義とは、書法の系統性を優先することであり、心理主義とは、既習の読本、児童生徒の生活環境から理解しやすい語句文書を手本の語句として選択することである。石橋は、小学校教育では、字形運筆を優先する論理主義よりも手本の字義・語義を優先する心理主義を優先すべきと考えており、四期手本を評価していた。つまり、石橋は、書字行為に伴う手本語句の読字行為による言語理解教育を重視して、精神的修養としての効果にも期待していたのである。

3―3　福島政雄『教科価値概論』による価値づけ

これまで述べてきたように、石橋は小学校における書字教育においては手本の語義による言語理解を重視していたにも関わらず、毛筆書字教育の国語科からの独立を見据えていた。石橋は毛筆書字教育の独立教科としての価値を主張するにあたり、昭和二年の論文以降、その理論的な根拠として広島高等師範教授の福島政雄による『教科価値概論』を頻繁に引用している。石橋は、福島による書字教育の鑑賞の価値に関する箇所を引用して、「習字科は、（中略）単なる技能科ではなく趣味的教科」であり、「この大なる芸術の世（界〔注：脱字〕）の味を知らしめると言ふことは、教育上の重要な仕事である」と紹介している[32]。石橋の引用した部分だけを読む限りにおいては、福島が書字教育を実用的な技能教科としてのみ捉えず、審美的教科としてこれを高く評価していることが窺える。しかし、『教科価値概論』の原文全体を見渡すと、

福島は、すべての教科それぞれの価値について概説しているのであり、相対的に「習字」を高く評価しているとは言えないことを確認することができる。

つまり、福島の教科価値論では、「習字（当時の教科名は、中学校では「習字」、小学校では「国語科書キ方」）」は、趣味的教科（審美的教科）の一つに分類されているが、この審美的教科の中心教科は、「習字」ではなく、「音楽」、「図画」、「作文」であった。[33] たとえば、趣味的教科における「作文」については、国語科における文芸と関連させて語られ、「文章詩歌は国民がその伝説思想を音楽化したもの」であり、「国語の音と国民的感情との結合を行ふもの」だという。それゆえ、「我が国民の教養には国語の名文や和歌などを以てその趣味を養ふ中心とすべき」であると述べ、文章詩歌の価値について力説している。[34] さらに、「作文」についていえば、「作文といふときは極めて実用主義のやうにひゞくけれども、古人も作文の要は読書にありと言つて居る」、「非実用的の世界まで読書し味得してはじめて実用的の世界も生きて来る」のだと主張しており、冒頭で紹介した滑川の指摘のように書字と読字を同存的に捉えている。[35] そして、「たゞ文章詩歌に拘泥するのは邪道」であり、「文章詩歌を超越して無害自在にこれを味ふ」ことに最後の価値を発揮するのだという。「それは美を超越して統一する問題であり、吾人にとつては最後の重要問題」であるとして、言語理解を超えたところにある美的な価値について言及していた。

一方の石橋が引用した福島の『教科価値概論』における「習字」に関する記述は、目次でいえば全教科の最後に配置され、審美的教科の中心となる三科（音楽、図画、作文）について言及した後に付記したものであった。[36] このことから考えれば、石橋が引用した意図とは異なり、福島は、「習字」を他教科に比して特別に高く評価していたわけではないことが確認できる。

3―4　福島政雄の国語重視

さらに福島の他の著作からは「習字」や他の教科と比較して、とくに国語教育を重視していたことを確認することができる。たとえば、一九二八（昭和三）年の「国語教育に就いて」で、「文学を味はせることによつて、はじめて、君の忠の情が養はれ、親に孝の念がうゑつけられます」、「学校教育は、この文学に

よつて感情の内容として、これを泌みこませることに、一段の努力を献ぐべきであります」と述べて、国語教育を通して忠君愛国の精神を育むこと主張している。[37] すなわち、福島は、「感情の結びついた忠君愛国の赤誠は、国語、国文学によつて、はじめて、教養が可能となる」として、国語を通して思想感情の教育を行うことの重要性を強く訴えている。

加えて福島は、一九三三（昭和八）年の論文「日本文化の教育」においても、「如何なる無学文盲者といへども必ず日々に使用して行かなければならなぬ日本文化の要素は、いふまでもなく日本の国語である」、「従つて国語に親しむといふことが何よりも大切なることゝなる」と述べている。ここでの「国語」教育とは単に言語技術としての「日本語」教育を指しているだけではなく、古典文学に基づく言語理解教育を通して思想教育を行うというものである。また、福島は、欧米語や漢語をすべて排斥するものではないものの、「吾人の希望として古きやまとことばを現代に生かすことを提議したい」と述べている。[38] 要するに福島は、「日本の国語を使用するといふことが日本民族乃至日本国民の資格の重要なるもの」として、民族主義的な視点から国語教育を重視しているのである。

その一方で、日本文化に関する福島の論文において、毛筆書字教育の重要性を説く主張を見出すことはできず、福島が重視していた日本文化とは、国語を中核に据えて捉えられていたのである。このことから考えれば、東洋の精神文化として毛筆書字教育の芸術性を中核に据えていた石橋ら毛筆尊重派と、福島の日本文化に対する認識とは大きく異なっていたといえる。

以上のように、石橋は、「書キ方」の国語科からの離脱を求めて、毛筆書字教育の意義を強調するために福島を理論的根拠として引用した。ところが、石橋が引用した箇所以外の福島の言説を確認した限りにおいては、福島が重要視していた教科は国語教育であった。3―2で述べたように、石橋は毛筆書字教育における教材観において、手本語句の読字行為による言語理解機能を認めていた。こうした点において、石橋の教材観は、手本の語句を読み、理解することによって精神的修養を行うことを提唱した大正期の佐藤とは大きく異なってはおらず、国語教育を通して精神教育を行おうとする福島の主張との齟齬もみられない。

しかし、石橋と佐藤との相違点は、佐藤が毛筆と硬筆の併用、さらには、書字教育の理論的根拠を倫理学と言語学に求めるという二元的書字教育を主張していたのに対して、石橋は毛筆書字教育の国語科からの独立を主目的としていたため、言語教育としての意義を主張することを控えざるをえなかったことにある。また、同様の理由から、石橋は福島を引用する際も国語教育を重視していた箇所に触れることができず、毛筆書字教育における言語教育の価値について言及せず、これをおもに芸術性と精神性に求めていくことになったのである。

4．「書キ方」の芸術主義への一元化

4―1 『教育書道の理論と実際』における「書キ方」独立の主張

ここでは、昭和十年代における石橋の「書キ方」の国語科からの独立の主張を確認することを目的として、その理論的な基盤となったとされる石橋の主著『教育書道の理論と実際』を参照し、その教育書道論における精神性の問題について考察する。同書は「理論編」と「実際編」で構成されており、その「理論編」は、表1で紹介した『書勢』における連載（No.3-6）と、その後の雑誌『学校教育』に掲載された論文（No.7-10）がもとになっている。

石橋は、書字教育の目的について、「この時代思潮に逆行する唯物的功利的実用主義の目的観を脱し得ない硬筆論者があり、他面には反動的、流行的、行きすぎの芸術主義目的観がある」として実用主義と芸術主義に分類した上で、「指導方法について考察しても伝統を墨守して少しも新しい研究に耳をかさないものがあり、他面には奇抜な教法を案出して新書方教育の発見の如く吹聴するものさへある」と述べていずれか一方に偏る立場に批判的である[39]。石橋は、書は「単なる実用的要求や芸術的満足と云ふのみのものではなく、正に人間精神の永遠に追求すべき道として哲学的宗教的に熱求せられ来つたものである」のだという[40]。

このように、石橋は急進的な毛筆芸術主義とはいえず、昭和十年代になってもなお、硬筆に対する穏健な態度を保持している。しかし、大正期における硬筆尊重の動向に対しては、「実用主義の人々が兎角硬筆習字を重んじその反面に毛筆習字を廃しようとするが如きは軽挙と云はねばならぬ」と批判的であり、毛筆を「西洋のライチングの如く簡単に片つけるわけに行かぬ」として、米国のペンマンシップ理論とは一線を画している。[41] 要するに、石橋は、実用主義と芸術主義の対立について、「二元的・偏重的目的観が教育書道の教授目的として到底妥当し得べくもない」[42]としてこれを批判し、その理想とするところは、「此の互に相反する二つの立場を止揚統合して、両者の価値を最高度に発揮せしめながら互いに調和関連せしめること」[43]であると述べ、実用と芸術の対立を一元的に収斂させていたことは、既述のとおりである。こうして、二元的・偏重的目的観を否定した石橋が『教育書道の理論と実際』において、「教授目的の具体的提唱」として掲げた目的とは左記のとおりである。[44]

国民普通教育に於ける書方習字科は国民的書能力の本質的陶冶をなすと共に書道に対する正しき理解と体験をつましめ、併せて習字による精神修養をなさしめるを以て目的とす。

教授の目的に、第一「国民書写力の本質的陶冶」、第二「書道の理解と体験」、第三「精神的修養」の三点を挙げている。[45] これらは、前述のとおり、昭和二年の段階で理論化されていたものであり、この石橋の掲げた三つの教授目的が、後の芸能科「習字」の目標とされた「(一) 書写技能の修練」、「(二) 鑑賞力の養成」、「(三) 国民的情操の醇化」の三点の理論的根拠となったと判断できることについては前述のとおりである。

石橋は、第一の目的について、「書能力の本質的陶冶といふことは毛筆習字による鍛錬が必要である」とし、硬筆に対する毛筆の重視を訴えている。つぎの第二の目的については、「古来幾多の英雄傑士学者高僧等によって書きのこされてある書の鑑賞と云ふことを忘れてはならぬ」として、鑑賞を通した芸術性の重視を訴えている。そして第三の目的として、「書方習字科が他教科の学習によっては得難い精神的訓練への特異性は静観性への陶冶と云ふことにあらう」と述べて「静的精神訓練の好機会」であるとして静観性を育むことによる精神的修養を重視する。

ただし、この昭和十三年の時点の石橋の主張では、西洋のライティングに対する東洋文化としての書の意義を強調する記述はみられるものの、軍国主義、国粋主義的な精神的修養が強調されていたわけではない。この教授目的に、「皇国の道に則りたる習字教育」など国粋主義的な思想が追記されるのは、芸能科「習字」成立以後の『教育書道の理論と実際　増訂版』からである。[46]

石橋の掲げた三つの目的の特徴として、依然として書字教育の目的を実用性、芸術性、精神性に置いていることを確認することができ、言語教育としての価値に関する言及はみられないことである。たとえば鑑賞について、ここではあくまでも字形を中心とした視覚的なものが想定されており、字義に基づく文学的な鑑賞についてはその対象ではない。さらに、精神的修養についても同様に、佐藤のように手本語句の読字行為に基づく言語理解によって育まれることは主張されていない。こうした背景には、前節でも触れたように、石橋が毛筆書字教育の再興に向けて、国語科からの独立に主眼を置いていたことが挙げられる。そのために、石橋は言語教育としての価値を前面に押し出すことを控えたのだと考えられる。

昭和十三年の初版では、「書キ方」、「習字」の独立問題について、石橋は、「今日の習字教育革新論者の多くは教科の名目論に執はれて（中略）、書道科と改称しようとするが如きは未だ教育教授に対する理解の乏しきものと云はねばならなぬ」とし、それよりも「現代教育に於ける習字書方に正しき教科としての位置を与へることを先決問題としなければならぬ」と述べている。[47] ここでは、もはや「書道」の使用を強要しておらず、「習字」は、「寺子屋の遺物でもなく、書方は外国語の翻訳でもない」、「東洋三千年の芸術として伝統された書道が教育教科の世界に姿を変えて出現したものである」と述べ、教科名としての「習字」、「書キ方」を否定していない。[48] それは、教科名にこだわることよりも、優先すべき課題は、書字教育の国語科からの独立にあると考えているのである。そのため、この教科名に関する記述は、芸能科「習字」誕生以降の『増訂版』では削除されている。また石橋は、独立を果たした後に国語科「書キ方」の時期について振り返り、「習字が教科としての独立の地位を失って国語科の一分科に「書方」として閉ぢ込められてしまって以来振はなかった」と批判的に述べている。[49]

以上みてきたように、石橋の希望は毛筆書字教育の独立にあったため、その目的を達成するためには、書字教育の目的に、言語教科の一領域としての言語理解および言語表現機能を強調することはあえて避けざるを得なかったのである。

4―2　芸術性と精神的修養の結合

石橋の教育書道論においては、書字教育の目的に掲げた精神的修養について、鑑賞および静観性を育むことによって導かれるのだとされていた。これは、大正期の佐藤のように、言語によって心性の陶冶がなされるとするのではなく、毛筆による芸術性と精神性が結び付けられていた点で大きく異なっている。

まず、石橋が昭和十三年の時点で考えていた書道本来の姿とは、「書道が東洋文化、否日本文化の精神的基調に関与し来った東洋独特の芸術であったこと」に存するのだという。[50] そこで、「吾々は書方教育に於て書に対する技法を練ることも大切であるが、それと同時に東洋人として否日本人として書道を通じ東洋的精神文化の基調に触れることも忘れてはならぬ」として、毛筆書字教育による精神的修養への影響について言及している。[51]

石橋は、福島の教科価値論に基づき、「教育上に於ける教科目は少くとも人間陶冶の全局に眼をそゝぎあらゆる文化の価値より考察して定めねばならぬものである」、「趣味性は重要なる人格的要素であり、審美は又善や真と並ぶべき文化価値であると信ずる」と述べ、人格修養としての価値を説いている。[52] 東洋においては、「書者心画也」、「心正則筆正」であったとして、毛筆書字教育を「人格修養の一手段」と捉え、「書道の習修は即全人教育であった」ことを強調している。[53]

このような人格修養の一手段である教育書道の理念として、石橋は「普遍性」、「修練性」、「発展性」、「精神性」の四点を挙げている。[54] 石橋は、このなかで「精神性」について「この精神性こそは教育書道と実用書道乃至余技書道と区別すべきポイント」として、実用性と対立させて芸術性と精神的修養が密接な関連にあることを説いている。ここでは、当時の小中学校の「習字」、「書キ方」が、「この精神性を忘れて徒らに結果主義に陥り、実用的功利的打算のみことゝし手習道による静観性の教養と云ふやうなことを忘れて

ゐる」と述べ、実用性に対して精神性が重要であることを強調している。さらに、理想とするところは、「教育書道の本質は一枚のよりよい清書を作ることではなくして、己れの振ふ一管の筆に自己の全生命を託して三昧無害に習ひ行く過程そのものに存する」、「実用的書写能力の拡充の如きもそこから自然に生来するもの」であるとして実用的な技能は芸術性を育みながら精神的修養を行うことに伴って身につくものだとする。[55]

つまり、石橋が掲げた教授の三つの目的である「国民書写力の本質的陶冶」、「書道の理解と体験（「鑑賞を通じての書道の理解と体験」）」、「精神的修養」については、それぞれが独立した存在ではなく、芸術性と精神性が結び付けられ、これに伴って実用的な技能が育まれていくという点に特徴があり、最終的な目標として、芸術性に基づく精神的修養があったことを確認することができる。たとえば、石橋は、「書方習字科が他教科の学習によっては得難い精神的訓練への特異性は静観性への陶冶と云ふことにあらう」と述べ、動的訓練を主とする他の教科と区別してその静観性を重視する。[56]

このように、書字教育における静観性、鑑賞力の養成などを重視し、禅の思想と結びつける観点は、福島政雄の美育観の影響が窺える。[57]福島は、「静観性と美育」について、「静観性」の根底は「静なる心を以て観照する」ことにあるとするが、それだけではなく、「欲望の無意識化」を追求するべきであるとする。福島は、「美の世界の問題は聖の世界の問題と接触なしには決して終局解決を得ることはない」と述べ、「欲望に自由の境涯をゆるして、しかもこれによって自己生命の奥底に入らしめ、絶対廻向の光の前に欲望の根底を融化せられざるを得ざらしめることこそは欲望を導く根本的中庸の道」であると説く。[58]つまり、福島は、美育における静観性について、「教育教化といふことは真に自己に沈潜せしめることによってこの世界まで導かねばならぬ」として、その重要性を説いていたのである。

石橋も福島と同様に、「静観性の陶冶」は、「禅と一脈相通ずる」精神統一をもたらす手段の一つとしてその意義を見出している。また、「著しく潔癖を重じ「ごまかし」や「つくろひ」を否とする点からも自ら性格上にかゝる特性の涵養に資する」とし、「臨書による緻密な観察力の養成」、「丹念な細字練習による意志の陶冶」などが形式陶冶として有効であるとしている。[59]こうして、石橋の教育書道論における精神性の

問題は、言語に依拠せず静観性と美育に関連させて語られており、ここでも芸術性と精神性が結び付けられて捉えられていたことを確認することができる。

4―3　各務虎雄と角南元一による精神性

それでは、昭和十年代の書字教育において、言語に拠らず精神性を育むことについて、石橋以外の言説からも当時の状況を確認しておきたい。

まずは、国定第四期における文部省図書監修官であった各務虎雄である。各務は、「書方教授体系」（一九三七、昭和十二）のなかで、「日常有用の文字を端正・迅速に書写する能力を得しむれば足る」という実用主義の主張を、「明治・大正時代の唯物的、実用主義的見解を一歩も出ようとしない議論」と批判し、「児童・生徒の人格形成に最も有効適切且普遍妥当な方途」を選ぶことが必要であると主張している。[60]

芸術としての毛筆書字教育を主張する各務は、書は絵画のように対象性がなく、「物的対象を再現するのではなく、さうした対象を離れて、筆者の精神の律動を表象するものである」、「間架結構の如き外形の上にもそれは現れるけれども、特に筆意とか筆力とか称せられるものは、全くこの精神の律動の発現にほかならない」と精神性との関連を強調する。[61]

この翌年、各務は、『書道教育』（一九三八、昭和十三）のなかで文字の機能について、「人類の思想・感情・意志を正確に第三者に伝へることにあるのであって、（中略）文字は時間的・空間的に普遍性・妥当性を有しなければならない」とし、これに伴う文字を読み、書取る能力の養成を否定してはいない。[62] しかし、「文字を明確に迅速に書写する能力を養成すること以外の教育的意義」として、「被教育者の人格完成」を最終的な目標とした精神主義的・理想主義的教授を期すべきであると述べる。[63] それは、書を「美術」として、「道」として考えることにより、書字教育を通した「情操の陶冶」、「精神の練磨」、「美意識の陶冶」がなされるのだという。[64] このような芸術性に基づく各務の主張は、石橋とほぼ軌を一にしているといえる。また、各務は、「心を落ちつけ、精神を統一して筆紙に向ふことは、やがてそのまゝ精神的修練になる」、「書写された文字には、自らにして筆者の内在が反映する」として、石橋が掲げていた「精神的修養」を求

めている点も類似している。これに加えて、こうした教育的意義は、「毛筆を施す時に始めて見出されるもの」なのだとされ、毛筆芸術主義への一元化を後押ししている。[65]

そのほかに、毛筆芸術主義を推進した人物の一人として、芸能科「習字」担当の文部省図書監修官角南元一の言説も確認しておきたい。角南は、一九四一（昭和十六）年四月の『書之友』第七巻四号において、芸能科「習字」の理念について詳細に論じて石橋などの毛筆芸術主義を補っている。[66] 角南は、国民学校における「習字」教育の目的として掲げられた「国民学校令施行規則」第十五条を一言で「皇国臣民の練磨育成」にあるとし、第十三条の芸能科の目的を踏まえて「技巧に流れず、精神の訓練を重んず」べきであるとする。ここでは、もはや字形運筆といった身体的実用性すら副次的に位置づけられているのである。

角南は、書の神髄は「精神の訓練」にあるとしてこれを「練心」と呼び、これを「抱一守朴」、「窒慾澄心」、「反求諸己」、「天人合発」の四点に分けて解説している。[67] 第一の「抱一守朴」と第二の「窒慾澄心」は、心身の統一、我欲の抑制であり、静観性を重視した石橋の精神性と同一線上にあるといってよい。

石橋らの毛筆芸術主義における精神性を補うものとして、角南の主張で重要な点は、第三の「反求諸己」にある。角南は、「抑も「人が書く」とは、人格が線として自己を表現しつゝ自己自らを観てゆくことである」とし、それは、「用筆の流れに己心の動きを見、結体の跡に己心の姿をみて、一点に自照し一画に自反し、鏡裏の影に自らをみて、自ら姿相を正すが如く、書に於て我を見、我をみて自ら省りみ謹しむの道である」と述べている。[68] 自分の筆跡を見ることによって自らを省みるという主張は、ペンマンシップ理論や、わが国の実用主義的な書字教育論において多く主張されていた「他者が読みやすいように書く」という主張とは大きく異なっていた。

さらに角南の掲げた第四の「天人合発」とは、宗教的な悟道を究極とする人間形成を目指す点にあり、書字教育において書になりきることを示唆している内容である。それは、「我でもなく、筆でもない境地」であり、「我を没することに即して物を没し、物、我、ともに没して、物心一如するとは、物我共に没してしかも、物我を対立に於てあらしめる共同の根源に帰入することである」と述べているように、神人一如となる究極的な在り方であるとされている。[69]

以上のような角南の主張に関連して、服部誠一は、『芸能科習字への道』（一九四二、昭和十七）の第一章において、角南の講演を基にしてその内容を紹介している。[70] ここで紹介されている角南の主張では、先に紹介した「練筆練心」に関する四点に加えて、「観行一如」が挙げられている。「観行一如」は四点の前に挿入されており、以下のように記されている。[71]

習字によって精神を訓練するとは、「書くことによって自己を観る」「書くことによって心を練る」ことである。しかして、是を媒介するものは、筆跡を観て「自らを恥づる」精神である。

これは、前述の「反求諸己」とほぼ同内容であるともいえるが、ここでは、「書によって心を観る」とは、「書くことによって、その筆跡に自己を観るのである」、「人格を書の線に表現して観る」、「書くといふ行為と、観るといふ直観の一致」、「ここに心の修練としての習字の意味がある」と紹介されている。ここでの「観る」対象は、「筆跡」、「線」であり、言語を読み、理解することついての解説は一切なされていない。

以上みてきたように、石橋の精神性を敷衍したともいえる角南の主張は、心身一如、心技一致を説く典型的な一元論であり、手本の語義による言語理解に依拠せず精神的修養を目指すものであった。

5．芸能科「習字」の内容

5—1　国定第五期「習字」教科書

国定第二期から第四期までは甲種、乙種の二種類が刊行されていたが、芸能科「習字」で使用された第五期国定教科書である一、二年生用の『テホン（てほん）』および三年から六年用の『習字』（以下、「五期手本」）では、井上桂園による一種のみ各学年一冊ずつとなった。[72] 装丁は第四期の草紙型を踏襲している。石橋は、「従来の書方手本は御承知の如く国語科に於て国語専門の監修官によって書方教材の選択なり排列がなされその字句の揮毫を専門書道家に委嘱すると云ふことになってゐた」とし、五期手本では、専門の書

道家を集めて編纂されたことを説いている。[73]

具体的な教材選択の方針として、五期手本は、四期手本のように心理主義を重視しながらも、三期手本のような論理主義も取り入れた教材となっている。たとえば、一年用の「チムヱウロネ」や二年用「あけをねむる」は字義については考慮されておらず、効率よく用筆および結体を学習するために導入された教材である。たとえば、石橋は教材「チムヱウロネ」の意図について、「内容的には意味の無い教材であるが片カナ用筆の習得には可成り重要な教材で左の如き用筆上の類型を内含したものである」と説明している。[74]それは、「チ」には「テ・ナ」の用筆を含んでおり、これと同様に「ム」には「台・公」などの漢字、「ヱ」に「ユ・エ」、「ウ」に「ワ・フ」、「ロ」に「ヨ・コ」、「ネ」に「ヌ・ス」のようにこの教材には、片仮名の用筆の多くを含んでおり、効率よく学習することが目指されている。

とはいえ、心理主義を重視した石橋の教材観を踏まえ、教科内容としての語義に注目すれば、芸能科「習字」成立後の五期手本に掲載された語句では、四期手本よりも国粋主義、軍国主義的な語句が増加している。こうした四期手本から五期手本への移行にあたり、軍国主義的、国粋主義的な教材の増加がみられたことについては、陸軍の要請によるものであったことが指摘されている。[75]

ここでは、一年用『テホン　上』と四年用『習字　二』を例にとり、手本語句を確認していきたい。たとえば、一年用では、「ヒノマル」、「キミガヨ」、「クニヲマモレ」などがあり、四年用では、「靖国神社参拝」、「忠臣楠木正成」、「命令占領守備」、「紀元節梅開く」、「機甲隊新兵器」、「宮城前旗の波」、「兵之義（鑑賞教材）」などがある。さらに高学年になると細字用の文章教材が登場し、思想教育が強化される。たとえば、五年用では、「大君のへにこそ死なめ」、「何のために軍には出で候ぞ一命を捨てゝ君の御恩に報ゆるためには候はずや」、「帝国陸海軍ハ本八日未明西太平洋ニオイテ米英軍ト戦闘状態ニ入レリ」、六年用では、「皇国ノ興廃コノ一戦ニ在リ」、「必勝の信念は必死の訓練より生ず」、「御民われ生けるしるしあり天地の栄ゆる時にあへらくおもへば」、「皇国に生まれた喜びを新たにし一丸となって大御心にこたへ奉らんことを誓ひます」となっている。

四期手本における国粋主義および軍国主義的な語句が一冊につき一教材程度（上下合わせて一学年で二教

材程度）であったことを考えれば、国定第五期では、大幅に増加しているといってよい。こうして、芸能科「習字」では、表向きは芸術教育とされながら、言語を通した思想教育が実践されていくのである。

5―2　芸能科「習字」における教師用指導書

繰り返しになるが、芸能科「習字」の教師用指導書は、石橋の『教育書道の理論と実際』が基になったとされている。そこで本節では、『テホン上　教師用』および『てほん下　教師用』からその指導内容について確認しておきたい。上下巻は、章構成はほぼ同じで「第六　教材解説」を除き記述されている内容も同じである。教師用指導書の冒頭には、明治天皇による「鏡にはうつらぬひとのまごころも　さやかに見ゆる水茎のあと」、昭憲皇太后による「とる筆のあとはづかしと思ふかな　心のうつるものとききては」の二句が掲載されている。

まず、教師用指導書の「第一　芸能科指導の精神」「（一）要旨」には、「芸能科教育の要旨は、先づ第一に皇国の道に則って初等普通教育を施し国民の基礎的錬成をなすにある」と述べ、第一義的な目的として皇国民の育成が掲げられている[76]。具体的には、「芸術技能を修練することを通してこの皇国の道に参じ、自分に於て皇国の道を自証し、皇国の道に於て自分を自覚し、皇国の道の使途として、之を紹述し之を顕彰し以て国運の発展に貢献して行かねばならぬ」のだという[77]。こうした皇国民を育成するための注意点として、「吾が国の伝統を忘れた外国の芸能への心酔や、国家を超えた芸術至上主義とか美の為の美とかいふやうなものであってはならない」、「あくまでも吾が国芸術技能の実修を通して皇国の道を体得せしめることであらねばならない」とされており、自国の文化を中核に据えた芸術教育が説かれている[78]。

つぎに、「（二）芸能科指導の方針」には、「芸能科の指導に於ては技巧に流れず精神の訓練を重んぜねばならない」、「祖先の遺産としての歴史的な芸能的作品は、国民的情操の最も具象的な現れであり、大きな陶冶力をもつものである」として、鑑賞も重視する[79]。「第二　芸能科習字指導の精神」の「（二）習字教育の目的」では、「進んでは古今の名蹟や偉人の墨蹟等を鑑賞せしめて、児童の情操を醇化し、鑑賞眼を啓培し、或ひはその高風に私淑せしめるべき」だという[80]。ここでも言語教育ではなく、芸術教育による精神的

修養に力点が置かれている。

また、「第五　他教科、他科目及び行事、儀式との関連」では、「習字教材の選定に就いては児童心意の発達並びに生活環境に立脚するは勿論、国民科修身・国語等を始め、広く他教科・科目中から探り、又国防・軍事・国民的行事・儀式等に着眼して取材し、以て児童の情操を醇化するやうに力むべきである」とする[81]。ここでは、その教材に「修身」や「国語」から国防、軍事などに関わる教材を選んで取り入れることが提言されている。

しかし、その一方で、「芸能科習字が、国民科国語に於ける書方の練習、綴方の記述、読本の書取り等の基礎として価値があることは勿論で、整斉な結体や正しい筆順の指導等は、習字教育の任務である」としている[82]。ここでは、一読すると言語教育と連絡を求めているようにも読み取れるが、「習字」における字形運筆の教育と「国語」における字義に関する教育を明確に分けて論じている点は毛筆芸術主義の主張と大きな差異を見出すことはできない。

そのほかの章である「第三　芸能科習字教育の系統」、「第四　芸能科習字指導の実際」、「第六　教材解説」においては、精神的修養、思想教育に類する記述は一切確認することができず、字形運筆に関する記述のみである。

以上のように、芸能科「習字」の教師用指導書においては、国粋主義的、軍国主義的な語句を用いた教材を推奨する一方で、芸能科「習字」はあくまでも字形運筆を中核とする芸術教育とされた。要するに、芸能科「習字」の方針は、芸術教育として、皇国の扶翼に適した文言を書写させることにあったと見なすことができる。

6．おわりに

以上、本研究では、石橋啓十郎の教育書道論を中心として、昭和初期における国語科「書キ方」から芸能科「習字」に至るまでの背景とその教育内容を探ってきた。芸能科「習字」へと至る過程において、そ

の中心を担った石橋の教育書道論の特徴として、一つめに、言語教育からの離脱、そして二つめに、毛筆芸術主義への一元化の二点が画策されていたということができるだろう。一つめの言語教育からの離脱について、石橋は、四期手本を評価していたことから確認できるように、小学校教育においては、手本語句の字義に基づく趣味性を重んじて字形運筆に偏るより、字義の重要性を求めていた。つまり、当時の「書キ方」における言語理解機能により、言語教育の一端を担うことを認めていたのである。このように石橋は、書字教育における言語教育としての機能を認めていたにも関わらず、毛筆再興の目的のために、毛筆「書キ方」の国語科からの独立を目指した。また、「書キ方」の四期手本において手本の語義を意識させ、国語科教育としての価値をもたせる発想は、石橋ら毛筆尊重派にとって毛筆書字教育の国語科からの独立を図る上での足枷と見なされたと考えられる。

二つめの芸術主義への一元化について、石橋は大正期に提唱された二元的書字教育論を継承せず、明治期以来続いていた書字教育の実用主義と芸術主義、硬筆と毛筆の二項対立に対して、書字教育の価値を、毛筆による芸術教育に一元化することを画策した。石橋は、実用的な硬筆に対する毛筆による芸術教育の価値として、静観性の陶冶を通して精神的修養がなされることを主張していた。つまり、毛筆による芸術性と精神的修養が強く結び付けられて一元化された毛筆芸術主義といえる主張であり、実用性はこれに伴って身に付くものとされていた。

この石橋の二つの特徴は、硬筆に対する毛筆書字教育の再興という目的に貫かれていたといってよい。こうした主張を後押ししたのは、当時の状況として、実用性の低下した毛筆の存在意義が消滅するという危機感とそこから生じる焦燥があり、石橋ら毛筆尊重派にとって、実用的な硬筆に対する毛筆の芸術教育としての存在価値を示すことは急務であった。その結果、書字教育が言語表現だけでなく言語理解を含んでいる教育であるという主張はなされず、文字は読字の対象ではなく、芸術性を育むための対象として捉えられた。

冒頭で紹介したように、芸能科「習字」は、法的には国語との連絡が求められていたものの、これを担う毛筆芸術主義の立場からは、あくまでも言語教育ではなく、芸術教育として期待されていた。こうした

毛筆芸術主義の思惑と、国粋主義と軍国主義へと傾斜する当時の社会情勢が相俟って、芸能科「習字」に対しては毛筆という東洋固有の文化を活用した思想教育としての機能が期待された。こうして、五期手本では、国粋主義、軍国主義的な語句が多用され、結果的には芸能科「習字」において、手本語句の言語理解に基づく思想教育が展開されたのである。

以上みてきたように、毛筆の実用的価値が低下した時代において、毛筆再興の立役者となった石橋の功績は非常に大きかったといえる。しかしながら、石橋の教育書道論を基盤として成立した芸能科「習字」の最大の問題は、実用性、芸術性、精神性が一元的に結びつけられ、言語教育とされなかったために国粋主義的、軍国主義的な手本の語義が意識されないまま、芸術教育の名のもとに言語による皇国民養成のための思想教育がなされたことなのである。

〈注〉

(1) これまで、書字に関わる教育に言及する場合、「習字」、「書キ方」など当時の学校教育で使用された名称と、「書道」などが混用される傾向がみられたことが指摘されている（信廣友江『国民学校「芸能科習字」』出版芸術社、二〇〇六年、一〇頁）。本稿においては、これらを包括する概念として「書字教育」の語句を使用し、具体的な科目名を示す場合に括弧つきで表記する。

(2) 鈴木慶子「芸能科習字期の授業過程」『書写書道教育研究第11号』、一九九七年、一四頁。

(3) 奥山錦洞『日本書道教育史』清教社、一九五三年、二九五頁。

(4) 鈴木慶子前掲、一四頁。

(5) ここで「理論的根拠とされる」としているのは、信廣友江『国民学校「芸能科習字」』（前掲書）に依拠している。具体的に信廣は、石橋の主著が、文部省の角南元一に注目され、①石橋が教科書編纂委員に選出されたこと、②石橋の主著が教師用指導書の典拠となった点を挙げている。なお、本研究では、言語行動を行う場合に必要となる能率的・効果的に表現・理解するための言語技術の習得を目指す教科として「言語教科」または「言語教育」の呼称を使用する。

(6) 拙稿「明治学制期における書字教育の質的転換」『東京福祉大学・大学院紀要3（1）』、二〇一三年、六七―七四頁。

(7) 滑川道夫『日本作文綴方教育史1　明治篇』国土社、一九七七年、五三頁。

(8) 拙稿「明治初期における書字教育の技能教育化」『国語科教育78』、二〇一五年。三七―四四頁。

(9) 拙稿「明治20年代の「習字」における言語的実用性の再評価――手本における字形と字義の関係に着目して――」『書写書道教育研究第31号』、二〇一七年、一一―一九頁。

(10) 拙稿「国語科「書キ方」における二元的書字教育論の形成――水戸部寅松による「書キ方」教授法を中心として――」『筑波教育学研究15』二〇一七年、二一―四〇頁。
(11) 拙稿「大正期「書キ方」教育における二項対立の克服――佐藤隆一『書の科学及書の教授』を中心として――」『書写書道教育研究第30号』、二〇一六年、六〇―六九頁。
(12) 佐藤は、書字教育における心性の陶冶について、芸術面からだけではなく、手本によって示された語句の意味を書くことによって精神面を育むことが可能であると主張していた（佐藤隆一『書の科学と書の教授』文書堂、一九二六年、二九四―二九七頁）。
(13) 杉山勇人「明治後期国語科書キ方教育の歴史的展開」『書写書道教育研究第29号』、二〇一五年、一―一一頁。ディオ・ロドルフ「大正時代の「毛筆廃止論争」を検討する」『書写書道教育研究第29号』、二〇一五年、一二―二二頁。杉山勇人「中橋徳五郎「毛筆廃止論」に対する書道界の抵抗」『大学書道研究7』二〇一四年、二七―三七頁。
(14) 先行研究では、「毛筆尊重派」をさらに二つに分類し、史邑や九華らの初期の毛筆尊重派は、「硬筆積極採用派の意見に対する反駁を露骨に著している」のに対して、昭和一〇年代の石橋啓十郎や東京高等師範附属小訓導の水島修三などは、「書道の東洋芸術としての価値や人格陶冶的価値を主張している」と説明されている（鈴木慶子「「書き方」教育改革の潮流」『長崎大学教育学部教科教育学研究報告28』一九九七年、四頁）。
(15) 樋口咲子「教授理念の授業への関わり方に関する考察――「書キ方」期から芸能科習字期への変遷を追って――」『書写書道教育研究第12号』、一九九八年、四頁。
(16) 本研究においては、毛筆書字教育の芸術性を重視し、国語教育からの独立を主張する立場を「毛筆芸術主義」と称する。
(17) 信廣前掲書、一五〇頁。
(18) 石橋啓十郎「書道教授の革新案」『学校教育111』一九二二年、七五―八一頁。石橋敬十郎「書道教授の革新案（承前）」『学校教育112』一九二二年、九五―一〇四頁。
(19) 石橋同右、七七頁。
(20) 石橋同右、七九―八一頁。
(21) 石橋同右、八〇―八一頁。
(22) 石橋前掲「書道教授の革新案（承前）」、九九頁。
(23) 石橋啓十郎「書道教授の革新（一）」『書勢11巻1号』一九二七年、二頁。
(24) 石橋啓十郎「書道教授の革新（二）」『書勢11巻2号』一九二七年、五―六頁。
(25) 石橋同右、三頁。
(26) 石橋前掲「書道教授の革新（一）」、七頁。
(27) 信廣前掲書、一六六―一六七頁。
(28) 石橋前掲「書道教授の革新（二）」、一頁。
(29) 拙稿「国定第四期『小学書方手本』の国語科教科書としての意義―手本における語義に着目して―」『人文科教育研究43』二

〇一六年、九七―一一一頁。

(30) 石橋前掲「書道教授の革新案（承前）」、一〇〇―一〇一頁。基本教材を運筆と結体に分ける捉え方は、水戸部寅松による、運筆練習文字と間架結構練習文字の分類を発展させた考え方とみることができる。教材を三種に分類する方法は、昭和戦前期の辻本史邑などにも影響を与えたと考えられ、石橋自身もこの後も長らくこの分類を採用している。

(31) 石橋啓十郎『教育書道の理論と実際』東洋図書、一九三八年、六三―七〇頁。

(32) 石橋前掲「書道教授の革新（一）」、三―四頁。

(33) 福島政雄『教科価値概説』出版年・出版社不詳（国立教育政策研究所教育図書館所蔵）、四一頁。本書の刊行は、大正一二、一三年頃であったとされる（石橋前掲書、八頁）。

(34) 福島同右、四七―四八頁。

(35) 福島同右、四八―四九頁。

(36) 福島同右、四九―五〇頁。

(37) 福島政雄「国語教育に就いて」『学校教育182』一九二八年、七―八頁。

(38) 福島政雄「日本文化の教育」『学校教育243』一九三三年、九五―一〇〇頁。

(39) 石橋前掲書、一九三八年、序二頁

(40) 石橋同右、三頁。

(41) 石橋同右、三二―三三頁。

(42) 石橋同右、三一頁。

(43) 石橋同右、六一頁。

(44) 石橋同右、三二頁。

(45) 石橋同右、三一―三五頁。芸能科「習字」成立後の増訂版では、第二「鑑賞を通じての書道の理解と体験と変更され、鑑賞を行うことが追記されている。

(46) 石橋啓十郎『教育書道の理論と実際（増訂版）』東洋図書、一九四一年、三九―四五頁。

(47) 石橋前掲書、一九三八年、七頁。

(48) 石橋同右、七頁。

(49) 石橋前掲書、一九四一年、八頁。

(50) 石橋前掲書、一九三八年、三頁。

(51) 石橋同右、四頁。

(52) 石橋同右、一〇頁。

(53) 石橋同右、一四―一五頁。

(54) 石橋同右、一六―二五頁。この部分の初出は、石橋啓十郎「教育書道の本質（承前）」『学校教育271』一九三五年、三八―四五頁。

(55) 石橋前掲書、一九三八年、二四―二五頁。
(56) 石橋同右、三四―三五頁。
(57) 福島政雄『教育精神と体験』目黒書店、一九二四年、九一―九九頁。
(58) 福島同右、九四―九九頁。
(59) 石橋前掲書、一九三八年、三四―三五頁。
(60) 各務虎雄「書方教授体系」『国語教育の方法的機構』岩波書店、一九三七年、四頁。
(61) 各務同右、八頁。
(62) 各務虎雄『書道教育』東洋図書、一九三八年、三六―三七頁。
(63) 各務同右、四四―四七頁。
(64) 各務同右、五六―六二頁。
(65) 各務同右、六六頁。
(66) 角南元一「教育書道の理念」『書之友　第7巻第4号』、一九四一年、六―一五頁。新たに誕生した「芸能科習字」の特集が組まれており、角南のほかに、東京美術学校講師となっていた石橋などが寄稿している。
(67) 角南同右、六―一五頁。
(68) 角南同右、一〇頁。
(69) 角南同右、一〇―一一頁。
(70) 服部は、「はしがき」において、「石橋犀水先生の指導誘掖を受けること多く、且つ題字をいただいた」と述べており、その内容は石橋の主張にも近いものである。服部誠一『芸能科習字への道』東京修文館、一九四二年、「はしがき」四頁。
(71) 服部同右、二―四頁。
(72) この第五期国定教科書における井上桂園一人の揮毫による手本の編纂方針については、戦後の研究において書風の偏りなどの問題点が指摘されてきた。
(73) 石橋啓十郎「新手本の編纂方針と其の指導」『書之友　第7巻第4号』、一九四一年、一八頁。
(74) 石橋同右、二三頁。
(75) 信廣前掲書、二三三―二四四頁。
(76) 文部省『テホン上　教師用』文部省、一九四一年、五頁。
(77) 文部省同右、五頁。
(78) 文部省同右、六頁。
(79) 文部省同右、九―一〇頁。
(80) 文部省同右、二〇―二一頁。
(81) 文部省同右、七四―七五頁。
(82) 文部省同右、七四―七五頁。

「東京学芸大学蔵日高秩父コレクション」について

橋本栄一・山下由季・小林拓也・
エカテリーナ＝ボボルィーキナ

はじめに

日高秩父（一八五二―一九二〇）は（図1）、従来、明治天皇、大正天皇の側近として、また、国定教科書の手本の執筆者として、諸史・資料にその名が散見されるものの、その活動の実態や内容については明らかにされてこなかった。その理由としては、日高秩父が、日下部鳴鶴らのような弟子の育成やその組織化を行わなかったこと、積極的に展覧会活動を行わなかったことなどから、日高秩父の活動や書作品等を記録、顕彰、継承する者の不在が主たるものと考えられる。

東京学芸大学に寄贈された日高秩父関係のコレクションを調査、研究することによって、日高秩父の書活動、書作品等の特徴を知り、日本近代の書道史、書道教育史における日高秩父の位置づけを行っていく端緒としたい。（橋本）

図1　日高秩父肖像

東京学芸大学蔵日高秩父コレクションと調査・研究の概要

東京学芸大学には、日高秩父の遺族より寄贈（約四千件）された膨大な「東京学芸大学蔵日高秩父コレクション」[1]（以下、「日高秩父コレクション」とする）が所蔵されている。日高秩父コレクションの内容は、国定教科書執筆に際しての原稿や印刷見本、実際の教科書、出版元とのやり取りのメモ、もともと彫師であ

図2　『三莫斎嘱書録』表紙（大正五～六年）

り、やがて日高秩父のマネージャー的な存在になっていく宮田六左衛門の刻した東宮御学問所でのテキストの版木等貴重な資料が含まれている。

また、日高秩父は、書家としても活躍し、本務の激務の合間に多くの書作品や石碑、墓石、看板等を揮毫しており、彼の多彩な業績を裏付けるように、日高秩父コレクションには、きわめて多岐にわたる内容の資料が含まれている。

それらの調査において、後述の日高秩父自身の備忘録である『三莫斎嘱書録』（以下、『嘱書録』とする）（図2）や『三莫斎箚記』（以下、『箚記』とする）の記録が研究の基礎となり、またそれに基づく事実関係の認定に大きな役割を果たしている。

『嘱書録』における記載方法はおおよそ一貫しており、ページの上段右から順に、依頼者・持参者、及び内容・数量・日付が記されている。下段の日付は、他の記載と比較すると依頼された揮毫を完了した日と考えられる。それらをみると、ほぼ毎日、多少の波はあるが、かなりの数量の依頼を受けていたことが看取できる。そして、それらの依頼主は、皇族、華族、政府、軍部の要人をはじめ、きわめて多岐にわたる人々が日高秩父の書を求め、内容的にも公私を問わず様々な注文が舞い込んでいることがわかる。日高秩父は、先に述べた本務である内大臣秘書官や東宮御学問所御用掛等の職務と併行して、非常にタイトなスケジュールで、これらの揮毫活動を行っていたことがうかがい知れる。日高秩父の遺族からの聴き取りでは、日高秩父は本務を終えて帰宅後連日深更に至るまで、または休日に、一人で揮毫を行っていたとのことである。『嘱書録』の全容を解明することは、明治時代における書作品等の流通や出版の実態のみならず、日本の近代史研究においても大変重要な意味を持つものと考える。

本研究では、前述の日高秩父コレクションの整理作業等を通じてみえてきた、日高の書活動の顕著な特徴と考えられる（一）国定教科書の執筆について、（二）東宮御学問所での書教育の内容について、（三）日高秩父の石碑の制作についての三点に焦点を当て、本研究助成により以下の調査を行い、日高秩父コレクションの意義をより明瞭にし、日本近代の書道史、書教育史に位置付けていくことを企図した。

具体的には、（一）国定教科書の執筆についてと（二）東宮御学問所での書教育の内容については、東

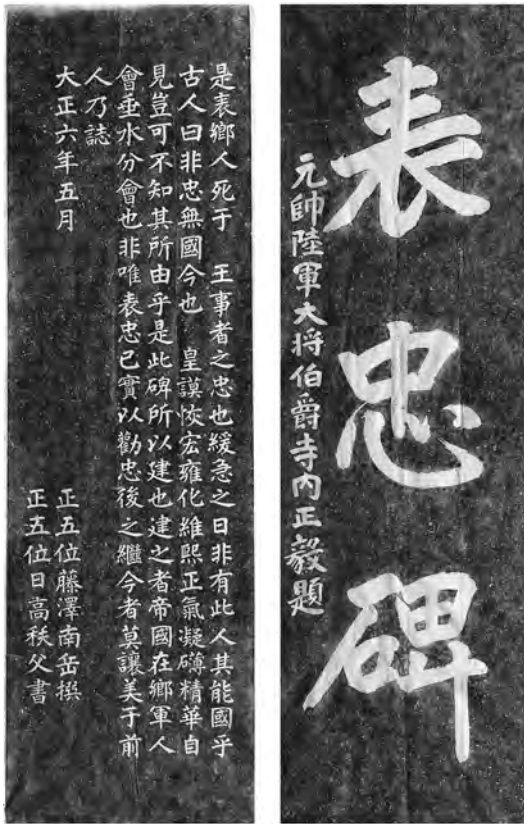

図3　表忠碑

京学芸大学とは別に多くの日高秩父の資料が収蔵されている津山洋学資料館への調査、国定教科書をはじめ豊富な書教育資料が収蔵されている観峰館への調査を行った。また、(三) 日高秩父の石碑制作については、全国各地に点在する日高秩父執筆の石碑の調査を行った。

これらの調査、研究の方法としては、日高秩父コレクション中の国定教科書や東宮御学問所に関する教授資料、書作品、石碑原稿・拓本の実物資料と『嘱書録』『箚記』中にみえる記載事項を照合し、それぞれの課題を抽出後、資料の所在の確認、実地調査という手順で行っていった。

一例を挙げれば、日高秩父コレクション中に「表忠碑」という全套本がある（図3）。

明治期以降の日本では、多くの石碑が制作されるようになる。それらのなかで、全国各地の小・中学校、寺社等に現存している「表忠碑」や「忠魂碑」の類だけでも、平成十五年（二〇〇三）に刊行された国立歴史民俗博物館『近現代の戦争に関する記念碑』における調査では、日露戦争の直後をピークとして二万基以上が確認されている。また、実数は詳らかではないが、各地に現存する事物や個人の顕彰碑の制作も盛んに行われていることが報告されている。

これらの石碑の制作の背景には、欧米の近代市民社会、帝国主義などを摂取、実践していった近代日本社会の特質と中国の石碑という文化装置の相関が予想される。しかし、具体的にどのようにしてそれらの大量の石碑が作られていったのか、どのような意味を持っていたのかなどについては、十分な考察が行われてきてはいないように思われる。

そのような研究対象としても「表忠碑」は大きな意味を持っているが、その具体的な製作の状況について『嘱書録』中の関連する記事と照合してみると、書き直しのやり取りが確認される。碑陽の題字にあたる部分は、いわゆる長州閥の巨頭の一人である、元帥陸軍大将寺内正毅（一八五二―一九一九）の題と記されており、碑陰にある紀年は大正六年五月となっている。寺内正毅は大正五年（一九一六）六月には元帥

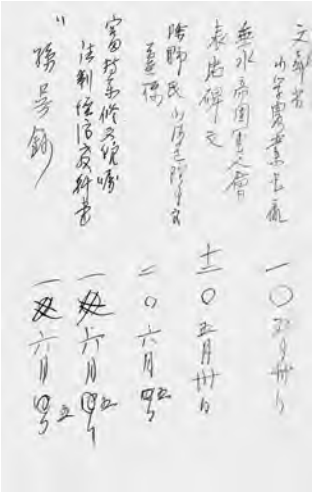

図4　『嘱書録』垂水帝国軍人会表忠碑文

図5　垂水表忠碑写真

府に列せられている。『嘱書録』中でも、大正五年五月三十日の項に書き直しの記述がみえる（図4）。

他の証する資料がみつけられないが、日高秩父コレクション内の事例から、寺内正毅が陸軍元帥に内示等を受け、それに伴い肩書の部分を至急書き直したものと推測される。

また、碑陰の揮毫者は日高秩父となっているが、碑陽の文字の書風や先の『嘱書録』中の関連する記述から、日高秩父が寺内正毅の代筆をしたものとも考えられる。さらに、碑の所在地が不明であったので、碑陰の「帝国在郷軍人会垂水分会」の垂水の語から、鹿児島県垂水市か神戸市垂水区に立碑されたものと見当をつけて調べていくと、後者の神戸市垂水区瑞丘八幡神社境内に、砲弾型の碑首をもち、比較的脆い石質のために、文字部分の剝損が進んではいるものの現存していることが確認できた（図5）。

このような調査・研究方法に加え、日高秩父の遺族からの聴き取りなども適宜行い、最終的に検討を行っていった。（橋本）

（一）国定教科書の執筆について

教科書制度変遷概要

明治期における改革の一側面として学校教育、とりわけ教科書の制作過程・取り扱い方法などがいくつかの段階を経て変遷していった。義務教育で扱う教科書の制度が定まるまでおおよそ三十年間かかった。

明治五年（一八七二）に学校制度の基本法である「学制」が発布され、文部省により作られた教科書も民間業者の教科書も並行して存在し、自由発行、自由採択という状況になった。また、翻訳教科書も使用されていた。明治十年代にはいると、復古思想が強まり、それと同時に府県の小学校において使用されている教科書が調査され、適切でないとされたものは排除されることとなり、明治十三年（一八八〇）に使用禁止書目が発表された。同年十二月に府県に対して文部省が教科書採用上注意を通達し、そのなかで「国安ヲ妨害シ風俗ヲ素乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍」および「教育上弊害アル書籍」が禁止対象となる基準を示した。

明治十四年（一八八一）に小学校教則綱領が出され、文部省の教科書取調掛が教科書の内容を調査するこ

ととなった。また、教科書は開申制度を経て、明治十六年（一八八三）に認可制にかわり、やがて明治十九年（一八八六）に検定制へ移行した。初代文部大臣森有礼（一八四七―一八八九）の下で「小学校令」及び「中学校令」が制定され、検定制に変更された。それは、文部省が検定した教科書のなかから府県ごとに採択する制度であったが、出版社と審査委員の間で贈収賄が行われ、明治三十五年（一九〇二）に「教科書疑獄事件」が起きた。

これまでみてきたように、特に小学校教科書の取り締まりが厳重であったと考えられる。教育勅語、日清戦争に伴う国家主義思想興隆といった社会状況を背景に、小学校教科書（特に修身教科書等）は、国家によって編集されるべきであるという意見が強まっていった。明治二十九年（一八九六）に貴族院から修身教科書、翌年に修身と国語読本の国定化が要望され、また、衆議院からも明治三十三年（一九〇〇）に修身教科書、明治三十四年に全ての小学校教科書の国定化についての建議がなされた。それを受けて明治三十三年に文部省で修身教科書調査委員会が設けられ、国定教科書の編集準備が始まった。そういった状況のなかで疑獄事件が発生し、それを契機に明治三十六年（一九〇三）に検定制が廃止となり、「国定教科書制度」が採用され、昭和二十年（一九四五）まで続いた。この制度の対象となったのは小学校の教科書のみである。

国定教科書は使用年次によって五期に区分される。

第一期　明治三十七年（一九〇四）～明治四十二年（一九〇九）
第二期　明治四十三年（一九一〇）～大正六年（一九一七）
第三期　大正七年（一九一八）～昭和七年（一九三二）
第四期　昭和八年（一九三三）～昭和十五年（一九四〇）
第五期　昭和十六年（一九四一）～昭和二十年（一九四五）

以上が国定教科書に至るまでの教科書制度変遷の概要である。

日高秩父による教科書執筆

国定教科書の制度化に従い、小学校の一科目であった国語科のなかの「書キ方」も、『尋常小学書キ方手

本』『高等小学書キ方手本』が制作され使用されるようになった。日高秩父は第一期から第三期までの書キ方手本の執筆に関わった。

第一期　全学年日高秩父（但し、『高等小学書キ方手本新制第三学年用』は甲種・日高秩父、乙種・香川松石）

第二期〈第一種〉甲種・日高秩父、乙種・香川松石（香川死去後、第二学年・上から板倉潭石）
〈第二種〉甲種・日高秩父、乙種・玉木愛石

第三期〈修正本〉甲種・日高秩父、乙種・西脇呉石
〈新手本〉日高秩父（死去後、第五、六学年は山口半峰）

この甲・乙について、加藤達成監修『書写・書道教育史資料』第三巻（東京法令出版、一九八四年）では、次のように述べられている。

筆者は、長三洲の高弟日高秩父（号梅渓）で書風は顔法、「渾朴沈重、気品に富む。」との批評があるが、用筆に特殊なものがあり始筆、終筆、転折が緊張している。このため教師にとっては教え難く、児童には学習し難く、遅筆なので実用性に欠けるうらみがあった。そのため、明治四一年四月の義務教育六年制実施に伴い、『高等小学　書キ方手本新制第三学年用』として上・下二冊が使われ始め、従来の筆者日高秩父が書いたものを甲種とし、他に乙種として香川松石が筆者となって書いた。なお、甲種・乙種の二本建（ママ）ての国定教科書は「書風」の存在による「書キ方」独特のもので、以後、第四期本までこの形式が続く。[2]

日高による甲種は顔真卿風、乙種は巻菱湖風であった。どちらを採用するかは、各地方長官によって決められていた。また、以上の引用文からも読み取れるように、日高は長三洲（一八三三―一八九五）に師事したのである。明治十年（一八七七）に出版された『小学習字本』が長三洲の執筆によるもので、そういった業績を日高秩父が受け継いだことになる。

第一期から第三期までの国定書キ方手本は、縦二十二cm、横七・五cmの折手本風

図6　国定教科書（第一期）第二学年

図7　国定教科書4冊

図8　国定教科書（日本書籍株式会社）

図9　国定教科書（共同販売所）

背綴じ、表紙は藍灰色であり、表紙中央には縦十八cm、横三・五cmの題箋がある（図6）。

日高秩父コレクションには、印刷された教科書のほかに、文部省により寄贈された非売品のもの、印刷見本、草稿、原稿などが伝わっており、制作過程をうかがえる貴重な資料である。

例えば、日高秩父コレクションに第一期の『尋常小学書キ方手本』（第二学年用・上）が四冊所蔵されているが（図7）、印刷と発行を同じくしていながら、翻刻印刷・翻刻発行を異にする教科書がみられる。つまり、明治三十六年に翻刻発行され、明治三十八年に再発行されたわけである。学習内容自体は変わっておらず一致している。しかし扉と奥付に注目すると、明治三十六年の「発行所　日本書籍株式会社」という表記（図8）が、明治三十八年に「発売所　合名会社国定教科書共同販売所」（図9）に代わることがわかる。国定教科書の販売が明治三十八年に統一され、合名会社国定教科書共同販売所となったという事実が確認できるのである。

東京書籍株式会社社史編集委員会『教科書の変遷　東京書籍五十年の歩み』（東京書籍株式会社、一九五九年）にその流れが詳しく述べられている。

前述のように、翻刻発行の許可は個人に降りたが、明治三十六年に許可の出版業者一九名中、大橋新太郎を中心とする一四名は、翻刻発行者が個々分立していては販売上の競争が起こり、用紙、印刷、製本もまちまちとなるばかりか、供給の統一を期することもできないから、この事業は共同経営のもとにこれらの弊害を避けようとはかり、協議一決して国定教科書出版協会という団体を組織し、同協会員の翻刻発行すべき図書全部の製造と販売を行う機関として、株式会社の設立を企画した。（中略）同年九月、資本金１００万円をもって日本書籍株式会社（現在の日本書籍とはべつのもの）を設立し、国定教科書出版協会と契約の上、国定教科書の製造販売を経営することになり、大橋新太郎が社長となった[3]。

明治三十八年四月、後述の明治三十六年の「小学校教科用図書翻刻発行規則」を廃止し、新たな同規則を制定した。それにより、出版関係の工場と事務所の所在地を東京と大阪にかぎり、販売は東京に設けた共同販売所において行うこととなった。そこで、日本書籍株式会社が不必要となった。

図10　国定教科書（日本書籍株式会社②）

両社（日本書籍と共同販売所）協議の上、ともに一たん解散して、あらたに「株式会社国定教科書共同販売所」を設立し、日本書籍株式会社の株主に対し新設会社の株式割り当てを条件に、文部大臣の認可をえて同三十九年八月、改めて「株式会社国定教科書共同販売所」が発足することになり、同時に日本書籍株式会社は解散した。[4]

以上のような経緯から、明治四十二年東京書籍株式会社が設立された。また、同年十月に「小学校教科用図書翻刻発行ニ関スル規定」が改正され、それにより翻刻発行を行う会社が日本書籍株式会社、東京書籍株式会社、大阪書籍株式会社の三社となり、製造したすべての図書が共同販売所にて販売されることとなった。この制度は昭和五年まで続くこととなる。

明治四十一年九月に、教科用図書調査委員会管制が勅令で公布されると、小学校の修身、歴史及び国語の教科書を調査審議し、その他の教科書に関する事項の調査を始めた。（中略）原案として提出されていた原稿は、委員会の意見が加わって大臣の許可が出ると、完全原稿になって翻刻発行会社におろされ、見本本が印刷されることになる。（中略）見本本ができると文部当局に提出し、検査済の印をもらって本印刷にかかるという順序であった。

教科用図書の翻刻発行から販売にいたるまでの供給経路は、発行会社―共同販売所―取次販売所―小学校児童という流れになっていた。[5]

しかし、四社で教科書の出版と供給が行われることに対して批判が強まり、ついに昭和五年五月の文部省による告示第一五八号において小学校教科図書翻刻発行に関する規定が改正されるにあわせ、共同販売所が廃止され、発行会社が販売を担うこととなった。以上、国定教科書共同販売所に関する流れである。

また、同じ明治三十六年のものでも、発行者を異にし、大阪の前川善兵衛（図8）と東京の大橋新太郎（図10）の名前が記載されている。

前川善兵衛、大橋新太郎は、翻刻発行の許可を受けたものである。それらの名前は「澤柳政太郎私家文書」中の「小学校教科用図書翻刻発行許可一覧」において他の十九名とともに確認できる。また、翻刻発行者の資格については、「小学校教科用図書翻刻発行規則」（明治三十六年）において定められている。

第一条　文部省ニ於テ著作権ヲ有スル小学校教科用図書ノ翻刻発行ヲ為サントスル者ハ其ノ図書ノ名称及毎年発行スヘキ冊数ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

翻刻発行ヲ許可スヘキ図書ノ名称ハ之ヲ告示ス

第二条　翻刻発行者ハ左ノ資格ヲ有シ文部大臣ニ於テ適当ト認メタル者ニ限ル

一　三個年以上引続キ文書図画ノ出版業ニ従事スルコト

二　三個年以上引続キ所得税三十円以上ヲ納ムルコト

小学校教科用図書ノ審査又ハ採定ニ関シ処刑ヲ受ケ又ハ本令第十三条ノ処分ヲ受ケ三個年ヲ経過セルル者ハ翻刻発行者タルコトヲ得ス[6]

題箋の文字の字形も多少違いがみられ、再発行の際、扉と共に題箋も書き換えたと推定される。

日高秩父コレクション中の四冊の内、三冊の奥付左上に印紙と消印がみられる。明治三十六年の『改正小学校令』の「小学校教科用図書翻刻発行規則」に、

第十一条　図書ニハ翻刻発行許可證明ノ為各冊見易キ所ニ文部省ヨリ交付シタル印紙ヲ貼付シ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛ケテ消印スベシ

印紙證明料ヲ納付シタル者ニ限リ之ヲ交付ス

証明料ハ一冊ニ付二厘トス[7]

とある。これによれば、翻刻発行が許されている証明のために、各冊に文部省交付の印紙を貼ることになっていたことがわかる。しかし、日高秩父コレクションのその四冊のなかに、印紙の貼られていない一冊（明治三十八年十一月発行）があり、その表紙の裏に、

明治卅九年一月大倉書店寄贈[8]

と日高秩父本人とみられる字が書き加えられている（図11）。

このように、国定教科書は国定教科書共同販売所を経て販売されていたこと、限られた数名の者が翻刻発行を許されていたこと、翻刻発行許可証明として文部省交付の印紙貼付が義務付けられていたこと、著者である日高秩父本人に発行所から消印の貼られていない物が寄贈されていたこと等が確認できる。

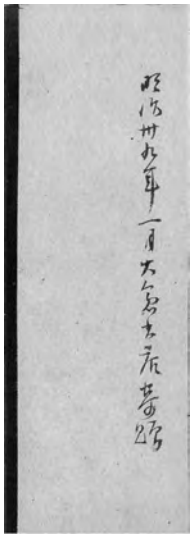

図11　国定教科書（第一期）第二学年　裏表紙

図12　教科書原稿

図13　契約書

第一期の教科書の『尋常小学書キ方手本』（第二学年用・上）の原稿も日高秩父コレクションにあり、朱墨で訂正文が書き込まれているページもある。例えば、用紙を束ねて紙紐でとめた原稿の最初のページに

全体イマ二割方大キクシタシ。
字形ハ先般願ヒシ五十音図ノ字ニヨリタシ。
同一ノ字ニシテシバシバ繰返サルルモノハ成ルベク字大字形筆勢
等ヲ同ジクシタシマタけはほ等同一ノ偏ノ属スル字ノ偏ハスベテ同ジクシタシ。[9]

とあり、発行された教科書と見比べると、記載通りに字が大きくなっていることがわかる（図12）。

国定教科書以外

日高秩父コレクションに所蔵されている明治三十六年（一九〇三）の契約書（図13）に、

日高秩父書吉田彌平川嶋庄一郎共編中学校用習字帖及【大日本株式会社】師範学校用習字帖ヲ出版スルニ付書者日高秩父ヲ甲トシ発行者大日本図書株式会社ヲ乙トシ契約スルコト左ノ如シ
第一條　甲ハ書者トシテノ責任及之ガ費用ヲ負担シ乙ハ発行者トシテノ責任及之ガ費用ヲ負担スル
但彫刻ハ甲ノ指定ニ一任スベシ
第二條　本書製本ノ体裁及定価ハ著作者ト乙ト協

議ノ上決定スルモノトス

第三條　乙ハ本書製本ノ都度各冊ノ奥付ニ甲ノ検印ヲ受クルモノトス若シ之ニ違背シ無検印ノ書冊ヲ販売セシ場合ニハ無検印ノ冊数ニ応シ定価二倍ノ金額ヲ甲ニ賠償スルモノトス

第四條　乙ハ報酬トシテ毎年五月及拾弐月ノ両度其前月末日迄シ【計算書ヲ並へ】甲ニ贈呈スルモノトス

一　中学校用習字帖　　定価ノ壱割

一　師範学校用習字帖　　定価ノ壱割五分

第五條　乙ガ広告ノ為ノ見本トシテ価格ヲ特減シ販売者ニ配布スベキ部数参百部及学校其他新聞雑誌社等ニ配布スベキ部数約参百部ハ前條ノ販売部数中ニ算入セザルモノトス

右契約ヲ証スル為メ各署名調印ノ上各壱通ヲ分有スルモノトス

明治三六年十二月二五日

原籍

住所

著作者　日高秩父

東京市京橋区銀座一丁目二二番地

発行者　大日本図書株式会社

専務取締役　宮川保全[10]

とある。

この契約書にみられる『中学習字帖』の扉の草稿は、日高秩父コレクションにおいて確認できた（図14）。契約が明治三十六年十二月とあり、習字帖が実際発行されたのは明治三十七年、遅くとも明治三十八年と推察される。しかし、教育図書館、文部科学省図書館、東書文庫、藤沢市教育文化センター、広島大学図書館蔵教科書コレクションを調査したところ、大日本図書株式会社の発行の習字帖を確認できなかった。明治三十八年（一九〇五）には国光社から日高秩父筆の『中等習字帖』、大日本図書株式会社からは『中学

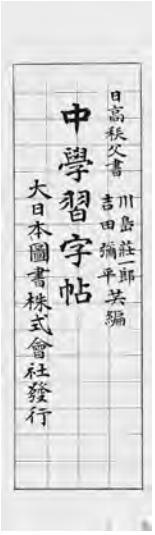

図14　中学習字帖　扉草稿

習字教科書』（川島庄一郎・吉田彌平編）が出版された。

その『中学習字教科書』に関係すると思われる書き込みが明治三十八年の『嘱書録』において、次のようにみられる。

日本図書株式会社
第一　定価十八戔（ママ）
第二　渡済
第三[11]

一方、明治三十八年六月に修文館より出版された『中等習字帖』も日高秩父の執筆である。同書の依頼と思われる書き込みが明治三十八年の『嘱書録』においてみられる。

鈴木常吉
中学（ママ）習字帖　上巻　二月一三日
中学（ママ）習字帖　中巻　三月
三体千字文　四月
中学　下巻　五月九日[12]

また、先述した契約書には、

彫刻ハ甲ノ指定ニ一任スベシ[13]

とあるが、「彫刻」というのは版木の製作のことであると考えられる。確認できた修文館の『中等習字帖』の最後の頁の左下に「宮田六左衛門刻」とある。この宮田六左衛門は『嘱書録』に頻出している人物であり、江戸時代から続く字彫り版木者のことで、代々六左衛門と称したが、日高とかかわりを持っていたのは十世の宮田六左衛門（兼行）である。

小結

調査の結果、日高秩父の教科書制作において、原稿執筆、出版社とのやりとり、契約関係等を具体的に知ることができ、当時の出版事情が明らかになった。本来、手本執筆を担当していた日高秩父が教科書制

作の全てに関与しており、プロデューサー的役割を果たしていたことは注目に値するであろう。

（ボボルィーキナ）

（二）東宮御学問所での書教育の内容について

日高秩父と東宮御学問所

東宮御学問所は、大正三年（一九一四）に高輪の東宮御所に設置された裕仁皇太子（後の昭和天皇）のための教育機関である。学習院初等科を卒業された裕仁皇太子は、大正三年（一九一四）から大正十年（一九二一）まで東宮御学問所で学んだ。生徒は、皇太子と御学友五名の計六名で、学友たちは全員華族の子弟であった。

日高秩父は、東宮御学問所御用掛に任命され、習字の授業を担当している。宮内庁『昭和天皇実録』第二（東京書籍、二〇一五年）の大正三年四月九日の記載に、

東京帝国大学文科大学教授白鳥庫吉・内大臣秘書官日高秩父・学習院教授石井国次・同飯島忠夫・東宮侍従土屋正直はそれぞれ東宮御学問所御用掛に任命される。[14]

とあるように、東宮御学問所御用掛に任命されていることがわかる。ここでは、日高秩父コレクション中の東宮御学問所に関連する資料を紹介し、それらを考察していく。

『箚記』によると、大正三年の四月七日に東宮御学問所御用掛の内示を受けたこと、その後に御用掛に任命されたことが記されている。

○波多野東宮大夫ヨリ余ヲ東宮御習字御用
トシテ推薦セシニヨリ御請アル様内話アリ[15]

また、『箚記』の四月九日の頁には、

○此日午後一時余
東宮御学問所御用掛仰付ケラル直チニ
両陛下ニ御礼ヲ申述同時刻東宮御

所ニ参伺シテ御礼ヲ言上セリ余カ如キ一田舎漢ニシテ先ハ
明治天皇ニ奉仕恩寵ヲ賜ヒ今又
大正ノ天皇陛下ニ奉仕シ特ニ
皇太子殿下御習字ヲ御教授スルニ至ツテハ
誠ニ無上ノ光栄ニシテ望ンテ得可キニ
アラズ誠ニ家門ノ深ク栄トスル所ナラズ
ヤ
○午後　両陛下ニ御礼申上奉リ併セテ東宮御殿ニ参上御礼申上ケタリ[16]

とあり、東宮御学問所御用掛任命当時の様子もうかがえる。

一方、裕仁皇太子は、幼少期から熱心に習字の学習に取り組んでいた様子が、『昭和天皇実録』にみえる。明治四十二年十月五日の頁をみると、

この日、書方の授業においてお認めの清書をお持ち帰りになり、臣下に示される。これより先、書方の御上達のため、専任教官による指導に代えて、主管たる学習院教授石井国次より直接指導を受けられることとなる。[17]

とあり、学習院初等科第二学年の時から習字の上達のために学習に取り組んでいる様子がうかがえる。

このことから、裕仁皇太子の熱心な習字の学習は、東宮御学問所においても同様であったと推察されよう。日高秩父コレクション中の東宮御学問所関連の資料は、多種多様な教授資料が含まれており、当時の一般的な書教育と比較し、特別な教授資料が開発・製作され、用いられていたことが考えらえる。裕仁皇太子は、それらの教授資料を使いつつ練習を重ね、習字の上達に努めていたと考えられる。

『箚記』をみると、

四月十一日　晴
○此夜秋葉和助ヲ呼ヒ習字筆ノ試作ヲ命シ
又宮田六左衛門ヲ呼ヒ特別習字本ノ彫刻ノ事ヲ

問合セタリ[18]

とあり、東宮御学問所で用いられた筆や、手本などの教授資料は、特別に製作されたものであり、それについては日高秩父が一任され、江戸の筆匠として著名な秋葉和助と、同じく著名であった彫師の宮田六左衛門により製作されたのであろう。前章で述べたように日高秩父は、特に宮田六左衛門と親交があり、国定教科書の印刷見本のための版木も宮田六左衛門が製作している。日高秩父コレクションの資料から、東宮御学問所の教授資料製作にあたり、度々宮田六左衛門が日高秩父の自宅を訪問し、原稿の受け渡しや製作に関する打ち合わせ等が行われていたことが推察される。

東宮御学問所に関する資料の紹介

ここでは、日高秩父コレクションの『東宮御習字箚記』[19]（図15）を紹介したい。これは、習字の授業の際に教材とした語句とその出典、教材手本の揮毫日、授業実施日などが書かれた手記と思しきものである。東宮御学問所で具体的にどのような教授が行われていたのか、またそれらの特徴などを考察していくうえで、貴重な資料である。

『東宮御習字箚記』には、習字の課題とした語句や、教授資料の手本を日高秩父が書した日付などが記されている。これらの習字の課題の語句と同様の手本、刷り物、版木も現存しており、日高秩父コレクション中、または津山洋学資料館の所蔵資料中にみることができる。

以下、日高秩父コレクション中の東宮御学問所第一学年の教授資料を提示しながら、習字の授業の実際をみていく。

『東宮御習字箚記』を参考に、第一学年習字の学習を左記のようにまとめた。それに記載がない授業日に関しては、『箚記』を参考にし、不明な部分は空白とした。

第一回　上下中正　四月二十三日
第二回　天地左右　四月二十七日
第三回　平恕方正　五月九日
第四回　允文允武　五月十六日

図15　東宮御習字箚記

第五回　克忠克孝　五月二十三日
第六回　志守公平　六月六日
第七回　行成于思　六月二十日
第八回　知止而定　六月二十七日
暑中御休暇ノ分　是迄差上ケタル第八回迄ノ分ノ小文字
片假名五十音
いろは
小文字第八回迄ノ分併ニ五十音平假名
御名罫　楷行體
第九回　自小及大
第十回　心如金石
第十一回　物有本末　九月二十一日
第十二回　楽以天下　九月二十八日
第十三回　守分安命　十月五日
第十四回　信以立志　十月十二日
第十五回　公平無私
第十六回　奉身如玉　十一月二日
第十七回　不強不達　十一月九日
第十八回　協力同心　十一月二十三日
第十九回　平安是福　十二月七日
第二十回　天祚忠孝　十二月十四日
第二十一回　先正其心　一月十三日
第二十二回　不言而信　一月二十日

第二十三回　神在無形　一月二十七日
第二十四回　好知其悪　二月三日
第二十五回　憂以天下　二月十日
第二十六回　思短益善　二月十七日
第二十七回　安國利人　二月二十四日
第二十八回　居安思危　三月三日
第二十九回　従善如流　三月十日
第三十回　慎終如始　三月十七日
第三十一回　虚己外求
第三十二回　従諫明聖

東宮御学問所の第一学年で行われた授業は、全三十二回であり、課題となる語句の選定は日高秩父が行っていたと推察される。戒めや教訓、治世の要諦について説いたテキストなどにみられる語句が用いられ、帝王学を補完するものとなっていたと考えられる。

大正三年五月四日に東宮御学問所の開所式が行われている。第一回にあたる四月二十三日と、第二回の四月二十七日は、開所式前であり、補習が行われていたと考えられよう。『昭和天皇実録』の大正三年四月二十一日の頁に以下のような記載がみられる。

本日より五月一日までの午前中、東宮御所内の仮教室において東宮職出仕五名と共に授業を受けられる。前学年の復習と新学年の予習を兼ねた内容にて、東宮御学問所御用掛の石井国次が国語・算術・歴史・漢文・地理・理科の学課を、日高秩父が習字を担当する。時間は、午前九時より十五分間の呼吸体操の後、九時三十分より、各三十分間の授業が、十五分の休憩を挟んで三時限まで行われる。[20]

五月四日の開所式までは、補習が行われていたようであるが、日高秩父コレクション中の資料をみると、補習の授業内容と開所式後の授業内容に差はないと推察される。補習と推察される大正三年四月二十三日の授業について、『箚記』に以下のように記されている。

四月廿三日　晴

此日ハ　皇太子殿下へ始メテ習字ノ御教授ヲ申上リベキニ付午前七時家ヲ出テ御殿ニ参上セリ

○九時十五分御教授申上ケ十時ニ終ハル

十時二十分御学問所ヲ辭シ直チニ内大臣府ニ出勤セリ[21]

教授内容に関しては、『東宮御習字箚記』に記されている。まず、第一回（四月二十三日）の授業を例示したい。

五月廿三日

東宮御習字　第一回

御手本

✓上下中正　　1[22]

冒頭の「五月」に関しては日高秩父本人の誤字であろう。文末の数字に関しては、日高秩父が授業回数をカウントする際に記入したものと推察される。教授資料としては、手本がある（図16）。紙面の左側に練習課題となる「上下中正」の文字が一行で配され、紙面右側に点画の一部分が墨字、骨書きと籠字を示したものが配されている。これらは筆の動きなどを視覚化し、用筆の理解の一助として記載されていたものと考えられる。

図16　東宮御学問所手本

日高秩父コレクション中には、左側に練習課題となる漢字四字の語句が一行で、右側に点画の一部分を示した同形式の印刷物が多くみられる。東宮御学問所の習字では、この形式の刷り物が製作され、用いられていたことがわかる。

次に、第八回（六月二十七日）の授業の資料をあげる。刷り物の他に、版木も残っている。『箚記』には、

六月廿七日　晴

此日東宮御学問所ニ参勤例ニヨリテ御習字ヲ申上ケ午前十時十五分ヨリ細字ノ書方及執法（ママ）ヲ御話シ申上ケ午後一時退出直チニ内大臣府ニ出勤セリ[23]

とあり、『東宮御習字箚記』には、

第八回　　六月廿四日書
両陛下へ奉呈六月廿七日
東宮御習字
✓知止而定　清尤侗静箴　　8
右六月二十七日

○暑中御休暇中ノ分
六月廿七日差上ケノ分
是迄差上ケタル第八回迄ノ分小文字　一枚
片假名五十音　一枚
いろは　一枚
小文字第八回迄ノ分併ニ五十音平假名　一枚
八月十三日書
御名罫
楷行體　一枚[24]

と記されている。大正三年六月二十七日は第一学年一学期最後の授業日であったと考えられ、暑中休暇の課題である細字（小文字）の執筆法についても教授が行われていたことがわかる。

第八回の練習課題「知止而定」は、先述した第一回「上下中正」と同形式のものであり、日高秩父コレクション中に刷り物と版木がある（図17・図18）。版木においては、第八回の授業で用いられたことを示すものであろう算用数字の「8」が朱書きされている。

ここで、「知止而定」の別形式の教授資料も紹介したい。半紙大の紙面に一行二字で漢字四字を配した教授資料も日高秩父コレクション中に多くみられる形式のものである。これは日高秩父の肉筆であり、版

図17　東宮御学問所手本

図18　東宮御学問所版木

図19　東宮御学問所手本草稿

図20　津山洋学資料館版木

図21　津山洋学資料館版木

図22　東宮御学問所資料

図23　東宮御学問所資料

図24　東宮御学問所資料

図25　東宮御学問所資料

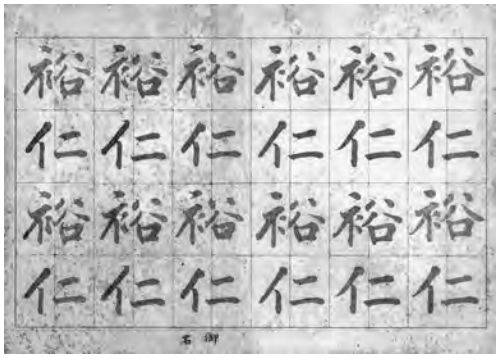

図26　東宮御学問所資料

木製作の草稿であろうと考えられる（図19）。「知止而定」の版木は、津山洋学資料館にも所蔵されている（図20・図21）。これは、「知止而定」を骨書きと、点画の一部分を示したものであり、これらの版木により制作された刷り物を用いて、習字の練習が行われていたことがわかる。

暑中休暇の課題と思しき資料も日高秩父コレクションに含まれる。第一回の授業の「上下中正」から第八回の授業の「知止而定」までの練習課題の語句をマス目に配した小筆の教授資料がある（図22）。末尾には日付を記入するように示した教授資料であり、直接書き込み練習できるように工夫されている。また、いろはやカタカナの練習を行う教授資料がある（図23・図24）。裕仁皇太子の名前の練習のための資料も見受けられる（図25・図26）。これは半紙大の用紙を横長の向きで使い、一行四字、六行のマス目が設けられ、右側に楷書、左側に行書で書かれている。

東宮御学問所の習字の授業の実際

日高秩父コレクションの中でも、習字の一課題に対し、複数種類の教授資料が残されている第七回の授業から、教授の方法を考察したい。

『東宮御習字箚記』によると、

第七回　六月十日書

両陛下へ奉呈六月廿一日

東宮御習字

行成于思　　韓退之

○右六月二十日差上[25]

とある。第七回の授業では「行成于思」が課題となっており、日高秩父コレクション中に教授資料が複数みられる。

資料から考察するに、毎時間の習字の授業において、課題の練習にはおおよそ三種類の教授資料が用いられ、練習が行われていたことがわかる。

まず一つ目は、紙面の左側に課題語句を、右側に部分点画を示したものである（図27）。これは、手本と

図27　東宮御学問所手本

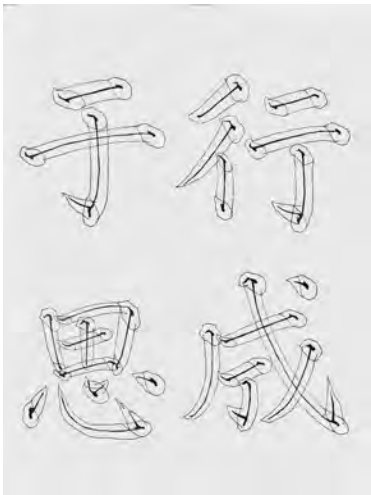

図28　東宮御学問所資料

図29　東宮御学問所資料

して用いられたものであろう。手本をみて、真似て書くという一般的な手習の方法で用いられていたと考えられる。

二つ目は、漢字四字を一行二字、二行で配したなぞり書き練習に用いられたと思しき資料である（図28）。骨書きと籠字が示されており、これら刷り物に直接書き込む形で大字の練習を行ったと推察されよう。また、類似した資料として骨書きのみを示した刷り物も用いられていたようで（図29）、同じく大字の練習が行われていたのであろう。

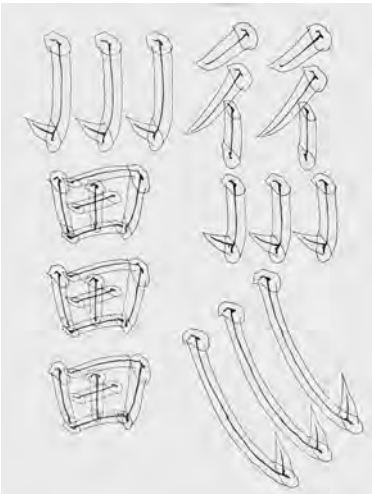

図30　東宮御学問所資料

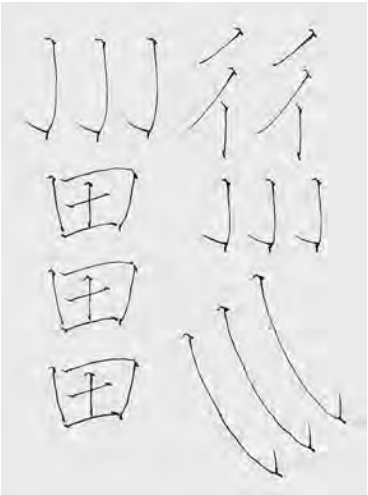

図31　東宮御学問所資料

三つ目は、点画の一部分の骨書き・籠字を示した教授資料である（図30・図31）。大字の練習の際に、点画の部分練習を行うことで、効率を重視した方法が用いられていたようである。

大筆を用いた大字の練習には、上述のように、大きく三つの練習方法が用いられていたと考えられ、手本の臨書、なぞり書き練習、漢字の点画を分解した部分の練習が行われていたようである。さらに大字練習の後は、小字の練習があったと思われる（図22）。これらは毎時の授業内で小字の練習を行う場合や、長期休暇などを利用して練習していたことが考えられる。

また、日高秩父コレクション中の東宮御学問所関連の資料を大観すると、一つの課題語句に対し、数種類の教授資料がつくられていることがわかる。それらは、大筆（一般的に半紙に二～六字に適したとされる）での大字練習用のものと、小筆もしくは中筆の小字練習用の二つに大別されよう。教材に用いた語句の字数や紙面への配置の方法、版木製作のための草稿などを含み、さらに以下のように整理される。

①四字手本

図32　東宮御学問所手本

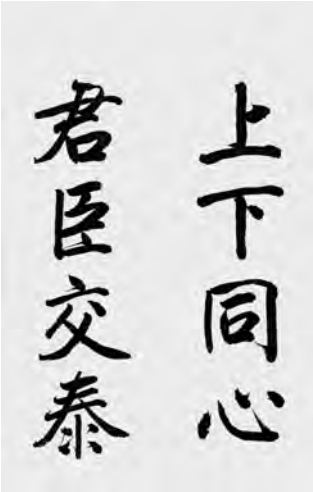

図33　東宮御学問所手本

左半分に漢字四字を一行に配し、右半分に点画の一部分が墨字と骨書きで示されたもの。主に第一学年で用いられたものであろう（図16・図17、図27）。

②八字手本

漢字八字を一行四字で二行に配し、墨字で示したもの。第二学年以降は、課題が八字となる（図32）。第二学年には行書も取り入れられ、同形式の行書手本もみられる（図33）。

③なぞり書き刷り物（骨書き、籠字）

漢字四字を一行二字で二行に配し、骨書きと籠字で示したもの。刷り物に直接書き込み練習ができるようにつくられている（図28）。また、骨書きのみの資料もあり（図29）、どちらもなぞり書き練習が行われていたことがわかる。

④なぞり書き刷り物（漢字の点画を分解した部分の骨書き、籠字）

漢字四字の点画の一部分を骨書きと籠字で示したもの。または骨書きのみで示したもの（図30・図31）。

⑤教材の草稿

漢字四字を一行二字で二行に配し、墨字で示したもの。習字の手本として用いられたか、もしくは③や④の形式の刷り物製作のための版木の草稿と考えられる（図19）。

⑥なぞり書き刷り物（小字）

漢字や仮名などの小字手本やなぞり書き用に朱で刷られたもの。多くは、手本となる墨字と、朱で刷られた文字や骨書きなどのなぞり書き練習が一枚の紙面に配されている（図22～図26）。

⑦その他（版木、草稿など）

版木は多くは残っていない。その他、四字手本の肉筆草稿などがある（図18・図19）。

小　結

日高秩父コレクションの東宮御学問所関連資料の概要は、先述のように整理し、考察した。裕仁皇太子への教授のために、多様な資料が作成されていたことが看取されよう。特筆すべき点は、江戸の寺子屋を中心に、それまでの習字の教授方法であった「手習」（手本を真似て書く、手本を臨書するという練習方法）だ

図34　法帖

けでなく、様々な練習方法が用いられ、それらに合わせた教授資料が製作された点である。特になぞり書き練習は、明治以降の学校教育で取り入れられ、習字の練習方法として主流なものになっていく。日高秩父コレクションは、現代の習字や毛筆教育の教授方法の根源を垣間みられる重要な資料といえるだろう。

（山下）

（三）日高秩父の記念碑の制作について

本章では、日高秩父の書業のうち、主に記念碑の揮毫における特徴について着目し、その実態について考察を進めていきたい。

明治期には多くの記念碑が制作されている。人物や事績の顕彰を、石材に銘文として刻み込むことで、その内容を後代まで伝えようとした。それら記念碑造営事業は、日本が欧米列強と対等に渡り合っていくための、近代的諸制度・諸政策が制定、推進され、数々の国利が挙げられていくなかで行われていった。その結果、多くの記念碑が次々に誕生した。

しかし、すべての記念碑が一様な水準を持って造営されたわけではない。碑文の内容から判明するように、造営に至った背景や官製・私製の区分、造営における規模の大小など、それらを十分に検討した上で、明治期の記念碑について考察を進めていく必要がある。また、それは記念碑造営に際して選定された、題額や碑文の揮毫者、碑文の撰者、彫り師についても同様である。ここでは、日高秩父が揮毫した一基の記念碑について考察を進めていきたい。

その前提として、日高秩父の書に関しては諸家が指摘するように、陰に陽に師とされる長三洲の影響がみられることは言を俟たない。日高秩父コレクション中で、長三洲に関する資料は数点みられるのみであるが、長三洲が日高秩父に与えた書を私家版として法帖に仕立てたものが残されている（図34）。最後の落款の部分に「為日高生　三洲長茨」とあり、日高秩父と長三洲の関係性を示す直接的な資料となっている。

徳泉さち氏が指摘するように[26]、この師弟関係は書のみならず、後の日高秩父自身の立場にも、実に大きな影響をもたらしたと考えられる。日高秩父が官界において地歩を固め、立身していくことは、長三洲の

業績を後継したことに起因すると考えられ、そのことが、日高秩父の書の背景となっているとも考えられる。立碑に関しても、日高秩父の官職や位階、皇室や大官らとの繋がりのみならず、具体的な制作過程における長三洲の影響をみていくこととする。（橋本）

「諏訪神社一千二百年祭碑」について

「諏訪神社一千二百年祭碑」は、長野県諏訪郡下諏訪町の諏訪大社下社秋宮の境内に現存する碑高三mを超す巨碑である（図35）。日高秩父の手によって、いわゆる顔法で書かれた楷書碑である。

本碑に関しては、碑の造営者とその造営過程、及び碑文中にみえる異体字使用に注目し、考察を進めていきたい。

現在の諏訪大社の名称は、戦後の社格制度の廃止と、神社の宗教法人化による影響を受けたものであり、昭和二十三年（一九四八）十一月二十日、全国各地に点在する諏訪神社の総本社として、名称の差異化を図るために諏訪大社と改称された[27]。古来、諏訪大社は上社と下社の両社において、日本第一大軍神として建御名方神とその妃神・八坂刀売神が祀られ、土着の諏訪信仰に基づく祭祀が執り行われてきた。明治政府は、明治四年（一八七一）の近代社格制度によって神仏分離を図り、神社を国家の直接の支配下に置いた。その結果、同年に「諏訪神社」が正式名称となり、国幣中社の格付けを受けた。その後、明治二十九年（一八九六）に官幣中社、大正五年（一九一六）に官幣大社へと昇格した[28]。

本碑の名称の由来ともなっている「諏訪神社一千二百年祭」は、明治四十四年（一九一一）十月、当時、官幣中社諏訪神社宮司であった森村正俊氏によって、当社の更なる寄与発展を願って発案、計画された臨時大祭であり、翌年四月十二日より二十一日間にわたって、上社と下社の両社において執行された[29]。「一千二百年」とは、持統天皇の勅祭から数えておよそ一千二百年という意味である。

本碑の造営は、地元の有力者をはじめとする二百三十余名が発起人となっており、題額を海軍大将東郷平八郎（一八四八―一九三四）、撰文を東宮侍講三島毅（一八三一―一九一九）、そして揮毫を日高秩父が担っている。注目すべきは、東郷、三島、日高の三名が高級官僚であり、国家の功労者であるという点である。このことから、本碑造営は国家の功労者たる高級官僚が請け負うだけの顕彰の内容を有し、官製による碑

図35　諏訪神社一千二百年祭碑

の側面があるということ、造営者三名の石碑制作への関与の軽重が考えられる。[30]

また、当時は記念碑の揮毫者として日高秩父以外にも、日下部鳴鶴（一八三八―一九二二）や巌谷一六（一八三四―一九〇五）をはじめとした著名な書家から、地方の有力者に至るまで数多く存在する。日下部や巌谷は、日高秩父同様に高級官僚としての職歴があるが、書家としては楊守敬（一八三九―一九一五）がもたらした新たな中国書法を体得して、革新的な書法を開眼した点で異なる。そして、日下部に至っては弟子を多数有し、当時の書道界に多大な影響を及ぼした。

それとは対照的に、日高秩父は国定教科書を執筆し、教育界に多大な影響を及ぼし、書を通して、国家が求める文字を通して在るべき姿を示したとも言えよう。当時は、顔法に対して馴染みのない状況であったが、少なくとも一般的に認知され、従来の御家流に変わるべき新書法とされたことは確かであろう。

つまり、三者の経歴や身分の点から考えれば、本碑の揮毫は誰が請け負っても良い状況であったと考えられる。しかし、誰に石碑の制作を依頼するのかという明確な選定の基準については不明瞭であるが、題額の揮毫者や碑文の撰者も含めて、国家の功労者に記念碑造営の依頼をし、それを引き受けてもらうことは、石碑の制作依頼者にとっては、大変栄誉のあることであったろう。そして、そこから考えられる日高秩父の書家としての当時の名声の高さがうかがえる。

本碑造営の発起人については、碑陰に詳しく記されている。[31] しかし、具体的に日高秩父に誰が依頼をしたのかは不明であり、管見では『嘱書録』にも該当する記載が見当たらない。このことから、『嘱書録』は全ての受注を網羅しているわけではないと考えられる。

一方、祭典の発案から本碑の落成に至るまでの経過は、髙木清允『下諏訪町誌』上巻（甲陽書房、一九六三年）、及び碑文から確認できる。具体的には、次に示す通りである。

明治四十四年十月　　宮司森村氏による祭典執行の発案。
明治四十五年四月十二日～五月二日　　諏訪神社一千二百年祭の執行。
明治四十五年六月　　本碑の落成。

また、碑文には次のような記載がある。

図36　諏訪神社一千二百年祭碑「神」5行目

図37　諏訪神社一千二百年祭碑「神」14行目

図38　『古今異字叢』「神」

図39　「神」作例（『大書源』より）

今茲四十五年自持統天皇勅祭為一千二百年。於是宮司森村正俊与郡民謀行一大祭典。自四月十二日至五月二日。流鏑馬歩射等古式及献樹式皆挙焉。大和巫女郷楽諸舞皆奏焉。遠近参拝者凡五万人為古来未曽有之盛事。

式典内容や五月二日までの来訪者数が具体的に記されていることから、本碑造営の決議は祭典以前からあったとしても、日高秩父らへの依頼はそれ以降であったことが判明する。つまり、約一ヶ月から二ヶ月程度の短期間において、本碑造営の全工程が可及的速やかに行われたものと考えられるが、日高秩父の石碑制作の標準的な日程から考えると、特異なこととは言えない。

「諏訪神社一千二百年祭碑」における異体字の使用について

本碑は、比較的長文で神社や神事に関する内容も含むことから、「神」字が頻出する。また、それ以外にも繰り返し登場する文字が複数見受けられる。日高秩父は、これらの文字に対して異体字を駆使し、単調な表現にならないよう配慮を施している。

また、日高秩父は、記念碑や墓碑の揮毫をする際、文字の校正をして繰り返し書き直していた。その様子は、コレクション中の草稿から確認される。しかし、本碑を実見した際、特に「神」字の一部については初見のもので（図36・図37）、典拠がどこにあるのかという疑問を抱いた。

そこで、日高秩父が字典を中心とする何らかの工具書を利用していたものと仮定して、当時みることが可能であったと思しきもののいくつかに当たってみた[32]。その結果、長三洲をはじめとして、日高秩父の父・日高頼長（一八一八―一八八五）らが出版した長梅外編『古今異字叢』（万字堂、一八八三年）を典拠としたものと考えられる（図38）。

『古今異字叢』は、未完成のまま上巻のみが明治十六年（一八八三）に出版され、「毎頭字を画引に分ち且各音訓を附して其下に古今異様の文字を類集したるもの」との形式をとっているが、明確な出典については一切記載されていない[33]。当時刊行されていた字典類や、現代における一般的な書道字典[34]、及び京都大学拓本データベースを参照してみても、前述のような「神」字と同様の楷書体は見当たらない。しかし、小篆や隷書には、類似する作例がいくつか存在する（図39）。

図40　諏訪神社一千二百年祭碑「農」4行目

図41『異体字弁』「農」

図42『康熙字典』「農」

つまり、長三洲らは、小篆や隷書を楷書化して、『古今異字叢』を編纂したものと考えられる。そして、日高秩父が直接『古今異字叢』を参照して揮毫活動にあたった、と考えることができるだろう。日高秩父が長三洲の高弟であったことからも、それらは可能性の高いことであり、日高秩父自身、小篆や隷書の作例を残していることから、それらを理解した上で異体字を使用していたことが考えられる。

次に、本碑中で用いられている、他の特徴的な異体字について確認したい（図40）。「農」字の上部「曲」の変形例は、他の楷書の作例では確認できないが、「神」字と同様に、小篆や隷書に典拠したもの考えられる。また、『異体字弁』や『康熙字典』には、本碑と同様のものがみられた（図41・図42）。ここでは杉本つとむ編『異体字研究資料集成』（雄山閣出版、一九七三年）に収録されているものを参照した。

小　結

以上、日高秩父の書業のうち、特に記念碑の揮毫に着目して考察を進めてきたが、総じて言えるのは、日高秩父が長三洲の影響を多分に受けていたということである。日高秩父が、記念碑の揮毫者として選定されたり、実作の面で顔法を用いていたことは、長三洲の教えに基づいたからこそであろう。もちろん、日高秩父にそれらを可能にするだけの力量があったことは、言うまでもない。（小林）

むすび

本論考中において具体的にみてきたように、当時の教科書制作の過程を具体的に知ることが出来た。それらを通して、日高秩父が文言の選定について関わった形跡はみられないが、自身が揮毫した文字の仕上がりの体裁などに細かな指示を出していることなどのやり取りを行っていることがわかった。国定教科書の制作については、当初予想していたよりも日高秩父の関与が大きく、また、教科書全般に関する資料調査を進めていくなかで、国定教科書以外の教科書においては、日高秩父がより主導的な位置を占めていたことも明らかになってきた。

また、東宮御学問所での書教育においては、授業の都度、日高秩父の個人の裁量で用具用材やテキスト

が調えられ、教授法が決定されていることがわかった。もちろん少人数で経費を度外視した帝王学たる東宮御学問所での教育という特性はあるが、逆にそのことから、日高秩父の書教育の理想に近い形で実現されていたものとも言えよう。

石碑については、神仏分離による神社の格上げを意図した記念碑の造営という明治政府の国策に沿ったものを、請け負う形で制作が進められていたことがわかった。また、一方では、官界に関わる著名な人物による石碑の題額や碑文の揮毫、撰文が、石碑の造営を企図した者らにとっては栄誉なことであり、そのなかでも多くの石碑の揮毫を依頼されている日高秩父の位置づけをうかがい知ることができた。

以上のように日高秩父コレクションの調査・研究から、日高秩父の関わった多様な書作については、日高秩父の立場上、皇室や政府を中心とする明治期の政治、文化、教育の在り方ときわめて密接であることがわかった。また、日高秩父コレクション中の作品や『嘱書録』『箚記』、書簡等を通観しても、当時の書の世界との関わりの希薄さは否めない。このことから、日高秩父の書の継承者の不在はもとより、日高自身が取り立てて他の明治期の他の多くの書家との交流を望んでいなかった可能性があり、当時の書の世界からは超然とした存在にみえたであろうことも大きな特徴と言えよう。

本論考の調査、フィールドワークについては執筆者全員で行ったが、文章化する際には、国定教科書についてはエカテリーナ＝ボボルィーキナ、東宮御学問所については山下由季、石碑については小林拓也、その他は橋本栄一が分担して執筆にあたった。

また、関連する資料の調査に関して、津山洋学資料館、観峰館、杉本淳子氏をはじめご遺族の皆様に格段のご配慮、ご協力を賜ったことに深く感謝申し上げる次第である。（橋本）

〈注〉

（1）橋本栄一他「寄贈資料紹介：日高秩父コレクションについて」（東京学芸大学『東京学芸大学紀要　芸術・スポーツ科学系』六十七、二〇一五年）

（2）加藤達成監修『書写・書道教育史資料』第三巻（東京法令出版、一九八四年）

(3) 東京書籍株式会社社史編集委員会『教科書の変遷　東京書籍五十年の歩み』（東京書籍株式会社、一九五九年）
(4) 東京書籍同右書
(5) 東京書籍同右書
(6) 『改正小学校令』博文館、一九〇三年
(7) 『改正小学校令』博文館、一九〇三年、頁一三四（国会図書館デジタルコレクション）
(8) 東京学芸大学蔵日高秩父コレクション
(9) 同右日高コレクション
(10) 同右日高コレクション
(11) 同右日高コレクション
(12) 同右日高コレクション
(13) 同右日高コレクション
(14) 宮内庁『昭和天皇実録』第二（東京書籍、二〇一五年）
(15) 前掲、日高コレクション
(16) 前掲、日高コレクション
(17) 宮内庁『昭和天皇実録』第一（東京書籍、二〇一五年）
(18) 前掲、日高コレクション
(19) 前掲、日高コレクション
(20) 宮内庁『昭和天皇実録』第二（東京書籍、二〇一五年）
(21) 東京学芸大学蔵日高秩父コレクション『三莫斎箚記』
(22) 東京学芸大学蔵日高秩父コレクション『東宮御習字箚記』第一
(23) 前掲、『三莫斎箚記』
(24) 前掲、『東宮御習字箚記』第一
(25) 前掲、『東宮御習字箚記』。
(26) 徳泉さち「日高秩父の墓石・石碑の揮毫について――東京学芸大学所蔵日高秩父コレクションを通して――」（『大学書道研究』第九号全国大学書道学会　二〇一六年）
(27) ＧＨＱは戦後、神道指令によって従来の日本の社格制度を一新したため、神社は国家との連絡の一切を絶つこととなった。その結果、社格は廃止され、宗教法人令の実施（昭和二十年十二月二十八日施行、昭和二十六年四月三日に宗教法人法に改正、施行）によって政教分離が目指され、信教の自由が保障されるようになった。
(28) 髙木清允『下諏訪町誌（上巻）』（甲陽書房、一九六三年）
(29) 注（26）を参照。
(30) 海軍大将東郷の名義貸しと、諏訪神社が軍神を祭っていることに、関係性があるものとみてよいだろう。ただし、題額揮毫

者としての明確な選定基準については、不明である。

(31) 発起人総代の下諏訪町小口国蔵、平野村小口亀弥、諏訪明神講社増沢多能志ら、以下二百三十余名の名を連ねている。碑陰の揮毫者は、日高の書風と異なることから、別の人物と考えられる。

(32) 杉本つとむ『異体字研究資料集成』より、当時日高らが閲覧可能であったと考えられる、異体字に関する工具書を選出した。年代順に配列すると次の通りである。上記の丸数字は、同集成（全十巻、別巻一）の巻数を示している。

〈日本〉

⑩『節用集』（慶長十五（一六〇四））
⑩『下学集』（元和三（一六一〇））
③『異字篇』（元禄三（一六九〇）、雲石堂寂本）
②『異体字弁』（元禄三（一六九〇）、中根元圭）
③『正俗字例』（享保四（一七一九）、未詳）
④『倭楷正訛』（宝暦三（一七五三）、太宰春台）
①『同文通考』（宝暦十（一七六〇）、新井白石）
⑦『正楷録』（未詳、寛政三（一七九一）写本成立、近藤西涯）
④『楷林』（寛政五（一七九三）、岩倉家具）
⑧『抜萃正俗字弁』（寛政九（一七九七）、石野恒山）
⑤『正楷字覧』（天保五（一八三四）、宇田有済）
⑧『古今字様』（未詳、嘉永五（一八五二）写本成立、岡本況斉）
⑧『古今文字』（未詳、嘉永五（一八五二）写本成立、岡本況斉）
⑤『疑字貫双』（安政四（一八五七）、水井勝山）
⑤『古今字様考』（文久元（一八六一）、松井峨山）
⑥『別体字類』（明治四（一八七一）、萩原秋巌）
⑥『楷法弁体』（明治十四（一八八一）、小此木観海）
⑥『古今異字叢』（明治十六（一八八三）、長梅外）
⑩『俗字畧字』（明治四十三（一九一〇）、黒柳勲）
※成立・刊年未詳
⑦『異体字彙』（竹内某）
⑧『古字便覧』（写本、中山竹之進）
⑧『別体字考』（写本、未詳）
⑩『異体同字篇』（写本、未詳）

〈中国〉

⑩『玉篇』（梁）
別①『干禄字書』（唐）
別①『五経文字』（唐）
別①『九経字様』（唐）
⑩『字彙』（明、和刻本：寛文十二（一六七〇））
別①『字考』（明）
①『正字通』（明）
①『康熙字典』（清、和刻本：安永九（一七七九））

（33）杉本つとむ『異体字研究資料集成〈第六巻〉』（雄山閣出版、一九七四年）を参照。
（34）二玄社編集部編『大書源』（二玄社、二〇〇七年）